

てられぬ有様なり。年比さしも作磨かれたる御所なるを、忽に修羅の巷となり、一時の内ほろびに亡んとは誰か豫かねては思ふべき。若君の御死骸しがいは求むるに得ざりければ、御乳母申しけるやう、御最後には染入そのいれの御小袖を著せしめ給へり、菊の枝を御紋とする由語りければ、未だ燻りける灰はいの中を尋ぬるに、少き死骸しがいの燃株もくじの如くなるが右の脇わきの下したに小袖僅わずかに一寸餘焦残あまりこけのこる菊の紋見えたり。是を標しるしに御骨おこつを拾ひ壺つばに入れて、源性みづから自肩かに掛けて泣々高野山たかくに起きつゝ奥院おくのいんにぞ納めける。同月四日小笠原彌太郎、中野五郎、細野兵衛尉等ほそのを召戒めしめしめらる。將軍家の近習として、能員よしかずに骨肉こつにくの昵ひびあり。のちの災わざはひを思はるゝ所なり。さる程に將軍家の御惱なやみ少しく怠おこたらせ給ひ、若君能員滅亡よしかずめつぼうの事を聞召きこしめせ、「我慙なまじひに死もやらでかよる愁うれへを聞く事よ、此鬱胸うつきょう何時いつか開ひらけん」とて和田左衛門尉義盛よしもり、仁田四郎忠常たやつねに密談だんあり、北條時政を討うべき企くはだをぞ致し給ひける。堀藤次親家ほりのちかを以て御書を和な田に下されしを、義盛思慮よしもりしりよを廻めぐして時政に見みせたり。時政聽やがて親家ちかを捕とらへて、工藤小次郎行光くさかつらに仰おほせて誅つせらる。斯かくて北條時政は仁田四郎忠常たやつねを名越なごえの亭ていに召めして、能員追伐つるはつの賞しょうを行はんとせらる。忠常たやつね参まゐりて、日暮ひくれに至いたれども退出たいしゅつせず。舍人せりやう男怪おとこあやしみて忠常たやつねが乗りたる馬を引きて家に歸り、舍弟せりやう仁田五郎、六郎等むつらにかくと云ふに、是は一定北條時政追討つうたうの事

將軍家に頼たのまれ奉たがる。其事漏もれて誅つせられたるなるべしと子細しさいにも及およはず、推量すゐりやうに任せ、家子いへの子、郎從らうじゆ起おこり立たちて、五郎六郎二人の弟あにを大將だいしやうとして、江馬殿えまどのに押寄おしよせたり。御家人等ごけにんらうおひ合あひて防ふせぎ戦たたかふに、波多野次郎忠綱はだのちやつなは仁田五郎にんたごろうに組くみで首くびを取とる。六郎は臺盤たいばん所に驅かけ込み火かを懸かけて自害じがいす。仁田四郎忠常にんたごろうたやつねは、思おもひ寄よらず名越なごえの亭ていより歸かへりしが、道みちにて是こゝを聞ききつゝ御所ごしよを指さして馳行はせいきしを、加藤次景廉かとうじかげんに行合ゆきあひて討うたれたり。運命うんめいとは云いひながら楚忽そこつの所行しよぎやうこそ淺あましけれ。

○頼家卿出家流罪 付千幡公家督 並元服

將軍頼家卿たのけみかの悪行重疊あくぎやうじゆうたせふし給たまひしかば、心ならず御飭下ごんかざりおろし給たまふ。御病惱ごびやうなうの上うへには國家政理こくかせいりの御事ごじも始終しじゆう尤なほも危あやくおはしますとて、尼御臺所政子にごたいしよせいこの御計ごけいとして、伊豆國修禪寺いずのくにしゆぜんじに御下向ごかたなし奉たがらる。正治元年せいぢげんねんより以來このかた、御治世ごちよ僅わずかに五年ごねんなり。北條時政きたうじせいせい、同子息義時等どうしよきよときら千幡公せんぱんこうを取立とて主君まぬしとす。故右大將頼朝卿こゝろだいしやうたのちゆうけいより以來このかたの御家人等ごけにんらう皆本領みなほんりやうを安堵あんぞしたり。時政が妻牧御方つまきのおんかたは、尼御臺所政子にごたいしよせいこの爲ためには繼母けいぼなり、かよる折節せりふしに千幡公せんぱんこうをも害がいし参まゐらせんと思ふ志こゝろ有りけれども、義時等よしよときらが介抱かいほうに依よて其事叶ごじはず。同九月十五日千幡公せんぱんこうを關東くわんとの



○實朝將軍  
となる

長者とし、從五位下の位記竝に征夷大將軍の宣旨を鎌倉に下されけり。十月八日千幡公年十二歳にして御元服あり。武藏守義信加冠たり。理髪は外祖時政なり。政所の吉書始め御鎧の著始、馬乘弓初、皆その儀式を行ひ給ふ。鶴岡二所、三嶋以下の神社に各神馬を參らせて、世上無爲の御祈あり。鶴岡の塔婆の事建立の始に火災ありて、當宮以下鎌倉中の民屋數町焼失す。既に再興の御爲に地曳せらるゝ所に、賴家卿没落し給ふ。旁々以て不吉なれば、此經營然るべからずとて、尼御臺政子の計として塔婆の再興を停止せらる。神慮如何と覺束なし。

○實朝讀書始 付 勢州の一揆對治

建仁四年改元ありて元久元年とぞ號しける。將軍實朝從五位下右近衛少將に任ぜらる。正月十二日讀書始め先孝經を讀ましめ給ふ。相摸守中原仲業侍讀たり。この人はさせる文才の譽なしといへども諸史百家の書を集め、粗九流の義に通ぜし故なり。その日砂金五十兩金劍一腰を賜ひけり。同四月平氏の餘黨雅樂助平維基が子孫等伊勢國に起り、中宮長司度光が子息等伊勢國に起り、一族郎從諸方より集る。兩國の守護山内首藤刑部

○元久元年

丞經俊子細を尋んと擬する所に、合戦を企つる。經俊無勢にて叶難く、館を開けて逃じす。凶徒二ヶ國を掠め、鈴鹿の關を切塞ぎ、勢州に六ヶ所の城郭を構へ、これより隣國に打出んとす。京都の守護武藏守源朝雅軍兵を催し美濃國より廻りて、進士三郎基度が朝明郡富田の館に押寄て一時の間に攻ほし、三郎基度、同舍弟松本三郎盛光、同四郎同じき九郎、其外雜兵二百餘人を討取て安濃郡に打越え、岡八郎貞重父子郎從八十餘人を討取り、其より多氣郡に討入りて、莊田三郎佐房、同嫡子師持以下が首を切掛け、河田刑部太夫を生捕りたり。朝雅が猛威此所に於て盛なり。一揆の張本若菜五郎が城郭、勢州日永若松、南村、高角、關、小野に籠置きたる軍兵等朝雅が武勇におそれて皆落失せたりければ、兩國幾程なく平ぎけり。朝雅に勸賞行はれ、伊勢國の守護職に補せられ、首藤經俊は本職を改補せらる。武藏守朝雅は北條時政の婿なり。其妻は牧御方が腹の娘なりければ、殊更に權威を振ふ事誰か是に勝るべき。

○賴家卿薨去 付 實朝の御臺鎌倉に下向

同七月十八日實朝時政、計ひ申して、修禪寺に人を遣し、賴家卿を浴室の内にして潛に

○賴家浴室  
に刺さる



刺殺し奉る。御年未だ二十三歳、一朝の露と消えて益なく名のみを残し給ひ、永く白日の下を辭して、一堆の塚の主となり給ひけり。哀なりける御事なり。頼家卿近習の輩謀叛の企露顯せしかば、北條相摸守義時軍士を遣して誅せらる。實朝の御臺所は京都に奏聞を経給ふ。坊門大納言藤原信清卿の御娘を定め下さる。御迎の人数は容儀花麗の壯士を選遣さる。左馬權介、結城七郎、千葉平次兵衛尉、畠山六郎、筑後六郎、和田三郎、土肥先次二郎、葛西十郎、佐原太郎、多々良四郎、長井太郎、宇佐美三郎、佐々木小三郎、南條平次、安西四郎是等を先として、美男優長の輩を選揃へて上洛せしめらる。同十二月十日御臺所鎌倉に下著あり。即ち御所に御輿入れましましければ、上下悦の眉を開き、貴賤安堵の思をなし、賑々しき世となり、關東靜謐の基なりと大名諸侍の家々までも萬歳をぞ唱へける。

○北條政範死去

遠江守從五位下行左馬權助政範は、今度將軍家北御方御迎ひの人数に選ばれ、京都に上洛しける所に、路次より病惱に侵され、身心安からずといへども、立歸るべき事も流石なり。

挽歌―葬送の時の歌

諸將に打連れて上りけるが、愈病氣重くなりければ、仙洞を初め奉り、諸將、諸侍手を握り、足を空になし、醫針の秘術、藥石の神方様々手を盡しけれども、極れる天年や更に少の驗もなく、遂に死去せられけり。今年未だ十六歳十一月五日忽に無常の風に誘はれ、瓦隴の霜と消えにけり。一族郎從等力を落し泣々挽歌を歌ひ、翌日の早朝に東山鳥部野に葬り、枯残りたる草を刈拂ひ、一聚の塚にぞ埋みける。飛脚を以て關東に告けたりければ、將軍實朝卿には御寵愛の近侍なり、牧御方の腹として、時政夫婦の愛荒き風にも當て參せじと、花を飾り玉を弄ぶ如くなりしかば、大名諸侍の餘勢重く時めきける人ぞかし。今かく聞き給ひ、俄に燈火を打消したるやうに、肝心を失ひ、牧御方は絶入々々歎き悲み給へども、其甲斐もあらざれば、僧を請じて經讀みつよ、菩提を弔ひ給ひける。哀なりし事共なり。

○武藏前司朝雅畠山重保と喧嘩 畠山父子滅亡

京都の守護武藏前司源朝雅が第は六角東洞院にあり。今度實朝卿の御臺所御迎の爲に、上洛せられし人々彼の第に參會して酒宴ありけるに、畠山六郎重保と亭王朝雅と計なき



○朝雅、牧氏によりて重忠を讒す

諍論を仕出し、重保様々悪口を吐散す。一座の人々兎角宥めて無事なりけるを、朝雅猶も遺恨を挟み、牧御方に付いて、畠山次郎重忠を讒しけり。重忠は時政前腹の娘に嫁して婿なり。朝雅は時政當腹の娘を迎へて、牧御方殊更に愛せらるゝ婿たり。繼母なりければ、婿ながらも重忠には疎く、朝雅には親しきに任せて、時々畠山父子逆心ある由時政に讒しけり。稻毛三郎重成は重忠が従弟なり。是も時政前腹の婿ながら、重忠と不和なりければ、同じく牧御方と心を合せて、畠山父子を滅さんと相計る。北條義時、同舍弟時房即ち父時政を諫め申されける様、「畠山次郎重忠は、去ぬる治承四年の役より以來忠義を專とせしかば、故右大將家其志を鑒み給ひ、將軍御家督の御代を守護し奉るべき旨、慇懃の御遺言を爲し給へり。頼家卿の御方に候じながら、判官能員叛逆の時北條家の味方と成り、忠戦の功を顯しけるり、時政公に於て婿なれば、父子の禮を重くする所なり。然るを今何の憤を以てか、重忠叛逆を起すべき。若彼の度々の忠功を捨て楚忽に誅伐を行はれば、定て後悔に及ぶべき歟。事の實否を糺されて後、その御沙汰あらば然るべく候」と申されけるに、時政一言にも及ばず座を立たれければ、義時、時房も退出せらる。牧御方この由を聞給ひ、備前守時親を使として、相州義時に仰せけ

るは、重忠謀叛の事隠なし。君のため、世のため、この趣を遠州時政へしらせ奉る所に、貴殿の諫は偏に重忠が奸曲に方人して、繼母なれば、我を讒者になすべしとの御巧なるべし」と申されければ、相州義時「この上は如何様にも御心に任せ給ふべし」とぞ返答せられける。同六月二十二日の微明に鎌倉中騒動し、軍兵等由比濱の邊に馳違ひ、佐久間太郎等大勢にて、畠山六郎重保が家を取圍む。重保出でて防戦ふといへども、俄の事にてはあり、折節無勢なり、至從十五人同じ枕に討死したり。父重忠は別心なき由申開かんとて、鎌倉に來ると聞えしかば、相摸守義時を大將として數萬騎を率して、武州二俣河に向向はる。先陣は葛西兵衛尉清重、後陣は堺平次兵衛尉常秀なり。相隨ふ人々には大須賀四郎胤信、國分五郎胤通、相馬五郎義胤、東平太重胤、足利三郎義氏、小山左衛門尉朝政、三浦兵衛尉義村、同九郎胤義、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、宇都宮彌三郎頼綱、筑後左衛門尉知重、安達藤九郎右衛門尉景盛、中條藤右衛門尉家長、刈田平右衛門尉義季、狩野介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波多野小次郎忠綱、松田次郎有綱、土屋彌三郎宗光、河越次郎重時、同三郎重員、江戸太郎忠重、澁河武者所、小野寺太郎秀通、下河邊莊司行平、園田七郎その外大井、品河、春日部、潮田、鹿島、小栗、



竝方、兒玉、横山、金子、村山の輩我もくと馳付けたり。關戸の大將には式部丞時房和田左衛門尉義盛なり。前後の軍兵三萬餘騎山に連り、野に満ちて、旗を靡し、甲の星を竝べて、今や遅しと待ちかけたり。さる程に畠山次郎重忠二俣河に付いて、遙にこの由を聞きて鶴峯の麓に陣取り、家子本田次郎近常、榛澤六郎成清に申されけるは「我既に小衾郡を出でて爰にきたり、大軍に行逢ひたり。然るに舍弟長野三郎重清は信濃にあり、同舍弟六郎重宗は奥州にあり。いま相隨ふ者とは一男小次郎重秀、家子に汝二人、郎從都合百三十四人のみなり。嫡子重保は早討たれたりと聞くからに、我何をか期し、何處にか遁るべき。只討死と思ふより外は他念なし。若落行かんと思ふ人々は是より歸り給へ」と申されしかば、本田、榛澤申しけるは、「敵軍數萬騎に此小勢對戦し難し。先御館に引返し、討手を待受けて軍し給へかし」と云ひければ、重忠仰せけるは、「家を忘れ親きを忘るゝは勇士の道なり。嫡子重保討たれし上は、本地に歸りても何かせん。去ぬる正治の比、梶原景時が一宮の館を出でて途中にて討れしは、一時の命を惜むに似たりと後に嘲を殘せしぞや。引返さば、陰謀の企あるに似たり。只爰にて腹切べし」とありければ、百三十四人の輩、同じく御供申して年來の御恩を報すべしとて、

○重忠切ら

中々一人も落べしと申す者なし。斯て寄手の軍兵共先陣を志す其中に、安達藤九郎右衛門尉景盛、其郎從野田與一、加治次郎、飽間太郎、鶺見平次、玉村太郎與藤次主從七騎眞前に進み、弓矢取直し鎬矢を打番うて、重忠を目掛けてかよりけり。重忠是を見て、「安達は弓馬の親き友なり。一陣に驅出でたるは神妙なり。如何に小次郎重秀馳向うて戦へ」と下知しければ、重秀太刀を抜き、安達と相戦ふ事數刻に可ふ。その間に重忠に渡逢ひて、加治次郎宗季以下二十三騎打たれたり。本田、榛澤以下の兵、數萬騎の中に驅入て、四角八方に討て廻る。さしもの大軍村々に成て引色なり。申刻に及びて、重忠既に氣疲れたり。小次郎も手負ひたり。その外の郎從も痛手薄手負ぬはなし。寄手は大軍いやが上に新手入替りて攻めけるが、愛甲三郎季隆が放つ矢に重忠脇壺を射させて、一矢なれども、究竟の矢壺なれば、重忠堪へず、馬より下立ちて、太刀を杖に突き、瘡たる所を季隆引組みて首を取る。大將討たれければ、子息小次郎を初て皆一所にて討死す。重忠今年四十二歳、多年の勳功忠義の志、讒佞の掌握に落ちて家門滅びける事は、如何なる運命の果なるらんと、心ある人々は怪み思ひ侍りけり。翌日軍兵等鎌倉に歸參して、畠山重忠以下の首級を遠州時政に檢せしめて、軍の事を語り申す。相州義時申されける



は、「重忠が舍弟親族は皆他所にありて、戰場に隨ふ者は僅に百餘人なり、謀叛の事は虚誕の讒訴なりと覺ゆ。不便の事かな」とて、落涙せらる。時政何とも仰の旨なし。その日の酉刻計に、三浦平六兵衛尉、鎌倉經師谷にして榛谷四郎重朝、同嫡子太郎重季、次郎秀重等を誅戮す。この軍の起は稻毛三郎重成入道が謀曲にあり。遠州時政潛に畠山叛逆誅伐の事を稻毛に示合さる。親族の好を變じて、重忠を謀りし故なりとて、大河戸三郎、宇佐美與一に仰せて、稻毛入道、同子息小澤次郎重政を誅せらる。牧御方非道の企世に隠なく沙汰し合へり。

○稻毛重成  
殺さる

○北條時政出家 付前司朝雅伏誅

牧御方いとど奸謀重疊して恣に行ひ、時政に向ひて種々の非道を密談せらるゝ所に、時政も心操僻出でて、義時、時房、泰時等の政務一向我思ふ旨に叶はずと常々は咬きて、何事も牧御方の申さるゝ義を只善しとのみぞ思はれける。將軍實朝未だ御幼稚にして何の御智慮もおはしませず。尼御臺政子内外に付きて政道を計はれ、皆この命を守らる。然るに牧御方又あらぬ工を仕出し、如何にもして、我が婿武藏守朝雅に關東將軍の職を

○牧氏婿朝雅を立てむとす

○義時執權

○時政退隱

繼せ、權威を耀して見ばやとぞ思立たれける。實朝はこの比遠州時政の亭におはしませす。内々當將軍家を謀り申さるゝ由、聞えければ、尼御臺政子大に驚き、長沼五郎宗政結城七郎朝光、三浦兵衛尉義村、同じき九郎胤義、天野六郎政景等を遣して、將軍實朝を相摸守の亭に迎取り奉らる。かゝりければ、時政潛に集められし勇士等悉く相州の方に参りて、御所を守護致しけり。遠州時政思ふ旨有りけるにや、俄に髪を剃りて執權の事を留めて引籠らる。行年六十八歳。いまだ老耄すべき時分にもあらず。只心の僻みたる所より我身を自苦しめらる。同時に出家せし人々數多し。是等も定て陰謀密談の輩なるべしと彼の方の人は疑思はれけり。牧御方も心ならず、鎌倉には居住するに足もたまらず、伊豆の北條に下向あり。前大膳大夫入道藤九郎左衛門尉等即ち相摸守殿の御亭に参じて評議あり。「朝雅斯て候はゞ、如何様にも叛逆を起し、一京、鎌倉靜なるべからず、早く誅戮せば、太平の本なるべし」と一決して、使者を京都に遣し、右衛門權佐朝雅を誅すべき由在京の御家人等に仰付けられたり。同閏七月二十六日に京都の武士、五條判官有範、後藤左衛門尉基濟、源三左衛門尉親長、佐々木左衛門尉廣綱、同じき彌太郎高重以下七百餘騎にて、朝雅が六角東洞院の家に押寄せたり。武藏守右衛門權佐朝雅は折節



仙洞に候じて、圍碁の會に交りて退出せず。小舎人の童走來りて座を招立ちて、かうかうと告たりけるに、朝雅更に驚周章せず、色にも出さず、元の座に歸居て、碁の果たりける目算せしめ、石を時收めて後に「關東より朝雅誅罰の使を上せられ、軍兵私宅へ押寄せ候と申來りて候早く身の暇を給はるべし」と仙洞へ奏聞し、馬に打乗り、六角の家に歸りければ、郎從共早出向うて防戦ふ。朝雅面も振らず、寄手の中を蒐通り、内に入て鎧を著し、打て出でつよ、四方八面に追散し、郎從皆打れしかば、只一騎落ちて行く。軍兵等追かくれども、物ともせず、松坂の邊まで落ちけるを、金持六郎廣親、佐々木三郎兵衛尉盛綱等跡に付きて隨行けども追詰むる人もなかりし所に、山内刑部大輔經俊が六男六郎通基其時は未だ持壽丸と名付けしが、聞ゆる強弓にて、近く馳寄て射たりければ、朝雅が頸の骨を篋深に射込しかば、一矢なれども、痛手にて、馬より眞倒まに落ちけるを、押へて首をぞ取にける。さしも武勇の譽を施し、當時權勢の威を逞しくして、諸人恐れて影をだにも踏まざりけるに、盛者必衰の理誠に頼なき世の有様、勢磷ぎ運傾き、一朝に滅びて死骸を路徑の草むらに曝し、命を黄泉の底に落しけるこそ悲しけれ。

磷き一磨れて薄くなり

鎌倉 北條九代記 卷第四

○朝親新古今集を進す 付 八代集撰者

同九月二日藤兵衛尉朝親京都より下著して、新古今和歌集を以て、將軍實朝卿に奉る。其より以前延喜帝の御時に紀貫之等に勅して古今集を撰ぜられ、村上天皇の御宇に大中臣能宣、源順、清原元輔、紀時文、坂上望城、五人に命じて、後撰集を撰じ、一條院の御時に藤原公任大納言拾遺和歌集を撰ぜらる。是を三代集と名付けて歌道の權輿とし給ひけり。その後白河院御在位の時、藤原通俊後拾遺集を撰じ、崇徳院の御宇に源俊賴朝臣金葉集を撰じ、近衛院の御時に、藤原顯輔詞花集を撰じ、後白河院の御宇に至て、藤原俊成に勅して千載集を撰す。今又後鳥羽上皇既に源通具、藤原有家、藤原定家、藤原家隆、藤原稚經に命じて、新古今集を撰せしめ給ふ。古今集より新古今まで、是を合せて八代集とぞ名付けたる。歌の道は我國の風俗として神代の古より傳り、世の帝絶せぬ言の葉を撰ぜられける。その中に新古今集は去ぬる三月十六日に撰集し、

權輿一始



○實朝和歌を好む

同じき四月に奏覽す。未だ竟宴を行はれず。披露の義は是なしといへども、將軍實朝卿この道を好み給ふ。その上故右大將の御歌も撰び入れられんと聞給ふに付けて、頻に御覽せらるべき志おはしけるを、朝親即ち定家卿に屬して、和歌の道稽古淺からず、既に此集の作者に入れられ、讀人しらすとは書かれたりけれども、歌の本意は有りけりと思喜ぶ所なり。實朝卿如何にもして、書進すべきの旨望み給ふに依て、朝親竊に寫して、鎌倉に下向し、將軍家に奉りければ、大に御感の餘朝親に様々の御引出物を賜り、歌の道御物語ましく、御詠なんども出されて見せ給ひけり。

○頼家卿の子息善哉鶴岡御入室

同十二月二日、故頼家卿の御息善哉公幽なる御有様にておはしけるを、尼御臺政子の御計として將軍實朝卿の御猶子となし參せ、鶴岡の別當宰相阿闍梨尊曉の弟子と定め、侍五人を相副へて、彼本坊に御入室ありけり。後は知らず。めでたかりける御事なり。出家し給ひて、禪師公曉と申せしは、此御事にておはします。今年いかなる年なれば、京鎌倉靜ならず人の心も空に成りて、手を握り、足をつまだて、易きに居る者更にな

し。故右大將家の御時より、當家に忠義を存せし輩或は人の讒言により、或は自恨を含みて、身を滅し家を滅する者所々に數を知らず。是に依て軍兵日毎に馳違ひ鎧の汗を乾す隙なし。あはれ弓を囊にし、太刀を箱にして、太平を歌ふ世もあれかし、今日はかく時めくといへども、明日如何ならん事の出來て誰が身の上に禍あるべきも知らぬ憂世の有様哉と、互に心をおきつ波の打解くる事もなく、漸々月日もくれはどり、怪みながら送り來て、新玉の春を迎へんと家々取賄ひ、除夜を祝ふも理なり。

○黒谷源空上人流罪付上人傳記

元久三年四月に改元あり、建永元年と號せらる。次の年十月に又改元あり、承元と號す。かく改元のありけるも、世の中内外に付けて靜ならざる故なるべし。承元元年二月に黒谷上人法然房源空を讃岐國に流罪せらる。彼の上人は本は美作國久米南條稻岡と云ふ所の人なり。父は漆間左衛門尉時國と名付く。讐敵の爲に夜討せられ、時國害せられしかば、母に隨ひて、當國菩提寺の觀覺得業生の弟子となり、後に叡山に登りて、阿闍梨皇圓の門弟として、剃髮受戒し、學文を極め、又源光阿闍梨に師とし仕て、宗の淵底を

○建永及び承元の改元



明め、遂に隱遁して、黒谷睿空法師の許に行きて、念佛の門に入り、法然道理の人なりと申されしより、法然房と名を付き、又初の師源光、今の師睿空の一字を取合せて、法名を源空とぞ名のられける。四十三にして、淨土念佛の宗門を立てて、東山黒谷に居て、是を勧められしかば、その門弟三百餘人、其外貴賤の男女參集りて念佛す。九條前關白太政大臣藤原兼實公は月輪殿と申しけるが、源空上人の念佛に歸して、崇敬ありし所に、後鳥羽上皇の宮女二人戒を受けて尼となる。上皇逆鱗ましくて、その弟子授戒せし住蓮安樂をば六條河原にして首を刎ね、法然房は流罪せられ、その外上足の弟子諸國に配流せられたり。是より五年の後勅免あり。建曆二年正月二十五日八十歳にして吉水にて遷化あり。

○實朝卿和歌定家卿批點付闘鶏

承元元年七月に將軍實朝卿御夢想によりて和歌二十首を詠じて、住吉の寶殿に奉納あり、この次に、去ぬる建永元年より以來の詠歌三十首を藤原定家卿に送り、批點を請ひ給ふ。定家卿點を加へて返され、詠歌の口傳一卷を參せらる。日比和歌六義の風體を實朝卿尋

六義古今

集の序に見  
えたり詩の  
六義に擬し  
たるもの

ね給ひける故なり。この比世も既に靜なるに似て、春の空長閑なり。三月朔日に永福寺の梅櫻を北の御壺に掘移して植られ、同じき三日には北の御壺に於て闘鶏の會あり。相州時房を初て親廣、朝光、義盛、遠元、景盛、常秀、常盛、義村、宗政等をその衆として、思ひくゝに鶏を出して闘らる。或は距に金を入れ、成は翼に芥を塗りけん唐の季邸、季子が古もかくこそありつらめとこの比の見物なり。

○吾妻四郎青鷺を射て勘氣を許さる

同八月十七日鶴岡八幡宮の放生會あり。將軍家御出あるべしとて、先御供の隨兵を定めらる。其中に吾妻四郎助光故なくして參らざりければ、工藤小次郎行光を以て仰せられけるやう、「助光はさせる大名にあらずといへども、累代の勇士たるを以て隨兵の員に召加へらる。頗家の面目なりと存すべき所に、その期に臨みて、參らざる條子細を言上すべし」とあり。助光畏りて申しけるは「將軍家此御神事に御出ある事は晴の儀たるを以て、態と用意致せし所の鎧を鼠の爲に損せられ、是に度を失ひ、俄に申障り候なり。別心を以て、まかり出ざるにては候はず」と陳じけり。重ねて仰せありけるは、「晴の儀



才漢一才幹の意か

たるに用意致しけるとは新造の鎧の事歟。甚以て然るべからず。隨兵はその行粧を飾るべきにあらず。只警衛の爲なり。是によつて、右大將家の御時、譜代の武士奇麗を調ふる事を停止せらる。然れば往當故頼朝卿、御用の事有て筑後權守俊兼を召しけるに、此男、本より花美を好み、殊に行粧を刷らふて小袖十餘領を著し、袂の重色々を飾りて、御前に出たり。頼朝卿御覽じて、俊兼が帶する所の刀を召して、重ねたる小袖の袂を切せられて、後、仰せられけるやう汝は才漢有て家富みたり。何ぞ儉約を存せざるや。千葉常胤、土肥實平などは、所領は俊兼に雙ふべからず。されども衣裳は品を用ひ、鎧以下更に美麗を好まず、其家富裕にして、數輩の郎従を扶持せしめ、たゞ勳功の忠義を存す。今汝は財産の費を知らず、過分の奢を極むる條、大事に臨まば定て家子郎従を扶持するに叶はず、軍陣の時は獨身たるべしと誠め給へば、俊兼面を垂れて敬屈し、向後花美を停止すべき由御請を申しけると聞しめし傳へたり。されば當時武勇の輩、豫てより、鎧一領を持たぬ者やあるべき。何ぞ重代の兵具を差置きて、新造の鎧を用ひられば、累祖重代の鎧等は相傳の詮なきに似たり。その上放生會は恒例の神事なり。度毎に新造せば儉約の義に背く者歟。向後諸人この儀を守るべし。助光は先出仕を止ら

るよ所なり」と仰せ出されければ、助光暫く籠居致す。同十二月三日、相州大官令以下御所に伺候あり。嵐烈しく松の梢に渡り、自琴の調に通ふらん。雲吹閉ぢて雪降出で、木々の枝々時ならず花咲くかと怪まれければ、將軍實朝卿興せさせ給ひて、御酒宴を始めらる。その間に青鷺一羽進物所に入て、ふためきつゝ寢殿の上に留りたり。野鳥室に入るは不祥の兆なりと將軍家御心に掛り思召し、「誰かある、あの鳥射止めよ」と仰出ださる。折節然るべき射手御所中に候せず。相州申されけるは「吾妻四郎助光御氣色を蒙りて、是を愁へ申さんために、近邊に居て候。召出されて射させらるべきか」とあり。御使を下され、助光廳で參上し、臺目を挟み階隱の蔭より狃寄てひようと發つ。鳥には中らざるやうに見えて驚は庭上に落ちたり。助光進覽致しける。左の目より血の少出たる計にて死すべき疵にはあらざりけり。鷹の羽にて矯ぎたる矢なるが、鳥の目を曳きて融る。生ながら射留むる事御感殊に甚しく、御赦免を蒙り、剩へ御劍を賜る。武藝に達せし故に依て時の面目を施しける手柄の程こそ雄々しけれと、皆人感じ給ひけり。



○熊谷小次郎上洛 付 直實入道往生 竝 相馬次郎端坐往生

熊谷小次郎直家は次郎直實が嫡子なり。然るに直實は、子細に依て發心して東山の麓黒谷に籠り、源空上人の弟子と成り、専修一心の念佛行者と成りにけり。初め平家追討の時、一の谷の先陣として、武勇の名隠なく、その子直家又忠戦の勳功あり、父が名跡相違なく下され、武藏國にありけるが、承元二年九月に、父直實入道使を下して、「來十四日には、黒谷にして臨終を取るべし。早く上洛せしめよ」と告げたりければ、小次郎直家はを見訪はんが爲に京都にぞ上りける。この事鎌倉の御所に披露あり。奇代の珍事是ならん。豫て死期を知る事は、權化にあらずは、疑あるに似たり。直實入道蓮生に於ては世の塵勞を遁れて一心に淨土を欣求し、念佛三昧を事とす。積念修行の薰習高ければ、定て奇特を現さんものか、相馬次郎師常は念佛信心堅固の者にて、去ぬる元久二年十一月十五日、六十七歳にして端坐合掌し、念佛唱へながら卒去したり。決定往生疑なしとて、結縁の緇素集りて拜みけり。是に合せて念佛の利益疑ふべき事ならずと、評定區々なりける所に、東平太重胤京都より下向して、御所に参りて洛中の事共を申す中

塵勞—煩惱

緇素—僧俗

に、熊谷次郎直實入道、九月十四日未刻を以て臨終すべき由洛中に相觸れたり。其日に當つて、結縁の道俗、東山黒谷の草菴に集ひて、幾千萬とも數知らず。既に時刻に成て、蓮生入道袈裟を著し、禮盤に昇り、端坐合掌して高聲に念佛し、その聲と共に、臨終を遂げたり。豫て聊も病氣なし。頗る奇特の事なりと申しけり。蓮生入道が子息直家その跡を取納め、鎌倉に歸参り、言上せし趣、東平太が申すに違はず、皆感信を催されけり。

○和田義盛上總國司職を望む

承元三年五月十二日、和田左衛門尉義盛内々望み申す事あり。往當故右大將家の御時に、拔群の忠功を勵し、平氏没落して、四海靜謐に歸し、勳功の賞行はれて、諸侍の位次を定めらる。義盛は諸司別當に補せられしに、梶原景時羨みて、假初にこの職を借て永く返さず。景時没落の後、義盛二度還補したりけるが、此比上總國司職を望み申しけるを、將軍家即ち尼御臺政子の御方へ申合されたり。尼御臺仰せられけるやう、故右大將家の御時より、侍の受領は停止せられたり、今更成例を始めらるべからず、女性なん



どの口入には足らざるの旨御返事有てその事打止めらる。義盛歎狀を大官令に付けて、一生の望この一事にある由述懐申しければ、「如何にも御計あるべし。左右を待つべし」とぞ仰出されける。同十二月十五日近國の守護補任の御下文を進ず。その中に千葉介成胤は、先祖千葉大夫元永より後、當莊の檢非違使所たるの間、右大將家の御時、常胤下總一國の守護職に補せらるゝの由を申す。三浦兵衛尉義村は、祖父義明天治より以來相摸國の雜事相交るに依て、同じき御時檢斷の事同じく沙汰致すべきの旨、義澄是を承るの由を申す。小山左衛門尉朝政は、本より御下文を帶せず。先祖下野少掾豐澤當國の押領使として、檢斷のこと一向に執行致す。秀郷朝臣天慶三年に官符を賜るの後、十三代數百歳奉行するの間更に中絶の例なし。但し、右大將家の御時は建久年中に、亡父政光入道この職を朝政に譲與ふるに就いて、安堵の御下文を賜る計なり。敢て新恩の職にあらずと申す。その外國々皆右大將家の御下文を帶す。向後、愈政道怠るべからずと、仰せ含めらる。惣じて大名諸侍其先祖の武功を衒ひ、私の述懐を以て上を怨み奉る事は不忠の者たるべし。足る事を知るを勇士の心とし、國家を守り奉るを忠勤の侍とす。只深く身を謹て家を治むと名付くと、賞祿に厭かざる輩を誠仰出されけり。和田

義盛、上總國司の事所望を止め候、今は執心も無く候へば、撃け奉る所の歎狀を返し給はるべき由を申す。既に御前に進覽せしめ、暫く御左右を待つべき旨仰を承はりながら、今この訴訟偏に上を輕め計ふ事甚だ御意に叶はずとぞ、御氣色ありけり。子息四郎義直、五郎義重等深く心に含みて、世を謀る志出來たり。

○賀茂長明詠歌

加茂の社氏 菊大夫長明入道連胤は、雅經朝臣の擧し申すに付けて、關東に下向し、將軍家に對面を遂げ奉り、鎌倉に居住し、折々は御前に召されて歌の道を問ひ給ふ御徒然の友なりと、思召されければ、新恩に浴して、心を延べ、打慰む事多しとかや。正月十三日は故右大將家の御忌月なれば、法華堂に參詣す。往當の御事共思ひ續くるに、武威の輝く事一天に普く、軍徳の勢四海を治て、累祖源家の洪運此所を開け、靡かぬ草木もあらざりしに、無常の殺鬼を防ぐべき謀なく、五十三歳の光陰忽に終盡て、青草一箇の土饅頭、黒字數尺の卒都婆のみ、その名の記に残り給ふ御事よと、懷舊の涙頻に催し、一首の和歌を御堂の柱に書付けたり。



草も木も靡きし秋の霜消えて空しき苔を拂ふ山風  
將軍家御參詣の時是を御覽じて、御感淺からずとぞ聞えし。

○千葉介阿靜房安念を召捕る 付 謀叛人白狀 竝  
和田義盛叛逆滅亡

○建保の改元

建曆三年十二月六日に改元あり。建保元年とぞ號しける。然るに、今年二月十五日千葉介成胤が手に、一人の法師を召捕りて、相摸守にぞ參せける。是叛逆の中使なり。信濃國の住人、青栗七郎が弟阿靜房安念といふ者なり。諸方に廻りて一味同心の輩を相語ふ運命の極る所天理に叶はざる故にやありけん、千葉介が家に入來り、かうくと語りければ、成胤は當家忠直の道を守り、即ち召捕て參せたり。相摸守聽て、山城判官行村に仰せて糺問し、金窪兵衛尉行親を相副へて聞かしまられたりければ、安念法師一々に白狀して、謀叛の同類をさし申す。一村小次郎、籠山次郎、宿屋次郎、上田原平三父子、園田七郎、狩野小太郎、澁河刑部六郎、磯野小三郎、栗澤太郎父子、木曾、瀧口、奥田白井等、殊更和田義盛が子息四郎義直、五郎義重一族是に與す。張本百三十餘人、伴類二

○和田の亂

百人に及ぶといひければ、國々の守護人に仰せて、召進すべしと下知せらる。この事の起を尋ぬるに、泉小次郎親平と云ふもの、頼家卿の御子千壽丸とておはしけるを、大將に取立てて、北條家を亡さんと相謀り、安念法師に廻文を持たせて、潛に諸國の武士を語ふに與力同心既に多し。親平は建橋といふ所に隠れ居ると申しければ、工藤十郎を遣して召て參るべき由仰せ付らる。工藤は家子郎從二十餘人を俱して建橋に行き向ひ、案内しければ、親平異なる氣色もなく工藤を呼入れて首打落し。其間に親平が郎從三十餘人、打ちて出でつと、工藤が郎從一人も残らず打殺して、親平は行方なく落失せけり。すはや鎌倉に大事起りぬとて、上を下へ打返しければ、諸國の御家人等聞付け、次第に鎌倉に馳參る事幾千萬とも數知らず。和田左衛門尉義盛は、上總國伊北莊にありけるが、この事を聞きて急ぎ走參じ、御所に伺候して對面を遂げ奉る。今度二人の子息等召誠めらるゝ事を大に歎き申しければ、數年勳功の忠節に優じて、子息四郎義直、五郎義重が罪名を除きて、許し下されたり。義盛老後の眉目之に如すと喜び奉りて、退出す。翌日又義盛その一族九十八人を引卒して、御所の南庭に列坐し、迎の御恩に、囚人の内和田平太胤長を許し給はるべしと申す。平太は謀叛人の張本なれば、叶ふべからずとて、高手



小手に縛搦め、一族共の坐したる前を引渡し、判官行村に仰せて、陸奥國岩瀬の郡に流罪せらる。平太が家は荏柄の天神の前にあり。御所の東の隣たるに依て、近習の侍望み申す人多し。義盛即ち五條局とて、近く召使はるゝ女房に屬して、言上しけるやう、「故右大將家の御時より、義盛が一族の所領の地としては、他人更に住居すべからず。只今闕所に及ぶ條是非なし。せめて彼が屋形をば申受け奉らん」と望み申す。實朝卿御許容ありけるが、忽に變改して、相摸守義時に賜る。和田が代官久野谷彌次郎を追出し、行親、忠家分取りて移住みけり。義盛大に怒て曰く、「この屋形を申受けて少の怨をも散せんと思ひし所に、忽に變改して義時に賜る事重々以て口惜き事なり。此上は生きて世にありて何を面目とすべき。皆北條が所爲なれば、思ひ知らせはべらんものを」とて、頓て叛逆を企てけり。和田新兵衛尉朝盛は義盛が孫なり。將軍家の近習として等倫の寵恩之に越る人なし。近比父祖一黨して怨を含み、出仕を留めて、叛逆を企てはべる。是に與すれば、君を射奉るの科あり。與せざれば、父祖の孝道に叛く事を思ひて、淨遍僧都に謁して、發心出家の身となり、實阿彌陀佛と名を付きて、京都に上りける所に、義盛聞付けて、四郎左衛門 義直を追手に遣はす。駿河國手越にて追付き、引返しはべり。

○朝夷義秀の武勇

この事隱なかりしかば、將軍家より宮内兵衛尉公氏を遣し、様々宥め仰せらるれども、用ひず。五月二日の申刻計に和田左衛門尉義盛大將として、嫡子新左衛門尉常盛、同じき子息新兵衛尉朝盛入道實阿、三男朝夷三郎義秀、四男四郎左衛門尉義直、五男五郎兵衛尉義重、六男六郎兵衛義信、七男七郎秀盛、この外には土屋大學助義清、古郡左衛門尉保忠、澁谷次郎高重、中山四郎重政、同太郎行重、土肥先次郎左衛門尉惟平、岡崎左衛門尉實忠、實田與一、梶原六郎朝景、同次郎景衡、同三郎景盛、同七郎景氏、大庭次郎景兼、深澤三郎景家、大方五郎政直、同太郎遠政、鹽屋三郎惟守以下親類朋友百五十騎、郎從都合三百餘人三手に分ちて押寄せたり。一手は將軍家の南門に至り。二手は相州義時の小町の西北の兩門を圍みたり。義時は豫てより、將軍の御陣法華堂に伺候せらる。留王の侍五十餘人出合ひて戦ひ、残りなく討れたり。御家人等御所の南に出でて戦ふに、兩方矢を發つ事雨の如く、鋒より火を出し、鏝元に血を滴で、追つ捲りつ、半時計り攻戦ふ。波多野中務丞忠綱、三浦左衛門尉義村馳加はりけれども、御家人等叶はずして、散々に追靡けらる。御所の四面を取圍みて内に攻入らんとす。修理亮泰時、同次郎朝時、上總三郎義氏等力を盡してふせぎけるを、朝夷三郎義秀、惣門を押破



鐵撮棒一刺  
ある鐵の太  
き棒

り、軍兵込入て、火を掛けしかば、御所の棟々、一字ものこらず焼失す。朝夷はもとより大力武勇の健者にて二領重の大鎧に、星甲の緒をしめ、九尺計の鐵撮棒をうち振りて、當るを幸に、馬人を云はず打伏せ殲倒す。新野左近將監景直は、緋威の鎧に同じ毛の甲を猪頭に著なし、黒鶉毛の馬に乗り、太刀を眞甲に翳して、朝夷に走せ掛る。義秀是を見て横様に打開けば、棒の當りし所より新野二つにちぎれて、血煙と共に落ちたりけり。葛貫三郎盛重隙間なく馳寄せ義秀に組まんとする所に、朝夷棒を取り延べて衝いたりければ、馬は横に倒れて盛重下に敷れたりしを、義秀續けて突けるに、甲の鉢共に首碎けて失せにけり。五十嵐小文次是を見て、「あな事々しや。さりながら、一騎打寄せ手合の勝負を思ふ故に、兵多く討るよぞ。大勢一同に前後左右より攻付けよ」とて、郎從七八人、我身諸共に聲を合せて、同時に打て掛かりしかば、朝夷れいの鐵撮棒を振上げ、向様に、小文次が甲の眞向を、丁と打てば、太刀にて受け流さんとして、翳しけるが、その太刀共に首は胴ににえ入りて、馬より下に落ちたりけり。此勢に恐れて、郎從共はばらくと引退く。高井三郎兵衛尉重茂は、和田次郎義茂が嫡子として、義盛には甥にてあり、一族を離れて將軍家に屬し奉り、忠を存じ道を立る。この度の軍に私なき

にえ入りて  
一めり込み  
ての意か

大功を現さんと義盛が郎從數多打取りしが、朝夷と寄合せて、暫戦ふに勝負なし。義秀は大力にて、重茂は手利なり。打開き切流し、右に掛り、左に廻り、半時ばかり戦ひしが、重茂太刀を打折れしかば、轡を並べて、雌雄を決せんと、義秀が草摺に取りつき兩人馬より動と落ち、しばしは組合ひたりけれども、朝夷流石に力まさりて重茂を押へて、首を搔く。相摸次郎朝時は、泰時の舍弟なり。心剛にして變化の權を工にす。味方の陣を馳廻り軍の様を下知せられしが、朝夷と戦うて、手を負うて、引退く。足利三郎義氏は、政所の前橋のつめにて、義秀に渡あふ。朝夷屹と見て、善き敵ぞ、いざ組んとて、義氏が鎧の袖に取付きたり。義氏叶はじと思ひて、乗たる馬に一鞭當てて廣さ二丈餘の堀を飛越、莞爾と笑うて立たりけり。鎧の袖はちぎれて、朝夷が手にのこり、主は向ふに飛越えたり。義秀力及ばず、隍の東より橋を渡りて追ひかよれば、足利の郎等其中を隔てて、防ぎけるが、皆多く打殺さる。この間に、義氏は虎口を遁れて、引退ぞく。若宮大路米町の口にして、武田五郎信光と朝夷と出合うたり。互に目を掛けて馳せ寄する所に、信光が嫡子悪三郎信忠、生年十五歳父が前に蒐塞り、太刀拔側めて、打て掛る。義秀之を見て、「かよる少年を討ちたればとて何事かあるべき。父が命に替らんと



する形勢、志の優しさよ」とて、馳通りければ、聞く人朝夷を感ぜぬはなかりけり。義盛が一族郎従は皆一騎當千の兵共にて、只討死と思定めたりければ、少もためらふ色はなし。向を打なびけ、掛を追散し、四角八面に邊を拂つて、終夜戦ひ明せ共志は撓まず、愈武勇を勵しけり。義盛は、老武者なり、數度の戦に將軍家よりは新手入替り、和田は替る兵なく、戦疲れ討取らるゝ者過半にして、残る兵も、痛手薄手負ければ、先暫く休めとて、前濱の邊にぞ引取りける。足利三郎義氏、筑後六郎知尙、波多野中務丞經朝、鹽田三郎義季等の軍兵共中下馬の橋を固め、米町の辻、大町の大路以下、所々を取塞ぎて、凶徒を攻る事、息をも繼せず。義盛を初て昨日の暮より、今日に至る迄戦明せ共兵糧をも使はず、馬人共に疲し所に、横山馬允、時兼、其婿波多野三郎、同じく甥の横山五郎以下一門郎従を引率して、和田が陣に馳來る。軍兵又三千騎になりければ、和田は之に力を得て、武藏大路の間稻村、崎の邊に群りたる、曾我、中村、二宮、河村の者共を散々に追散し、義清、保忠、義秀三騎の勇兵、轡を並べ掛立々々打つて廻れば、上總三郎、佐々木五郎、結城左衛門等馬の足を立兼ね、辟易して亂るゝ中に、筑後四郎兵衛、壹岐兵衛、土方次郎、神野左近、林内藤次を初て、二十七騎討たれて手負は又數

○義盛討たる

を知らず。土屋大學助義清、愈進みて、御所のおはします鶴岡の別當の坊にうち入らんとする所に、若宮の赤橋の砌にて、流矢飛び來り、頸の骨に篋深に立つ。義清目くらみ、心消て馬より落つるを、近藤左衛門尉走り寄りて、首を取る。この義清は岡崎四郎義實が二男なり、將軍家に恨ありて、和田に屬して討たれたり。既にその日の酉刻に成りければ、和田が軍兵殘少に討取られ、人馬共に疲果てて、和田四郎左衛門尉義直は伊具馬太郎盛重に討たれたり。父義盛之を聞きて、「今は何をか期すべき。命生ても甲斐なし」とて、敵を選ばず打つて廻り、江戸左衛門尉義範が郎従に組まれてうたれけり。子息五郎兵衛尉義重、六郎義信、七郎秀盛も、所々にして討たれたり。朝夷三郎義秀は、なほこれまでも手も負はず、膚撓ます力つかれざりけれ共、父義盛、その外兄弟郎従等悉く討れしかば、今は軍しても詮なし。時節を待ちて本意を達せんとて、健なる郎従五百餘騎を一所に招寄せ、濱面に打出でつゝ、船六艘に取乗り安房國に起き、行方知らず隠れたり。新左衛門尉常盛、山内先次郎、岡崎與一、横山馬允、古郡左衛門尉、和田新兵衛入道は、一方を打破りて落失せたり。軍散じて後、打取る所の首級を、由比浦に梟けられたり。都合二百三十四とぞ聞えし。故右大將家より以來忠勤勇武の輩打續きて



滅亡し、家門斷絶に及ぶ事も、時運の致す所とは云ひながら、旁以て不祥の瑞なり。又誰が土にか來るべきと、大名諸侍口には云はねども、心の安き事はなし。和田が所領を没收して、今度忠戦の勸賞に行はれ、諸方に下知して、叛逆の餘黨一類共悉、誅せられ、世の中暫く靜謐に屬しけり。

○長沼五郎太輔房重慶を討つ 付長沼實朝卿の政道を罵る

太輔房阿闍梨重慶は、畠山次郎重忠が末子なり。重忠没落の比より、出家遁世の身となり、幽なる草菴に、念佛して居たりしが、畠山が滅亡は讒者の所爲なりと、將軍家にも思召し付けられ、御後悔ありける故にや、其餘類をも尋ねられず、况て重慶に於ては遁世修道の法師なれば、何方に居住すとも、咎むべからずと内々は仰ありけり。九月十九日に日光山の別當、法眼辨覺が許より、鎌倉へまうし遣しけるやう、「太輔房重慶當山の麓に住して、諸浪人を招集め、佛前を飾り幣を剪たて、晝夜を云はず黒煙を立てて祈る有様、謀叛の用意と覺え候。定て當家調伏の行ひ其隱是なし。早く尋聞かしめ給へ」と申したり。仲兼朝臣披露せらる。折節長沼五郎宗政御前に候す。將軍家仰付けられ、重慶を將

れて參るべし、直に子細を聞かしめらるべしとなり。宗政畏りて、家にも歸らず、家子一人郎等八人を俱して、下野國に赴き、同じき二十六日に、鎌倉に立歸り、重慶が首を以て指上たり。將軍家、大に御氣色ありて、仲兼朝臣を以て仰せられけるは、畠山重忠は、本より科なくして、讒者の爲に誅伏せり、その末子、出家となり、假令陰謀を挾むと云ふとも、何程の事かあるべき、生捕て將れて參るべしとこそ、仰せ下されしに、犯否の虚實をも聞届けず誅戮を加ふる事、楚忽の結構、罪過たるの由申されたり。宗政座を居直り、眼を怒らかし、仲兼を睨で申しけるは、「太輔房重慶が叛逆の事は、辨覺證人として其疑ひ是なし。生捕にせんは鼠を捉ふるよりも、いと易かりなん。但し生捕りて參りたらんには、奥方の女房達、又は入籠る比丘尼等が申狀に付けて、定て宥め許さるべきを、宗政豫てより推量せし故に、首打切りて參りて候ぞ。故右大將家の御時、宗政に恩賞厚く賜はるべき由、頻りに嚴命ありといへども、堅く辭退申して、御墓目を申し賜り、海道十五ヶ國の中に、民間無禮の溢者を退治すべしと、仰せ下さる。是既に武備を重じ給ふが故なり。其墓目今に宗政が家の寶とす。然るを、當代は武職に備り給ひて、武道を忘れ、和歌を詠じ、鞠を翫び、近習も外様も、この歌鞠に心を養ひ、武



藝兵法の廢れたる事枯草の如く成行き候。又其御暇には、女房を召し集め繪合花鏡  
 雛の遊に夜日を費し酒に長じて、醒遣る時なし。忠義武勇の侍はあれどもなきが如  
 く、諸國没收の地あるをも、勳功の賞には充られず、青女房等に賜る。榛谷四郎重朝が  
 遺跡を五條の局に給はり、中山四郎重政が所領を下總局に下されたり。「今より國家の御  
 大事あらん時は、忠節を存する侍は候まじ。女房、比丘尼等に鎧を著せ、武勇を勵させ  
 て治め給へ」と、憚る所なく、過言しければ、仲兼は一言にも及ばず座を立たれたり宗  
 政も、「あはれ仲兼何とぞ云はば、肥腹繰通し、首打ち切るべきものを」と響に成りて退  
 出す。

○將軍實朝民部大夫が家に渡御 付 行光馬を獻する歌

同じき十二月十九日夜の明方より雪降りて、山々峯々、白妙に、木々の梢は花を抽出で、  
 白銀世界もかくやらんと面白くぞ覺えし。將軍實朝卿は、山家の雪の風景を御覽せんと  
 て、狩野民部大夫行光が宅に渡御し給ふ。行光俄の事なれども、盃酒を調へ、形の如く  
 の響應をぞ致しける。山城判官行村、藏人大夫朝親、山内刑部大夫經俊以下御供に候

龍蹄—駿馬

じて、夜に入りければ、和歌管絃の御遊宴ありて、更過る程に還御あり。行光大に喜  
 び、奥州二戸より出づる驪の龍蹄を獻じたり。翌日その馬を御覽するに、鬣の上に結び  
 付けたる物あり。取らせて御覽すれば、  
 この雪を分けて心の君にあれば主知る駒の例をぞひく  
 將軍家數返御詠吟あり。行光が志優しく思召さるよ由御感ありて、御自筆を染められ、  
 御返歌をぞ遣はし下されける。

主知れと引きける駒の雪を分けば賢きあとに歸れとぞ思ふ  
 御使内藤馬允知親是を行光に渡しければ、民部大夫三度頂戴し、家の寶と定めたり。

○北條時政入道の卒去 付 榎島參籠の奇瑞

建保三年正月六日、北條遠江守時政入道卒去せらる。先年心ならず入道して、天下執權  
 の職を辭し、伊豆國北條郡に引籠りておはせしが、去年の冬の末つ方より癰と言物背中  
 に出來て、腫痛む事堪難し。本道外科の名醫を招き、補瀉割灸の奇術を盡し膿水を除ひ、  
 肌肉を生ぜしむれども、更に寸效を奏せず、果て死に給ひけり。行年七十八歳。一家繁

○時政卒す



閻浮—この世

昌の中に於て、一人無常の風に從ひ、閻浮を辭して、黄泉に歸す。親疎愁歎の色を含み、貴賤哀傷の思を起す。送葬の營、孝養の行、誠に以て深切なり。抑北條家年に隨て榮え、月を逐て威光を増す。この事故なきにあらず。昔頼朝卿鎌倉草創の始め、北條時政味方となり、我が娘を合せて婿とし、度々の軍に大功を現し今三代に及びて、將軍家の外祖たり。一門多く蔓りて、家富榮ゆる事、云ふ計なし。往初、時政相州の榎島に參籠し、三七日を経て家門の繁昌を祈りし所に、滿ずる夜の曉、緋の袴に、柳裏の衣著たる女房一人、時政が前に來りて仰せられるは、「汝が過去世には管根の法師たり。六十部之法華經を書寫して、六十六ヶ國の靈地に奉納す。此功德廣大にして、今又人間に歸り生じたり。子孫其徳用を受け、日本を手に入れて、榮華に誇る家となるべし。若又非道あらば、家門忽に亡ぶべきなり。よくく、慎行ふべし。疑あらば御經奉納せし靈地を見よ」とて歸り給ふ、其御姿さしも美麗端正の粧替りて臥長二十丈計の大蛇と成りて、海中に入り給ふ。立ち給ひける御跡に鱗を三つ残し給ふ。時政願成就すと喜び、彼の鱗を取りて歸り、旗の紋にぞ押されける。北條家三つ鱗形の紋これなり。さて國々の靈地に人を遣して、見せらるゝに奉納宮のうへに 大法師時政と書きたるに

ぞ、今俗名に時政と號しけるも、不思議の故ありとかや。

○宋人陳和卿實朝卿に謁す 付 相摸守諫言 並 唐船を造る

宋人陳和卿は左右なき佛工なり。學智勝れ、道德あり。本朝に來りて、跡を留め、東大寺の大佛を造立せり。右大將頼朝卿、彼の寺供養結縁の爲上洛して、對面を遂けらるべき由仰せらる。陳和卿申して曰く、「右大將家は多く人の命を斷ち給ふ、罪業是重し、對面を遂げん事は我に於て、憚あり」とて、遂に拜謁せざりしが、今度鎌倉に下りて申入れけるやう、「當時の將軍實朝卿は權化の再誕にておはします。恩顔を拜し奉らん爲、遙に東關の地に赴き參りたり」と言上しければ、筑後左衛門尉朝重が家に置れ、廣元朝臣を以て慰勞せしめられけり。かくて御所に召出し、將軍家對面あり。陳和卿合掌三拜して申しけるは、「君の前生は大宋の朝に育王山の禪師長老なり。我その時に弟子たりき。値遇の縁淺からず。二世の對面を遂げ得る有難さよ」とて、涙をぞ流しける。將軍實朝卿聞召れ、去ぬる建曆元年六月三日の夜、御夢想のことあり。一人の貴僧この趣を告げたまひき。御言葉には出し給はず、六年を過し給ふ。今既に符合す。和卿が申す旨全



く夢想に違ふ事なしとて、御信仰淺からず。然らば前生の御住所育王山巡禮の爲入唐せばやと思召立ち給ふ。扈從の人六十餘輩を定めらる。相摸守義時、武藏守泰時頻に諫め申すといへども、御許容なく、陳和卿に仰せて唐船をぞ造らせらる。相摸守竊に廣元朝臣を招きて申されけるは、「將軍家、内々渡唐の事を思召立ち給ふ。甚然るべからず。頻に諫言を奉れ共御許容なし。尤歎存する所にて候。しかのみならず、右大將頼朝公は、官位の宣下是ある時は毎度固辭して受け給はざりけるに、當將軍家は未だ壯年にも及ばせ給はで、昇進甚早速なり。貴殿何ぞ申されざるや」とありければ、廣元答へて申さるるやう、「仰の如く日比此事を歎息する所、丹府を惱しながら、微言を吐くに違なくして、獨腸を斷ちて黙止來れり、臣は己を量りて職を受くところいふに、當家僅に先君の貴跡を繼ぎ給ふ計にて、指る勳功おはしませす。然るを諸國の官領職だに過分の義なり、其中納言左中將に補せられ給ふ、頗る攝關の御息に替らず、嬰害積殃の兩篇を遁れ給ふべからず、佳運更に後胤に傳難からんか。早く御使として申し試み候はん」とて、座を立て歸られ、御所に參じて、相州の中使と稱し、諷諫を奉り、「只希くは、御子孫繁榮の御爲には當官を辭して、征夷將軍の一職を守り、御高年の後には、如何にも公卿の

○實朝源家の絶ゆるを知る

大職をも受け給へかし」とぞ申されける。實朝卿仰せられけるは、「諷諫尤甘心すべしといへども源氏の正統今この時に縮りて、子孫更に相續し難し。然らば我飽まで官職を兼守り、家名を後代に輝さんと思ふなり」と、宣へば、廣元是非を申すに及ばず退出して、相州にこの由を語り、諸共に累卵の危みをぞ歎きける。翌年四月に唐船を造畢す。數百人の匹夫を召して、由比浦に引き浮ぶべき由仰出さる。信濃守行光奉行して、午刻より申刻まで人歩の筋力を盡さしめ、曳やくと引せけれども、此浦もとより、唐船の浮ぶべきにあらねば、何の詮なく、徒に船は海濱に朽損じけり。將軍家御出ありしも興さめて、還御あり。陳和卿は頼朝卿の殺罪を知り、實朝の前生を覚え、他心宿命の通力ありと貴かりけれども、唐船の浮ぶまじき事を知らで、かく廣大に造出し、用なき費を致しける。行足ぬ神通かなと、手を拍きて笑合へり。

○禪師公曉鶴ヶ岡の別當に補す付實朝卿の歌

前將軍頼家卿の御息阿闍梨公曉は、園城寺明王院の僧正公胤の門弟となり、學道の爲に暫く寺門に居住ありしが、鎌倉に歸り給ふを、尼御臺政子の計として、建保五年十月



十一日鶴ヶ岡の別當職にぞ補せられける。陸奥守廣元朝臣は病惱危急なるによつて、出家し法名覺阿とぞ號しける。尋で平愈せしかども、眼精暗くして黑白を分つ事能はず。引籠りてぞおはしける。同十二月二十五日將軍家御方違として、夜に入りて永福寺の僧坊に渡御あり。結城朝光判官基行等御供にて、終夜歌の御會を興行し、未明に還御あり。御衣二領を僧坊に残し置かれ、一首の御詠を副へられけり。

春待ちて霞の袖に重ねよと霜の衣を置きてこそ行け

北條右京大夫義時を陸奥守に任せられ。時房を相摸守に遷任せらる。

○尼御臺政子上洛 付三位に叙す

建保六年二月四日、尼御臺所政子御上洛あり。その次に紀州熊野山抖藪あるべしとて、相摸守時房を召連らる。同じき四月二十九日、南山巡禮の望を遂て、京都に下向し給ふ。仙洞より勅ありて、尼御臺政子を従三位に叙せらるべき由宣下せらる。上卿は三條中納言なり。凡そ出家の人の叙位のことは弓削道鏡の外に其例なし。女の叙位は安徳天皇の外祖母二位尼を初とす。その例に準據せらる。重ねて仙洞より尼御臺所に御對面あるべし

と仰せ下さる。勅答申されけるやう、「關東邊鄙の老尼の身として、龍顔に咫尺し奉らんは其益なきに似たり。憚り存する所なり。只諸寺禮佛の志を遂け奉る計なり」とて、やがて鎌倉に歸り給ふ。

○鎌倉怪異 付北條義時藥師堂建立供養

同六月八日の夜、白虹東方に見ゆ。片雲競集り、萬星希なり。夜半に及びて、雨降りければ、虹は消えて跡なし。人々恠思ふ所に、又同十一日卯刻ばかりに、五色の虹立ちて、西方に見ゆ。上は黄にして次は赤し。その次は青く、内のかたは紅梅の如し。その光天地に映じて輝き、小時して黒雲一天に渡り、風吹起りて、後雨降りたり。かよる虹竟は前代にも傳へず、珍怪の天變なりと、諸人私語きて、いかさま世の中穩かるまじき前兆歟と思はぬ者はなかりけり。將軍家左大將に任せられ、鶴ヶ岡にして拜賀の神賽行はる。參向の數輩、各華美を盡す。庶民の費勞幾何と云ふ事なし。同二十八日戌刻には流星乾の方より異を指して飛び渡る。大さ満月の如く光輝き、見る人魂を消して怪みけり。同十月十日實朝卿内大臣に任せられ、大將は元の如し。同十三日尼御臺政子



三品を従二位に叙せらる。北條義時は右京大夫に補せられたり。將軍家内大臣拜賀の爲に鶴ヶ岡に参り給ふ。壯觀の裝美を盡さる。還御の後義時休息して眠られける所に、夢ともなく現ともなく、藥師如來の眷屬十二神將の中、戌神杜羅大將來りて、義時に告げ宣はく、今年の神拜は事故なく共來歳の拜賀の日は供奉せば悔むべき者なり」と慥に仰を蒙りて夢は即ち覺めたり。奇異更に明めず。然るに、義時壯年の比より、醫王善逝の誓願を仰ぎ、二六神將の威力に歸し、信心を凝し給ふ所に、今この告を蒙り給ふ。その事となく、大倉郷の南の山際に、一字を建立して、藥師の像を安置すべしとて、指圖を出し、土木の功を勵さる。各諫め申されけるは、「今年將軍家御神拜の事に依て、雲客以下京都より参向あり。その間御家人と云ひ、土民等と云ひ、財産多く費て、疲勞此所に極り、愁痛みて未だ休せず。又打續きて大造の營を思召し立ち給ふ事撫民政理の義なき歎」と申されければ、義時仰せけるは「是は一身安全の宿願なり。更に百姓土民の煩を假るべからず」とて、番匠を召て營作を催し給ふ。同十二月二日に、大倉郷新御堂落慶供養あり。本尊の藥師如來は雲慶の造る所烏瑟の髻には、萬徳究竟の光明に、輻輪の趺には、四智圓滿の相濃なり。柔和の白毫眉間に廻り、慈悲の青蓮面貌に開

く、供養の導師は、莊嚴房律師行勇、呪願は圓如房阿闍梨遍曜、堂達は頓覺房良喜なり。施主右京大夫義時夫婦簾中に座し、一族門葉の輩は正面の廣廂に座せらる。信濃守行光大夫判官行村以下の御家人等、結縁の爲に群参し、男女老少参詣の輩、袖を連ねて市の如し。導師高座に上りて供養の式を行ひ、宣説の辯を現さる。されば法雨を法界に降して、災孽の垢穢を洗ふには、醫王善逝の威力殊に勝れ、梵席に梵風を扇ぎて、短縮の壽命を延る事は、藥師如來の本願最妙なり。藥草、藥樹の甘露濃々として、不老不死の靈方幽々たり。説法既に終て、導師座を下られしかば、布施物を積む事山の如し。誠に殊勝の建立かなと、参詣の貴賤隨喜の思を致されたり。

○實朝公右大臣に任ず 付 拜賀 並 禪師公曉實朝を討つ

同十二月二日、將軍實朝公既に正二位右大臣に任ぜらる。明年正月には、鶴ヶ岡の八幡宮にして、御拜賀あるべしとて、大夫判官行村奉行を承り、供奉の行列隨兵以下の人數を定めらる。御裝束御車以下の調度は、仙洞より下されける。右大將頼朝卿の御時に隨兵を定められしには、譜代の勇士、弓馬の達者容儀美麗の三徳の人を撰びて、拜賀の



供奉を勤させらる。然るにこの度の拜賀は、關東未だ例なき晴の儀なりとて、豫てその人を選び定めらる。建保七年正月二十七日は、今日良辰なりとて、將軍家右大臣御拜賀酉刻と觸れられけり。路次行列の裝嚴重なり。先づ居飼四人、舍人四人、一員二行に列り、將曹菅野景盛、府生狛盛光、中原成能、束帶して續きたり。次に殿上人北條侍從能氏、伊豫少將實雅、中宮權亮信義以下五人、隨身各四人を俱す。藤勾當賴隆以下前駈十人二行に歩む。次に官人秦兼峰、番長下毛野敦秀、次に將軍家檳榔毛の御車、車副四人扈從は坊門大納言、次に隨兵十人、皆甲冑を帶す。雜色二十人、檢非違使一人、調度懸、小舎人童、看督長二人、火長二人、放免五人、次に調度懸佐々木五郎左衛門尉義清、下藤の隨身六人、次に新大納言忠清、宰相中將國道以下公卿五人各々前駈隨身あり。次に受領の大名三十人、路次の隨兵一千騎、花を飾り色を交へ辻堅嚴しく、御所より鶴岡まで、ねり出て赴き給ふ。裝、心も言葉も及ばれず。前代にも例なく後代も亦有べからずと、貴賤上下の見物は飽が上に集りて錐を立る地もなし。路次の兩方込合うて推合ひける所には、若狼藉もや出來すべきと駈靜むるに隙ぞなき。既に宮寺の樓門に入り給ふ時に當りて、右京大夫義時俄に心神違例して、御劍をば仲章朝臣に譲りて退出せらる。右大

○公曉、實朝を斬る

臣實朝公小野御亭より、宮前に參向し給ふ。夜陰に及びて、神拜の事終り、伶人樂を奏し、祝部鈴を振て神慮をいさめ奉る。當宮の別當、阿闍梨公曉竊に石階の邊に伺來り、劍を取りて、右大臣實朝公の首打落し、提けて逐電す。武田五郎信光を先として、聲々に喚り、隨兵等走散りて求むれども誰人の所爲と知難し。別當坊公曉の所爲ぞと云出しければ、雪下の本坊に押寄せけれども、公曉はおはしまさず。さしも魏々たる行別の作法も亂れて、公卿、殿上人は歩跳になり、冠ぬけて落失せ、一千餘騎の隨兵等馬を馳て込來り、見物の上下は踏殺され、打倒れ、鎌倉中はいとど暗になり、これはそも如何なる事ぞとて、人々魂を失ひ、呆れたる計なり。禪師公曉は、御後見備中阿闍梨の雪下の坊に入りて、乳母子の彌源太兵衛尉を使として、三浦左衛門尉義村に仰せ遣されけるやう、「今は將軍の官職既に闕す。我は關東武門の長胤たり。早く計議を廻らすべし。示合せらるべきなり」とあり。義村が息駒若丸、かの門弟たる好を頼みて、かく仰せ遣さる。義村聞きて、「先此方へ來り給へ。御迎の兵士を參すべし」とて、使者を歸し、右京大夫義時に告げたり。公曉は直人にあらず、武勇兵略勝れたれば、輒く謀難かるべしとて、勇悍の武士を選び、長尾新六定景を大將として、討手をぞ向けられける。定景



○公曉殺さ

は黒皮威の冑を著し、大力の剛者、雜賀次郎以下郎從五人を相俱して、公曉のおはする備中阿闍梨の坊に赴く。公曉は鶴岡の後の峰に登りて義村が家に至らんとし給ふ途中にして、長尾定景行合ひて、太刀おつ取りて御首を打落しけり。素絹の下に腹巻をぞ召されける。長尾御首を持ちて馳歸り、義村、義時は實檢す。前大膳大夫中原廣元入道覺阿申されけるは、「今日の勝事は豫て示す所の候。將軍家御出立の期に臨みて申しけるやうは、覺阿成人して以來遂に涙の面に浮ぶ事を知らず。然るに、今御前に参りて、頻に涙の出るは是直事とも思はれず。定て子細あるべく候か。東大寺供養の日、右大將家の御出の例に任せて、御束帶の下に腹巻を著せしめ給へと申す。仲章朝臣申されしは、大臣、大將に昇る人未だ其例式あるべからずと、是に依て止めらる。又御出の時宮田兵衛尉公氏御鬢に候ず、實朝公自鬢一筋を抜きて御記念と稱して賜り、次に庭上の梅を御覽じて、

出でていなば主なき宿と成りぬとも軒端の梅よ春を忘るな

其外南門を出で給ふ時、靈鳩頻に鳴騒ぎ、車よりして下り給ふ時、御劍を突折候事禁忌殆ど是多し。後悔せしむる所なり」とぞ語られける。御臺所御飾を下し給ふ。御家人一

○源氏の正統絶ゆ

百餘輩同時に出家致しけり。翌日御葬禮を營むといへ共、御首は失せ給ふ、五體不具にしては憚りありとて、昨日公氏に賜る所の鬢を御首に准じて棺に納め奉り、勝長壽院の傍に葬りけるぞ哀なる。初建仁三年より實朝既に將軍に任じ、今年に及びて治世十七年、御歳二十八歳、白刃に中て黄泉に埋れ、人間を辭して幽途に隠れ、紅榮既に枯落し給ふ。頼朝、頼家、實朝を源家三代將軍と稱す、其間合せて四十年、公曉は頼家の子、四歳にて父に後れ、今年十九歳、一朝に亡び給ひけり。



鎌倉北條九代記 卷第五

○鎌倉將軍家居らるべき評定 付 阿野冠者没落

裸背馬一鞍  
を置ざる馬

右大臣實朝公、非常の禍に罹りて、薨じ給ひければ、鎌倉には火を打消したるやうになりて、御賢息は一人もおはしませず、この間には、如何なる事か出来らんずらんと、上下手を握りて、思合はれ、加藤次判官次郎を以て京都に奏聞申されたり。加藤次は裸背馬に乗りて、夜晝の境もなく、山川を云はず、乗りける程に、二月二日の申刻ばかりに京に著きて、直に件の有様を仙洞へ奏し申しければ、大に驚き思召され、關東の事如何にも靜謐の秘計を至すべき旨、北條義時、二位禪尼の御方へ院宣をぞ下されける。洛中には、この事隠なく聞渡し、すはや鎌倉に大事おこり、將軍實朝公滅亡し給ひ、天下は暗になりけるぞやといひ出し、何とは知らず、貴賤上下騒ぎ立ちて、軍勢馳違ひければ、仙洞より制し給ひ、「少も子細あるべからず」と仰觸れられしかば、漸に静りぬ。北條義時、二位禪尼以下評定衆に至るまで一所に集會して、「關東既に大將なくは如何



○政子頼朝の縁者を求む

なる不思議が出来すべき。然るべき大將を申下し、世の靜謐を致さるべし。さて誰人をか定奉らん」とありし所に、二位禪尼申し給ひけるやう、「故右大將頼朝卿の姉公は權中納言藤原能保卿の妻室として、その腹の息女は、後京極攝政藤原良經公の北の政所となり給ひて、光明峰寺の關白左大臣道家公を生み給ふ。然れば故右大將家の御一族として、其舊好淺からずおはします。道家公の北の政所は西園寺の太政大臣藤原公經公の娘、准三后從一位倫子と申す。この御腹に男息數多おはします。いづれなりとも關東へ申下し、將軍に仰ぎ奉らば、當家に於て恥からず」とありしかば、この義然るべしとて、同二月十三日、信濃守行光を使節として、二位禪尼申さしめ給ひ、宿老の御家人連署の奏狀を仙洞にぞ奉られける。京都の躰裁の何となく物騒がしき由聞えければ、伊賀太郎左衛門尉光季、武藏守親廣入道を上洛せしめ、京都の守護にぞ居ゑられける。爰に故頼朝の舍弟全成は、阿野惡禪師と號して出家になりておはしけるが、後に逆心の企ありければ、下野國にして生害せられたり。その子阿野冠者時元は、此處彼處に忍居て成人し、如何にもして世に立たばやと思はれしが、母は北條家の娘なり、所縁に付けては、然るべき取立にも預るべけれども、如何なる故にや、打捨てられておはしけり、實朝公の討れ給ひ

て後は、頼朝卿の縁としては我ならで、關東の將軍たるべき者あらず。北條家を打亡し世を取らばやと思ひ立ちて、東國の溢者どもを招集め、駿河國の山中に城廓を構へ、近隣を襲し、兵糧を奪取り、院宣を申し給はりければ、是に随付く者、漸く數百騎にぞ及びける。駿河國の守護代飛脚を以て鎌倉に告げたりければ、二位禪尼の仰に依て、金窪兵衛尉行親を大將として、御家人等を駿河國に遣さる。同じき二月二十三日、鎌倉勢雲霞の如く城に押寄せ、攻かよれば、城中の集勢一軍にも及ばず、我先にと落失せ、残る兵僅に七八人、防ぐべき力もなく手負ひ打たれたりければ、大將阿野冠者時元、城に火を懸け腹搔切りて死ににけり。思の外に軍は早く散じたり。天命至らず、時運調はざる時は、回天の威を振ふといへども、その功はなきものなり。只善く變を伺ひ、時を待ちて、本意をば達すべし、時元無用の企に依て、多年の思謀を一時に失ひけるこそ悲しけれ。

○頼經公關東下向

閏二月十五日、二位禪尼の御使として、相摸守平時房上洛あり。扈從の侍一千騎將



○承久元年  
賴經將軍と  
なる

軍御下向の御迎にぞ参られける。建保七年、京都鎌倉種々の災變に依て、四月十二日改元あり。承久元年とぞ號しける。同六月三日、將軍家關東御下向あるべき由宣下せられけり。然れ共兎角日を重て、七月九日一條の亭より六波羅に渡御あり。即ち進發ましく、同じき十九日に鎌倉に入りて、右京權大夫義時朝臣の大倉の亭に著き給ひけり。其行列の次第、誠に以て嚴重なり。先は女房各乘輿なり。雜仕一人、乳母二人、御局には右衛門督局、一條局、この外相州の北方何も花を飾りて出立たれけり。先陣の隨兵は、三浦太郎兵衛尉、同じく次郎兵衛尉、天野兵衛尉、宇都宮六郎、武田小五郎以下都合十人、次に三浦左衛門尉、後藤左衛門尉、葛西、土屋を初て、都合十人は狩裝束にて御供あり。若君の御輿には、佐貫次郎、澁谷太郎以下の九人皆歩立にて、御輿の左右に列れり。殿上人には伊豫少將實雅朝臣、諸大夫には甲斐右馬助宗保以下、後陣の隨兵には島津左衛門尉、中條右衛門尉以下十六人、相摸守時房は殿にて、前後の行別搖揃へて靜に打てぞ通られける。鎌倉中は云ふに及ばず、諸方より集りたる見物の貴賤は、路の兩方垣の如く飽が上に重りて、錐を立る間もなし。事故なく入御ましく、殿中、外家の賑心も詞も及ばれず、文物の盛なる事、目を驚かす計なり。

○右馬權頭賴茂父子生害

同二十五日、伊賀太郎左衛門尉光季、飛脚を以て鎌倉に告げけるやう、「大内の守護右馬權頭源賴茂朝臣は、三位入道源賴政が末なり。仙洞の叡慮に背く事あるに依て、官軍を遣して、昭陽舎の住所に押寄らる。賴茂即ち門を差堅め、郎等を以て防ぎ戦ふ。伴類餘黨の者共右近將監藤近仲、右兵衛尉源宗真、前刑部丞平賴國等聞付けて、賴茂が方に加勢して、仁壽殿に入籠り、散々に防ぎ戦ふ。寄手疵を被り、攻倦みて引退く。京都守護の人々この由を聞きて、我もくと馳來り、一日一夜攻戦ふ。賴茂は昨日兵糧を使ひける儘にて、晝夜相戦ひ矢種盡きて力落ちければ、御殿に火を懸け、面々に自害してこそ臥にけれ。廓内殿舎に燃懸り、風に煤の吹散りて、雲煙と焼上る。されども人多く集りて、打消しければ、朔平門、神祇官、外記廳、陰陽寮、園韓神等は堅固にして、残りけり。仁壽殿は焼崩れて、殿中に安置せられし觀世音菩薩の尊像應神天皇の御輿、その外大嘗會御即位の藏人方往代の御裝束數多の靈物悉く灰燼となるこそ悲しけれと語りければ、人々聞き給ひ禁中に軍起り殿内に血をあやし、觸穢に及ぶ御事は、頗る奇恠の



不思議なり、如何様只事にあらず、と恐れ思はぬ人はなし。

○信濃前司卒去 付鎌倉失火 竝五佛堂造立

同八月六日、伊賀左衛門尉光宗を政所の執事に補せらる。信濃前司行光病惱危急にしてこの職を辭退申しける其替とぞ聞えし。同八日前信濃守從五位下藤原朝臣行光法師行年五十六にて、遂に卒去せられけり。多年執事の職に居て、隨分の廉直を行はれし人なりしが、一朝の嵐に命を委せ、未だ半白の年を失ひ、泉下の客となられけるを、惜まぬ人はなかりけり。同二十一日の申刻に、阿野四郎が、濱の家の北邊より、火燃え出でて、折節南風烈しく吹き、車輪の如くなる焰飛びて、永福寺の惣門の下より、濱面の御倉の前を、東は名越山の際に至り、西は若宮大路を限りて、戌刻に及ぶ迄、三時計の間に、造竝べし大厦の構、諸大名の家々悉く焼失す。地下町人の家々は、資財を取除け雜具を運び、稚を抱き、老いたるを助けんとする程に、吹迷ふ火の子は吹雪に交る雪よりも滋く、煙渦巻き焼廻れば、或は人に踏倒され、或はその身に猛火燃付き、臥轉びて死する有様、啼叫ぶ聲に和して、焦熱叫喚の地獄と云ふともこれには勝らじとぞ覺えける。

右大將軍家鎌倉草創より以來かよる例は未だなし。焦死にたる尸共は、小路々に盈塞り、算を亂せし如くなり。されども、故右大臣の舊跡、二品禪尼の住宅、若君の御館計は僅に餘焰を逃れ給ふ。淺ましかりける有様なり。斯ては叶ふまじ、不日に家作あるべきとぞ觸れられたり。去程に焼失の跡程なく引平し、諸大名を初として、民屋に至るまで、形の如く經營しければ、世も新りし心地して、往昔よりも賑けり。同十二月、二品禪尼、御不例の氣おはします、是に依て、御祈禱の御爲に、太山府君の祭をぞ修せられける。同二十七日は、故右大臣實朝公の一周忌に成り給ふ。御追福の御爲に、佛師運慶法印に仰せて、五大尊を造立し、勝長壽院の傍に、伽藍を建てられ、五佛堂と名付け、彼の御本尊を安置せられ、今日供養を營み給ふ。二品禪尼の御願として、導師は明禪法印なり。咒願說法諸人の耳を驚し、歡喜の思を催しけり。生身の如來を供養せんよりは、新に造るに如なしと、經の中には説き給へり。其功德莫大にして世に比類なしと云へり。さこそ聖靈も、この善根の廻向に與り、受喜び給ふらんと、有難かりける事共なり。



○二位禪尼を評す

若君頼經公は、建保六年正月十六日に御誕生あり。御童名をば、三虎御前とぞ申しける。翌年七月御年二歳にて、鎌倉に下向ましくけり。この日酉刻政所始あり。若君御幼稚の間は、二位禪尼、御簾を垂れて、政道を聞き給ふ。諸國大名、小名の掟、京都諸公家の進退までも皆禪尼の計なり。世には尼將軍と申して、上下靡きて恐れ奉りけり。異朝の古の例を思ふに、漢の高祖崩じ給ひて後、呂后既に國柄を執りて、惠帝の徳を亂し、人薨を觀せ奉りて、疾を起さしめ、母子の恩義を斷絶し、劉氏の子孫を誅して、諸呂を王とし、審食其を寵幸して、徳を穢す事を恥ぢ給はず。この弊後世に流りて、孝平帝の立つに及びて、孝元太后、王氏既に朝に臨みて、政事を聞き給ふ。王莽位を篡ひてより、漢祚中比衰へたり。後漢の世に移りては、章帝の竇皇后、和帝の鄧后安帝の閻后、順帝の梁后、桓帝の竇后、靈帝の何后、此等相繼いで朝に臨み、政道を行はれし事は、是呂后より初りて、猶後代に及べりとかや。本朝の古、神代より以來人倫に傳りて、世々の女帝、御位に立ち給ふ。皆攝政を以て朝政を委せ給へり。頼朝の時に至り、武

○尼將軍

人薨—漢書に、呂太后、戚夫人の手足を斷ち眼を去り耳を輝し瘖樂を飲し廁中に居らしめ命じて人薨と曰ふに出づ

疑は豚なり 雅意—我意

牝鷄の晨—書經に牝鷄の晨するは惟家の索くるなりとあり 亂臣十人—亂臣は治世の功臣、書經周武王の言に「予有亂臣十人」 其中一人は武王の母大姒なり

家世を取りて以來政道を行ふに、多くは京都の叡慮を伺はる。北條家盛になり、政道雅意に任ずる事、今に至て少からず。叡慮に背く事多し。皆是二位禪尼の計なり。本朝の往初未だかよる例なし。異國の呂后は漢の罪人とぞ云ふべき。本朝の禪尼も亦鎌倉の蠢贅なり。牝鷄の晨するは萬世の誠なり。抑二位禪尼に於いては、亂臣十人のためしとするか、婦人の政理に與る事は好しとや云はん、惡しとやせん。兎にも角にも才智優長の禪尼かな、と皆稱嘆せられけり。翌年十二月一日に、若君頼經御袴著なり。大倉の亭の南面に御簾を垂れて、その儀式を行はる。右京大夫北條義時、御腰結に參られ、二品禪尼若君を抱き奉らる。大名、小名思々の奉物は、山も更に動き出でたる心地ぞする。最めでたうこそおはしけれ。

○鎌倉變災 付 二位禪尼御夢想

連年打續き、鎌倉中の失火、日毎に止む事なし。僅に遁るゝ事あれども、遲速を論ずれば何れ免かるゝ所なし。又其間には大風、大雨の災起りて人家或は顛倒し。或は洪水の出づるに依て、河邊近き在家共は押流されて、死する者數知らず。天には彗星出でて人



移す如く  
こぼす如く

の目を驚し。下には地震夥しく、堂舎民屋を動崩す。是等の變災一方ならず、如何様只事にあらずと諸人心を傷しめ、夜を緩に臥す者なし。兎角する程に物憂き年も改り、承久三年の春を迎へ、當年はさりと世の中立直く、諸人も安堵すべきものと貴賤上下思はぬ者はなかりけり。然る所に、正月十日の朝より、瀆風吹起りて、終日に及しかば、すはや火災の出来んすらんとて、用心厳しく致す所に、晩景に及びて、俄に雷鳴り出でつよ、兩三ヶ所に落懸り、電光の閃く事夥しさは限なし。老若皆膽魂を失ひ死に入る計にぞ覺えける。降下る雨の足は宛然移す如くなり。夜に入りければ、雨止みしかども暗さは猶暗かりけり。翌日又薄雪の降りたり。去年の冬よりして、遂に降ざる事なれば、是ぞ初雪と云ふべかりけりと、餘の事に興ぜらる。次の日殿中に、陰陽師泰貞、晴吉、親職、宣賢を召されて、天地災變の御祈禱の爲、三萬六千の神祭、屬星、太山府君、天曹、地府の祭を行ひ、鶴岡に於ては、大般若經を轉讀せらる、同三月二十二日の曉、二位禪尼、御夢想の御事あり。その面二丈計の大鏡ありて、由比浦の浪の上に浮びて、その中に氣高き聲の聞えけるやう、「我は是大神宮にておはします。天が下を鑿るに、世の中大に亂れて、兵を懲すべし。泰時こそ我を太平に耀かさんも

のぞや」とて、夢は即ち覺め給ふ。禪尼深く信心を凝し、祠官の外孫なればとて、波多野次郎朝定を使として、大神宮に願書を參らせ、伊勢の祭主神祇大副隆宗朝臣に仰せて、幣帛をぞ送られける。

○北面西面の始付 一院御謀叛の根元 並平九郎仙洞に參る

同年四月の比より、後鳥羽上皇、鎌倉を滅さんと思召し立ち給ふ。往初上皇御在位の御時より武臣既に天下の權を取りて、王威を蔑に思ひ奉り、禁中の政道の衰へ行く事を憤り、御位を第一の皇子土御門院に譲りて隠居させ給ひ、この君御在位十二年の後、何の子細もおはしまさざるに、御位を下し奉りて、第二の皇子順徳院を以て御位にぞ即け奉らせ給ふ。是は當腹御寵愛の故とぞ聞えし。後鳥羽院をば一院とも申し、又は本院とも申す。土御門院をば新院とぞ申しける。是に依て、本院新院の御中快らず。天下國家の政道は當今、新院には任せ給はずして、一向本院の御計なり。然るに、本院は仙洞に籠り給ひ、和歌管絃の御暇には國家の政理を聞召れ、又其間には專武藝を事とし給ひ、院中北面の者の外に、西面の侍を置きて、諸國の武士を召集めらる。往昔白

○承久亂の  
亂源(一)武  
臣の跋扈



○亂源(二)  
仁科の領地  
没收の事  
○亂源(三)  
龜菊の領地  
の事  
改易一族籍  
を除き家祿  
等を召上ぐ  
る士分の閏  
刑

河院の御時に、始て、北面の侍を召し遣はれ、又西面と云ふものを置れたり。今又本院武藝を好ませ給ひて、武士多く参り仕ふ。是偏に關東を止さばやと思召さるゝ御企の御用意とぞ覺えたる。信濃國の住人仁科二郎平盛遠とて、弓馬を嗜むものあり。子息太郎をば、十五になる迄元服させせず、宿願の事ありて、子息を召連熊野へ参籠致しけり。其折節一院も熊野に詣でさせ給ひしが、道にて参り合ひ奉る。「誰ぞ」と御尋あり。しかしかと申す。最清けなる童なれば召使はれんとて、西面にぞなされける、子共の召されて京都に伺候申す事は面目なりと思ひて、父盛遠も同じく参りて、仙洞に伺候致す。右京權大夫義時、この事を傳承り、關東御恩の侍、其免もなくて院中の奉行頗る心得ずとて、關東御恩の一二所を没收せらる。仁科盛遠深く歎き申す間、返遣すべき由院宣を下さるゝといへども、義時更に用ひ奉らず。又其比、攝津國長江倉橋の兩莊は、院中に近く召使はるゝ白拍子龜菊に下されしを、其地頭更に開渡さず。龜菊深く憤りて歎きけるを、一院より關東へ仰せ付けられ、改易すべき由御沙汰あり。義時申しけるは、「地頭職の事は、上古はなかりしを、故右大將家平氏追討の勸賞に、日本國の惣追捕使に補せられ、平家追討六ヶ年の間に、國々の地頭御家人等、或は親を討れ或は

○官軍の準備

切者一寵臣

究竟一極て都合善き

子を討せ、家子郎従を損ぜられ、既に忠戰の勳功に隨ひて分賜りたる領地を、させる罪科だになからんには、義時が計として、改易すべきやうなし」とて、是も用ひ奉らず。一院愈安からず思召しければ、關東を亡さるべき御心に定められ、國々の軍兵をぞ内々に召れける。關東に志深きも、力及ばず、召に隨ひて伺候するも多かりけり。關東の武士、下總前司盛綱をも竊に招かれて、仙洞に参りたり。三浦平九郎判官胤義在京して居たりけるを、西面の侍能登守藤原秀康を御使として、仰せられ遣さるゝやう、「關東奉公の身にて、久しく在京する事は所存も有るにや、子細を申すべし」となり。胤義申しけるは、「別義ある身にて候はず。當時胤義が相俱して候女房は、故右大將家の御時に、意法坊生觀とて隠なき切者なりしが、その娘にて候。故左衛門督殿に思はれ参らせて、若君一人設け奉りしを、右京大夫義時に故なく失はれ、餘に泣歎き候が、見捨て難くて久しく逗留仕る事にて候」とぞ申しける。秀康聞きて究竟の事なりと思ひて、近く立より小聲に成りて云ひけるやう「義時が事は、内々院中の御氣色も善からぬ者にて候。如何にもして義時を討たせ給ふべき御計や候べき」と申しければ、胤義聞きて「一天の君の思召立せ給はんに、何條叶はぬやうの候はん。日本國重代の侍共勅を承らん



○仲恭即位。一時に三上皇あり

には誰か背き奉るべきや。某が兄にて候三浦駿河守義村は極て烏呼の者にて候。是を招きて、日本國の摠追捕使になされんと仰せ候はば、喜て御味方にまゐり候はん。胤義も内證より申し遣し候べし、早く祕計を廻し給へ」と申しければ、「近比神妙の仰かな。この趣善々奏聞を遂げ、貴殿に於いては御本意達せられ、拔群の勳賞を賜らんするぞや。穴賢、先深く穩密し給へ」とて、秀康は嘉陽門の御所に歸りて、胤義が申しける趣を奏聞す。一院御感ましうて、鳥羽の城南寺の流鏑馬泚に事を寄せて、近國の武士を召るるに、五畿内は申すに及ばず。丹波、丹後、紀伊、但馬、伊賀、伊勢、美濃、尾張、江州、十四ヶ國の兵共我もくと馳參る。内藏權頭清範著到を付けけるに、宗徒の兵一千七百餘騎とぞ記しける。一院御謀叛の事、御色に出で給へば、新院は此事御無用の由諫め申さる。至上は御同意ましうけり。同月に御位を四歳の宮に譲り給ふ。懷成親王とぞ申ける。この時、後鳥羽院をば一院又は本院と申す、土御門院をは中院と申し、順徳院をば新院とぞ申ける。一院と新院と、御心を一つにして、義時追討の事を相計はせ給ふより外に又他事なし。

○德大寺殿諫言 付 西園寺右大將父子召籠めらる

一院愈御心猛くならせ給ひ、公卿殿上人を召して、巴の大將を討ばやとぞ仰出されける。西園寺右大將藤原公經、同子息中納言實氏卿は、關東に親しくおはします故に、先この父子を討つべしと企て給ふ。當座の諸卿色を失ひ、互に顔を見合せて、物申す人もなし。德大寺の左大臣申されけるは、「西園寺右大將は、關東將軍家の外祖として、攝政道家公の舅なり、義時に付きても親き人にて候へば、討果せ給はば、思召立ち給ふ事軽く、若又討漏さば御大事重かるべし。彼人はさせる弓矢取る者にて候はず。子細あらば靜に計はせ給へかし、大形この度思召し立ち給ふ御事は、然るべしとも覺え候はず。其故は、故法皇の御時、木曾義仲勅命を背きしを、頼朝に仰せては亡されずして、壹岐判官知康が勸に付かせ給ひて、院中に兵を召れ合戦候ひしかば、淺ましき事共出來して候。東國には武士多く候。御味方の兵は千が一にも及難く候、御本意を遂られん事、定て希に候はん。善々御思惟あるべきにて候」と申されければ、一院以の外に御氣色損じて、後の障子を荒に開けさせ給ひて、入らせられたりければ、「後には思召合せられんもの」



子細一説明

と、眩きながら、徳大寺殿は退出し給ひけり。西園寺右大將は、この事夢にも知り給はず。仙洞よりの召によりて、父子共に立出て、嘉陽門の御所に参られける所に、小舅二位法印尊長出向ひて、父子ながら馬場殿に押籠参せけり。「是は如何に」と宣ひけれども、本院の仰なりとて、一言の子細にも及ばざりけり。

○伊賀判官光季討死

伊賀判官光季、佐々木左衛門尉廣綱、大江親廣入道等を召しけるに、光季は北條義時が妻の弟なり。近き縁者なれば、この事を聞くよりして、關東に飛脚を遣し、軍の用意を致しける所に、急ぎ参るべき由御使ありければ、光季御返事申すやう、「京中何とやらん申す沙汰の候。某關東の御代官として、一方の防にも罷り向ふべき身にて候へば、子細をも承らず、卒爾には参り候まじ」とぞ申返しける。佐々木大江は疾参りて、一院の御前にして、直の勅を承り、遁るゝ所なくして、起請文を書きて、御味方となりにけり。さらば伊賀判官光季を討つべしとて、能登守秀康、平九郎判官胤義、大江少輔入道親廣、山城守廣綱、佐々木彌太郎判官高重、筑後入道有則、下總前司盛綱、肥後前司有俊、筑後大

○院の謀漏る

院左衛門尉有長、間野左衛門尉時連を始として、八百餘騎をぞ遣されける。比は承久三年五月十四日、今日は既に暮に及ぶ、明日卯刻に向ふべしとて、夜の明るを待掛けたり。伊賀判官が許へも、このよし聞えたりければ、家子郎従一所に集り、軍の評定しける所に、塩屋藤三郎申しけるは、「御身に誤なくして大勢に取圍められ暗々と討れ給はんは、甲斐なき狗死にて候。只夜の内に都を出でて、美濃尾張までは馳落ち給はん。然らずは、北陸道へ掛らせ給ひて、御船に召して、越後の府中に著き給ひ、信濃路に掛りて鎌倉へ入り給へかし」とぞ申しける。判官聞きて、「鎌倉殿も思召やうありてこそ、都の守護にも差置せ給ひつらめ。一天の君日本一の御大事を思召立せ給ふ程にては、苟且の御計にてやあるべき。今は定て道々關々も防がれてぞあるらん。とても逃れぬ物故に、敵に背を見せて笑れ、鎌倉にも聞えて、憶病なりと思はれんは、死後までも恥しからん。一天の君を敵に受け、我が身に禍なくして、王城に戸をさらし、名を萬世に留めん事は、勇士の願ふ所なり。一足も引くべからず、只討死と思定めたり、誰々も、落すべき人は落ちられよ。光季少も恨なし」と中々思切たる有様なり。深行く儘に郎従共次第々々に落失せて、残る輩には贄田三郎、同四郎、同右近、武志次郎、鹽屋藤三郎、片



人の重代云  
—自家他  
家の來歴

切源太、同大助、同又太郎、園平次郎、同子息彌一郎、政所太郎、治部次郎、熊王丸を初て、僅に二十七人なり。判官の嫡子壽王冠者は、今年十四歳元服して、光綱とぞ號しける。判官是を前に呼びて、「汝は未だ幼稚なり、夜の内に落ちて關東に下り、世の靜ならんまでは千葉の妹が許に居て、人の重代、我が古を思ひ知る程にて、奉公にも出づべし、某は鎌倉殿の御爲に討死すべし」と云ひければ、壽王冠者は袖搔合せて、「弓矢取る人の子供の十四、十五になりて、敵向ふと聞きながら、親の討れんする所にて、諸共に死なず、落ちて助り候はば、幼稚なればとて、よも人は許し候はん。親を捨てて、逃けたる臆病の不覺人として、人に面を見られんは、恥しく覺え候。只御供申して、如何にもなり候べし。今度鎌倉を立ち上り候ひし時、御母御前簾の際まで立出で給ひて、壽王又何時比か、と仰せられしを、御供にて馳下り候らはん、と申して候らひき。今思ひ候へば、最後の御暇乞となりて候」とて、涙をはらくと落しけり。父判官は壽王が顔を熱々と守り、涙を押拭ひて申しけるは「器量も世に濟けなり。心も剛にありけり、落ちよといふは世にもあれかしと思ふ故なり。申す所は理あり、さらば諸共に討死せよ。如何に治部次郎、壽王に物具せさせよ」と云ひければ、長絹の直垂小袴に、萌黄匂

○初合戦

の小腹巻、二十五差たる染羽の矢、滋藤の弓をぞ持せける。伊賀判官光季は、繁目結の直垂に、鎧一領前に打置き、弓の弦嚙締し矢に、腰竝べて寄する敵を待居たり。さる程に夜既に明けて、未だ卯刻計に、寄手八百餘騎、判官が宿所京極の西の方高辻の北、四方を取巻きて、関の聲を上げたり。高辻面は小門なりけるが、寄手はじめは侮りて、ひたひたと詰掛けしが、内より射出す矢にあたりて、志賀五郎、岩崎右馬允、同彌平太、高井兵衛大夫、矢庭に射臥せられしかば、是に辟易して、攻口を引退く。京極面は、平門にて、扉を閉堅め、小門を開きたりけるを、寄手押掛けて、我劣らじと込入りければ、判官が郎従共防ぐとはすれども、さすが大勢に攻立られ、痛手薄手負はぬ者はなし。皆討死しければ、寄手前後より火を懸けたり。判官父子は、今は是までとて、腹搔切りて、焔の中に飛入りたり。寄手は勝関を作りて引返す。昨日までは、鎌倉殿の御代官として、伊賀判官光季、都を守護してありしかば、世の覺時の銚、肩を並る人もなく、めでたく榮えしに、一朝に滅亡して、忠義の道を表しける志こそ雄々しけれ。



○院宣 付 推松使節 並 二位禪尼評定

一院は御感斜ならず、關東は早御手に入りたるやうに思召し、なほも人數を召し給ふに、山々寺々の僧侶、法師原、國々所々の武士、住人等召に應じて馳參る。熊野より田邊法印、十萬法橋、萬劫禪師、山法師には播磨堅者、小鷹智性房、丹後、清水法師には、鏡月房、歸性房、奈良法師には士護覺心、堂衆に圓音房、是等を初として、事を好む惡僧等少々應じて參集る。按察前中納言光親卿承りて、東國の院宣七通を書かれたり。鎌倉の右京權大夫北條平義時朝敵たり、早く追討せらるべし。勸賞は請ふに依るべきの由、武田、小笠原、千葉、小山、宇都宮、三浦、葛西にぞ下されけり。御使は推松とて、無雙の逸足なり。平九郎判官胤義が、私の使を相副へて、同五月十五日都を出でて、同じき十九日鎌倉に著きて、駿河守にかくと告げたりければ、文を披見して、使をば追出し、駿河守義村は、權大夫義時の許へ行きて、胤義が文を見せまるらせ、「世の中こそ亂れて候へ。去ぬる十五日、伊賀判官光季は打たれて候。義村に於いては、故右大將家平氏御追討よりこの方度々の軍に忠義を致し、一度も不忠を存ぜず候。今より後も疎略を存すべ

○義時政子等の軍議

からず」とて、誓言を以て、申し入れたり。義時打笑ひて、「さては心安く候、今まで此事の出來候はぬこそ不思議なれ。是は豫てより存知したることなり、今は院宣の御使推松も、鎌倉に入りぬらん」とて、尋ね捜されしに、笠井谷より捕へて來りぬ。院宣を奪取りて焼き捨てられ、北條義時、駿河守を相俱して、二位禪尼の御前にまゐり、「世の中既に亂れて候。去ぬる十五日、判官光季は、京都にして討たれたり。如何御計候べき」とて、胤義が文と、院宣とを御前に差置れたり。武藏守泰時、相摸守時房、前大管領廣元以下參り集りて評定あり。二位禪尼は、妻戸の間へ出でたまひ、御家人等を御簾の前に召寄せ、御簾を半に卷上させ、御覽じ出して宣ひけるは、「日本一州の中に、女房のめでたき例には、此尼をこそ申すなれど、尼程に物思したる者は世にあらじ。故殿頼朝公に逢初め參せし時は、世になき振舞するるとて親にも疎み惡まれ、その後平家の軍初りしかば、手を握り、心を碎き、六年が程は打暮し、平家亡びて世は治るかと思ふ所に、大姫君に後れて、同じ道にと悲しく思ひながら、月日を重ねし間に故殿に後れ奉る。左衛門督未だ幼稚なれば、見立參せんとせしかども、又督殿にさへ後れて、誰を頼む方もなく、鎌倉中には恨しからぬ人もなく、思沈みしを、故右大臣實朝公、人とな



り、世も靜に侍りしに、思の外の事ありて大臣殿失せ給ふ。是こそ浮世の限なれ、何に命の存命へて、かゝる歎に堪へぬらん、如何なる淵河にも身を投げばやと思立ちしを、權大夫義時が、様々申す事ありて、三代將軍の御跡を、誰かは弔ひ奉るべきと思ひし程に、今日まで空く存命へて、かゝる事を見聞くこそ悲しけれ。日本國の侍達、昔は三年の大番とて、一期の大事と出立ち、郎従一族まで此所を晴と上りしも、力盡きぬれば、下向には歩跳にて歸りけるを、故殿憐み給ひ、六ヶ月に約め、分際に應じて諸人の助を計ひ置かせ給ひ、今は何も榮耀におはすらん。萬につけて、情深き御恩を忘れて、東方へ參られんとも、又留りて味方に奉公仕らんとも、只今確に申し切れ」とぞ宣ひける。是を承る大名、小名、皆袖を絞りて申しけるは、「拙き鳥獸までも人の恩をば忘れずとこそ承れ。況て代々御恩深く蒙りし我等、此度罷向ひ候ひて、都を枕とし、戸を禁中に晒さんとこそ存じ候へ。誰々も一人として、この志を背く者は候はず。御心安く思召され候へ」とて御前を立ちて宿所々々に歸られけり。

○鎌倉軍勢上洛

さる程に、大名小名集まりて、軍の評定ありける所に、武藏守泰時申されけるは、「是ほどの御大事、無勢にては如何あるべき。兩三日も延引せられ、片邊土に居住する若黨冠者原をも、召俱し候らはばや」と申されければ、權大夫義時申されけるは、「君の御爲に忠のみ存じて不義なし。人の讒に依つて、朝敵と仰せ下さるよ上は、假令百千萬騎の勢を俱したりとも、天命に背く程にては、君に勝ち參すべきや。只運に任すべし。早疾上洛あるべきなり」と軍の手分をぞ定められける。明くれば五月二十一日、藤澤左衛門尉清親が本に軍立し、翌日未明に打立ち給ふ。先陣は相摸守時房、二陣は武藏守泰時、三陣は足利武藏前司義氏、四陣は三浦駿河守義村、五陣は千葉介胤綱とぞ聞ける。相隨ふ輩には、城入道、毛利藏人入道、少輔判官代、駿河次郎、佐原次郎左衛門尉、同三郎左衛門尉、同又太郎、天野左衛門尉、狩野介入道、後藤左衛門尉、小山新左衛門尉、中沼五郎、伊吹七郎、宇都宮四郎、筑後太郎左衛門尉、葛西五郎兵衛尉、角田太郎、同彌平次、相馬三郎父子三人、國分三郎、大須賀兵衛尉、佐野小次郎入道、同七郎太郎、同八郎、伊佐大進太郎、江戸八郎、足立三郎、佐々目太郎、階太郎、早川平三郎、母、兒玉、猪俣本間、澁谷、波多野、松田、河村、飯田、土肥、土屋、成田、伊藤、宇佐美、奥津を始



○院使推松を京都に歸す。

として、都合其勢十萬餘騎、東海道をぞ押上る。東山道の大將軍には、武田五郎父子八人、小笠原次郎父子七人、遠山左衛門尉、諏訪小太郎、伊具右馬允入道を始めとして、其勢都合五萬餘騎なり。式部丞朝時は四萬餘騎を率して、北陸道より攻上る。鎌倉には大膳大夫入道、宇都宮入道、葛西壹岐入道、隼人入道、信濃民部大輔入道、隱岐次郎左衛門尉是等を始として、御留王をぞ勤めける。親上れば、子は留り、子息上れば父残り、兄弟までも引分けて、上留むる心あり。北條右京權大夫義時は、鎌倉將軍家の執權たり。若君を守護し奉りて、態と留りおはしけるが、院宣の御使推松を召出し、「汝をば京都に歸すべし。院に参りて申すべき様は、義時昔より忠義をのみ存する身を、讒を信ぜられ、違勅の者になり候。舍弟時房を初て子にて候泰時朝時以下三方の軍勢、都合十九萬餘騎を参らせ候。御腹居させ給ふべし。未だ叡慮治らずは、三郎重時、四郎政村を先として、二十萬騎を伴ひ義時参りて申すべしと、必ず奏聞致せよ」とて、追出されたりければ、辛き目を許され命助かりたるが嬉しさに、跡をも見返らず。六月朔日京著して、嘉陽門の御所に参りしかば、物にも覺えぬ公卿殿上人、立ち出で給ひ「推松歸参りたり。如何に義時が首をば、誰か取りて参らするぞ。關東には合戦の始りしか。義時

○一院稍怖心あり

鎌倉に泳り得じ。何方へも落行く音は聞えざりしか。さこそ彷徨恐るらん。如何にくと仰せければ、推松打涙ぐみて申しけるは、「平九郎判官の御文を三浦駿河守義村受取りて、權大夫義時に見せしより、鎌倉中騒動し、推松は深く忍びて其有様を見候に、大名、小名諸國より、走集り、京都を指して三方より押し上り候、十九萬餘騎とは申せども、如何様百萬騎も候らん、鎌倉より尾張までは野にも山にも軍兵充滿ちて押し行く。一時も早く告申さんとて、急ぎ上りて候」と申す、公卿殿上人皆興を醒して物をも申されず。一院聞召し、「武士共の上らん後にて、義時が首は取りて参らする者のあらんずるぞ」とは、勅定ありけれども思の外の大軍に厭みてぞ、思召されける。

○大炊渡軍 付 御所焼の太刀

一院は、關東大軍にて攻上る由聞召れ、「京都の内へ入來らば悪かりなん。出向うて追散すべし。先宇治勢多の橋をや引きて待べき。尾張河へや向へらるべき」と評定あり。「尾張河まで走せ向うて、若敵強くして、味方破れたらん時にこそ、宇治勢多にても防がるべけれ。尾張河には九瀬あり。手分して、瀬々に遣し防がれん」とて、大炊渡へは駿河大



夫判官、糟屋四郎左衛門尉、筑後太郎左衛門尉、同六郎左衛門尉に西面の者ども二千餘騎を差副へて遣さる。鵜沼渡へは美濃の目代帶刀左衛門尉、神土藏人入道父子三人に一千餘騎を差副へて向へられたり。板橋渡へは、朝日判官代、海泉太郎その勢一千餘騎をむかはせらる。氣瀬渡へは富來次郎判官代、關左衛門尉一千餘騎、大豆途渡へは能登守秀康、平九郎判官胤義、下總前司盛綱、安藝宗内左衛門尉、同藤左衛門尉これをはじめとして、都合一萬餘騎にて向ひたり。食渡は阿波太郎入道、山田左衛門尉五百餘騎にて馳せくだる。稗島渡は矢野次郎左衛門尉、長瀬判官代五百餘騎、墨俣河へは河内判官秀澄、山田次郎重忠一千餘騎、市河前の渡は、加藤伊勢前司光定五百餘騎、以上一萬七千五百餘騎なり。敵の人數に比ぶれば、十が一にも及ばざるに、しかも是を分遣し小勢にて大軍を防ぐ其謀はありもぞすらん、先は拙き軍謀かなと、心ある人は思ひけり。東海道の先陣相摸守時房は、六月五日の辰刻に、尾張國一の宮に著陣して、軍の身分をせられけり。東山道より押上る大將は、武田五郎父子八人を初として、其勢五萬餘騎何も聞ゆる勇士共なり。武田既に本國を出る日は、十死一生とて極たる惡日なり。「如何あるべき。只明日軍立し給へかし」と申す者多かりけり。武田五郎いひけるは、「何條さ

る事のあるべき。侍の軍に向ふ程にては命生きて歸るべしとは覺えず。是こそ吉日なれ」とて勇進みて上りしが、既に市原に陣を取る。かよる所へ院宣の御使とて、武田五郎、小笠原次郎兩人が中へ三人までぞ下されける。「一天の君の思召し立ち給ふ此度の御大事に、争か御敵と成りて内侍所に向ひ奉り、矢を發つべき道なし。只とく京方に参りて朝敵を討ちて奉れ」とありければ、小笠原即ち武田が方へ使を以て、「如何御計ひ候」と云はするに「只切りて捨て給へ」と云ふ。「信光もさこそ思へ」とて三使の中に、二人は首を刎ねて、一人は追放ちて京都にぞ歸しける。武田五郎が郎等に、武藤新五と云ふ者あり。水練の達者なり。「大炊渡瀬踏して見よ」と云ひければ「畏り候」とて渡の瀬踏仕果せて歸り來る。「河の西の岸極て高く、輒く馬を扱ひ難く、水底七八段に菱を種流し、亂株逆茂木を打ちて候を、馬四五疋を上げ候程菱を取捨て亂株を抜捨て、驗を立てて置きたり」と申す。武田、川端に進めば、信濃國の住人千野五郎河上左近、馬を打入れて渡す所に、京方より黒革威の鎧に月毛なる馬に乗り、塗籠籐の弓持たる兵、河端に下りて、「只今岸を渡すは何者ぞ」と詞を掛けたり。「是は武田五郎殿の御手に屬せし信濃國の住人、千野六郎、河上左近」と名のりけり。この武者聞きて、「某も同國の住人に、大妻

瀬踏―瀬の  
深淺を測る  
こと

五郎―六郎  
の誤か



○官軍敗る

太郎兼澄と云ふ者ぞ、千野は我等が一門ぞかし、河上殿に申承らん」とて、能引てひようと射るに、左近が引合を篋深に射させて、倒に落ちて流れたり。千野六郎、續て渡す所を、又矢を番ひて、射たりければ、六郎が乗りたる馬の弓手の大腹を射させて、馬は平に轉びたり。千野六郎太刀を抜きて逆茂木の上に飛上る。京方の陣より、武者六人馳寄りて、六郎をば打取りけり。是を初て常葉六郎、我妻太郎、内藤八續て渡しける所に、大妻太郎に射落されて、川に流れて死んだりけり。武田五郎易からず思ひて打入りて渡すを見て、舍兄悪三郎、舍弟六郎、同七郎、武藤五郎、内藤七、新五、黒河、岩崎五郎以上九人ぞ渡しける。京勢雨の降る如くに矢を放つに、少しも躊躇ふ色はなし。小笠原次郎百騎計にて押渡る。京勢河端に下向うて戦ふ。寄手の大勢物ともせず、打入れく雲霞の如く渡掛て、関の聲を作りて攻掛る。京方既に破れて、引色になりけるを、鵜沼渡に向へられたる美濃の目代帶刀左衛門尉五十騎計にて馳來るといへども、終に打ち立てられて、引き退く。同國の住人蜂屋冠者は、信濃國の住人伊豆次郎に組まれて討れたり。筑後六郎左衛門尉は、洗革の鎧に、母衣掛けて、白月毛の馬に乗りて落行きけるを、武田七郎「穢し。餘すまじきぞ」とて追掛けたり。六郎左衛門「返すに難き事か」とて、

名詮自性  
名は體を顯  
すと云ふ義  
唯識論に出  
づ

御所焼と云ふ太刀を抜きて引返し、撃つて掛る。抑この太刀は備前國の住人藤原三郎家次と云ふ鍛冶を、一院に召し上せて、君御手づから煨はせられて、打立てられし太刀にてあり。御所焼と名を付けられ、公卿、殿上人、北面、西面の輩、御氣色善き程の者は皆賜りて帶しけり。名詮自性の道理ならば、この太刀の名こそ忌々しけれ。筑後六郎左衛門今度大炊渡に、向へられて、都を出ける時、一院より賜りて、この度帶して下りしが、武田七郎掛寄せて押並ぶを、馬の平首手綱を副へて切つて落し、その間に筑後左衛門落延びたり。武田は下立ちて、離れ馬に乗替へて、「あはれ敵を逃しけり」と齒嚙をしてぞ控へたる。大竹小太郎も落ちける所に、信濃國の住人岩手三郎父子追掛けて「如何に大竹殿と見るは僻目か。和殿は武藏の住人にて、關東の御恩深く仰に依て都へは上られたり。悪くも計ひて京方にはなり給ひけり。降參し給へ、如何にも申さん」と云ひければ、大竹馬を引返し、思案する所を、岩手父子押並べて組落し、指殺して首を取る。この大竹は相撲を好みて、力も強く心も剛なり。先年一院より、關東へ仰せられ、「力強く、健ならん相撲の達者を參らせよ」とありしかば、選出して上せられ、元は家光と名のりけるを、西面に召れて家任と云ふ名をば院よりぞ付け給ひける。岩手程の男には、



中々討たるまじき者なりしが、運の盡きぬる故にや、暗々と討たれしは、二心の起りて欺罔れける所なり。大炊渡破れて、東山道の軍打入ると見えければ、平九郎判官胤義「口惜きことかな。胤義罷向うて一軍せん」とて、五百餘騎にて馳來る。能登守秀康申しけるは、「この大軍に前後を包まれなば、雄々しき大事なり、尾張河破れなば、引退きて、宇治勢多を防げとこそ院には仰せ下されし。秀康は引上りて宇治にて防ぎ候はん」とて、落ち行きければ、平九郎判官も力及ばず、打連れてこそ落ち上りけれ。

○株瀬川軍 付 關東勢手賦

大豆途渡へは相摸守足利武藏前司向はれたり。足利小太郎兵衛、阿曾沼小次郎近綱をはじめて川に打入り渡しけるに、京勢は、皆落失せて防ぐ者一人もなし。美濃國庭田と云ふ所にして、京勢少々出合ひて戦ふといへども、大軍折重なり、新手入替りける故に、多くは皆討取られ、残るは又散々に落ちて行く。尾張國の住人山田次郎重忠此有様を見て云ふやうは「君の仰を蒙り、京都より討手に向ける者共の、尾張川にても恥ある矢の一つをも射ず、跡をも願はずして落ちて歸道の程にも甲斐々々しき軍もせで、京まで

も追立てられ、關東武士に笑はるゝのみにあらず。君御尋あらんには、なにとか答へ奉らん。重忠一軍して、此憤を散せんと思ふなり」とて、郎等に水野左近、大金太郎、太田五郎兵衛、藤兵衛、伊豫坊、荒左近、兵部坊、以下九十餘騎を前後左右に立てて、株瀬川の端に控へて敵を相待つ所に、奥州の住人岳島橋左衛門、五十餘騎にて川を渡し、散に戦ふ。岳島が郎等、加地丹内、佐賀羅三郎矢庭に射臥せられ、其外の者共も、手を負はぬはなかりけり。大將軍、武藏守泰時、川端に打臨み、軍の下知をせらるれば、跡より大軍重りて、ひたくと川を渡す。山田次郎叶はずして、南を指して落ちて行く。武藏國の住人高枝次郎只一騎、川瀬を渡して細繩手にかよりて追掛けしに、敵七八騎返合せ、高枝をなかに取込めて戦ふに、高枝片足を田の中に踏入れて、片足は繩手に跪き、立寄る敵一人が諸膝薙て切伏せ、立ち上らんとする所に、遂にして切伏せられ、敵一人走寄りて首を取んとする所に大軍どつと續きたれば、打捨てて落て行く。關東勢近きて手負を見れば、鎧物具朱に成りて、誰とも更に見分かず。大將武藏守「あら無慚やな、此者痛手負ひたれども、未だ死なず、片息なるぞ、何者ぞ名乗」とありしに、「武藏國の住人高枝次郎」と云ひければ、能々見せらるゝに、痛手、薄手二十三ヶ所。是にても死ざる



手の者一部

は天命ある者なりとて、人を副へて鎌倉へぞ下されける。軍兵を憐み給ふ大將の志を感じぬはなかりけり。伊具六郎有時が郎従に、伊佐三郎行正と名乗りて、山田次郎を追詰めて引組みて、堀の底に落入たり。敵も味方もこれを知らず、上になり下になり、半時計揉合たり。伊佐三郎が雑色一人俱したりけるが、主の軍する加勢にもならず、敵と打合ふ時は、立退きて見物し、戦疲れて休む時は、突として傍に居たり。組合へども只見物して助くべき色もなし。其間に山田が郎等藤兵衛尉立歸りて、伊佐を押伏せ、山田を馬に搔乗せて落ちて行く。伊佐も討たれざるを幸にして、味方にぞ馳入りける。さる程に、東山、東海兩道の軍勢一つになりて、上りければ野も山も兵共充滿て、幾千萬とも數知らず。野上、垂井に陣を取り、爰にて軍の手賦をぞ致されける。「相摸守時房は、勢多へ向ひ給ふべし。供御瀬へは、武田五郎、宇治渡は武藏守泰時、一口へは毛利藏人入道、淀渡は駿河守義經向はれ候へ」とさだめられし所に、相摸守の手の者に、本間兵衛尉忠家と云ふもの進み出でて申しけるは、「駿河守殿は悪くも計ひたまふものかな、相摸守殿の若黨等には、軍をなせそと思し候か、如何なる心にて、かくはあてがひたまふやらん」と申しければ、義村申されけるやうは、「某當家に久しきものなり。關東より、斯

殺所一又切所難所

様の事をも計ひ申せとて、上洛せしめ給ふ。我往初より御大事には度々に逢うて多くの事共見置きて候。平家追討の時、關東の兵共を差上せられ候ひしに、勢多へは三河守範頼宇治へは九郎判官義經向はせ給ひ、上下の手にて平家を追落し、軍に打勝せ給ひて候。是は先規の御吉例なれば、かく手賦は致して候。軍せさせじとは思ふべき事にて候はす。然るを斯様に申さるゝ條存外の至に候。勢多へは敵の向ふまじきにて候歟。軍は何所も嫌はず、只兵の心にあるべきものを」と申されしかば、本間は、兎角申すに及ばず、赤面して引退く。「用なき咎事かな」と笑ふ人も多かりけり。北陸道は、小笠原次郎を大將として、千葉介、筑後太郎左衛門尉、中沼五郎、伊吹七郎を差添へられ、都合一萬餘騎、小關より伊吹山の腰を廻り、湖水の西を近江路指して攻上らる。

○蒲原の殺所謀 付北陸道軍勢攻登る

北陸道より向はると式部丞朝時は、五月晦日に越後國府中に著て勢揃し、加地入道父子三人、太湖太郎左衛門尉、小出四郎左衛門尉、五十嵐黨を始として、都合その勢四萬餘騎、越後、越中の境なる蒲原と云ふ所に行掛る。此所は極めたる殺所なり。一方は岸



高くして、人馬更に通ひ難く、一方は荒磯にて風烈しき折節は船路も亦心に任せず。岸に添ひたる細道を認めて行くには、馬の鼻を四五騎竝べても通得ず。僅に一二騎づつ身を峙て打過ぐる。市降淨土といふ所に、逆茂木を引ききて、宮崎左衛門尉政時と云ふもの、近邊の溢者共三百餘人を集めて堅めたり。上の山には石弓を張設けて、敵押掛らば弛し掛けんと思ひしたり。關東勢如何すべきと案じ煩ふ所に、加地入道申しけるは、「善謀の候ぞや」とて、近邊の在家に人を遣し、七八十疋の牛を取集め、兩の角に續松を結付けて日の暮るるをぞ待掛けたる。既に夜に入りければ、かの續松に火を燈して、道筋を追續けたりしかば、數多の牛共續松に恐れて走り掛り突通る。上の山よりは是を見てすはや敵の寄るぞとて、石弓のある限り一同に弛し掛けたれば、數多の牛共これに打たれて死す。軍兵等は事故なく打過ぎて、夜も曙になりける比、逆茂木近く押寄せて見たりければ、折節海の面は風になりて、風靜に波もなし、究竟の時分なりとて汀に添うて馬を打入れ、海を渡して向ふもあり。足輕共は、手にく逆茂木取除けて、打て通る。逆茂木の内には、郎從共僅に四五十人計、箒を焼いて居たりけるが、大勢の向ふを見て、皆打捨てて山の上に逃げ上る。心安く押通り、越中と加賀の境なる、砥竝山に掛

りて、黒坂と志保山と兩道のありけるを、砥竝へは仁科次郎、宮崎左衛門むかひたり。志保山へは糟屋有名左衛門、伊王左衛門向ひけり。加賀國の住人林、富樫、井上、津旗、越中國の住人野尻、河上、石黒の者共京方として、七百餘騎集り、殺所を切塞ぎて、防戦ふといへども、大軍の寄手なれば、叶はずして、砥竝、志保、黒坂悉く破れて、次第次第に攻上る。かよる所に、山法師に美濃堅者觀賢として惡僧あり。京方に参りて、法師原、若大衆、近邊の百姓等一千四百五人を集めて、水尾坂を掘切りて、逆茂木引ききて待掛けたり。式部丞朝時、加地入道を初て、又軍の評定あり。「此所は又むつかしき殺所の要害にしてしかも味方の人數は長途に疲れたり。軍を致すとも、はかなくしかるべからず。何とか計ひ候はん。さればとて、味方の兵一人も大切なり、討たせては叶ふべからず」と取々に申されける所に、小出四郎左衛門尉進み出て申しけるは、「山法師は心淺く、百姓は臆病なる者にて候、只先使を立てて敵の有様引見られ候べし。其上に違義あらば又術も候はん」とて我が手の郎從、畑野太郎、河瀬藤次兩人を遣し、觀賢が方へ云遣りけるやうは「只今打通るは北條式部丞朝時、隨ふ軍勢四萬餘騎、京都に攻上る所なり。無用の我執を起し小勢にて妨げられ候とも、一時に踏破り候はん。然れども沙門にてまし



ますゆゑ、禮義の爲に案内をば致す所なり。關を開きて通さるべし」とぞ云ひ遣しける。觀賢思の外の大軍にあぐみで、百姓等は我々にて始終叶難く覺えければ、「さん候京方以後の御咎を存する故に、一旦かくは構へて候。義勢は是までなり、逆茂木引除けて御通りあるべし」と返事して、皆散々に開退きければ、使歸りて此由を申すに、「思の外なる事かな」とて、事故なく打通り、漸う既に海津の浦より、今津の宿を打過ぐるに、今は手を差す者もなく、夜を日につぎて、都を指してぞ攻上られける。

鎌倉 北條九代記 卷第六

○宇治川軍敗北 付 土護覺心謀略

山田次郎重忠は、杭瀬川の軍破れて後、都に歸り参りて、事の由を奏聞す。海道所々の要害共甲斐なく打落され、北陸道の軍勢も都近く攻寄ると聞えしかば、六月九日酉刻に、一院は御祈願の御爲とて新院冷泉宮諸共に日吉へ御幸なる。東坂本梶井宮の御所へ入御ましまし、翌日卯刻に都へ還御有て、四方の門を閉ぢられ、兎角の僉義も仰出されざりしかば、謀叛結構の公卿、殿上人、「さるにても討手を遣し防がれてこそ」と、勸め申して手分をぞ致されける。山田次郎重忠に、山法師、播磨堅者小鷹坊、知性房丹後を始て、二千餘騎を差添へて、勢多の手へ遣さる。能登守秀康、平九郎判官胤義、少輔入道近廣、佐々木彌太郎判官高重、中條下總守盛綱、安藝宗内左衛門尉、伊藤左衛門尉、是等を先として一萬餘騎は供御瀬へ向へらる。前中納言有雅卿、甲斐宰相中將範義朝臣、右衛門佐朝俊、武士には山城前司廣綱、子息太郎、右衛門尉、筑後六郎左衛門尉、熊野の



○宇治川の戦

田邊法印十萬法橋、萬劫禪師、奈良法師土護覺心、圓音坊是等を初として、一萬餘騎は宇治渡に向はられたり。長瀬判官代足立源左衛門尉は、五百餘騎にて牧島へ走せ向ふ。一條宰相中將信能、二位法印尊長は、一千餘騎にて一口へぞ向けられける。坊門大納言忠信は、一千餘騎にて淀へ向はる。河野四郎入道道信、子息太郎は、五百餘騎にて廣瀬にぞ向けられける。去程に東海道の先陣相摸守時房承久三年六月十二日、勢多の橋近く野路に陣を取る。人を遣して見せらるゝに、橋の中二間を引落し、搔楯をかき、山田次郎を始として、山法師大勢にて控へたり。相摸守の手の郎等、早川重三郎、階見太郎、佐々目五郎、足立三郎、讚岐太郎等橋爪に押寄せ、行けたを渡りて戦ふに、江戸八郎眞甲を射られて、倒まに落て流れたり。熊谷平内左衛門、久目左近、吉見十郎、廣田小次郎、押詰て三の搔楯を切破り、鏝を傾けて攻掛る。山田次郎を見て山の太衆に向ひて、「あれほどの小勢をば、如何に渡させ給ふぞ」といひければ、播磨堅者小鷹坊心得たりとて大長刀、水車に廻して寄手六人搔楯の際に薙臥せたり。熊谷平内左衛門尉小鷹坊に引組て、首を搔んとする所に、山田次郎が郎等、荒左近落合て、熊谷が首を取る。大將相摸守は、「此軍早り過ぎて、人數を損ずる事然るべからず。暫く靜て色を見よ」と下知せられしか

金に渡し曲尺なりに渡り

ば、橋爪を引退きて只矢軍計ぞ致しける。折節雨降り出て、車軸を流す如くなるに、武藏守泰時如何思はれけん、家子芝田橋六を召して河の瀬踏を致せとあり。芝田は横島の二岐なる瀬を中島に游付きて、敵の様躰迄善々見果せて立歸りて、有様を申上る所に、佐々木四郎只一騎、御局といふ逸物の栗毛の馬、その長八寸に餘たるに白鞍置せ、彼の二岐の瀬にがばと打入り、瀬枕を切つて金に渡し、「近江國の住人、佐々木四郎左衛門尉源信綱、今日宇治川の先陣」とぞ名乗ける。是を見て、中山、佐野、浦野、白井、多胡、秋庭を初として、小笠原四郎、内海九郎、河野九郎、勅使川原小三郎、長江、小野寺、關、左島を初て、諸軍打入々々渡しけるに、水は堰れて陸は海にぞ成りにける。その中にも馬弱きは押流されて死する者も多かりけり。後に人數を尋ねれば、八百餘人は流れて死にたり。されども大軍なれば、數にもあらず。京方下合うて散々に防ぎ戦ふ。討つもあり。討たるよもあり。物の色目も見分かず。右衛門佐朝俊は、敵に組まれて討死せらる。又京方より緋威の鎧に、白月毛の馬に金覆輪の鞍置きて打乗たる武者一騎、小河太郎に寄合うて、打咲みたるを見れば鐵漿黒なり。小河押並べける所を、拔打に甲の眞甲を打たれて、目昏みけれども取付きたる所を放たず、馬よりどうど組んで落ちたり。心を靜め



て見たりければ、我が組んで抑へたる敵は首もなき體計なり。「こは如何に人の組んだる敵の首を傍より取る事やある」と叫りしかば、武藏太郎殿の手の者に、伊豆國の住人平馬太郎某、「和殿は誰ぞ」。「駿河守殿の手の者小川太郎經村」と名乗る。さらばとて首を返す。小川是を受取らず、後に此由申しければ、平馬太郎が僻事なりとて、小川に勸賞賜りぬ。甲斐宰相範義朝臣の御首にてぞ侍りける。佐々木太郎左衛門尉氏綱は、同名四郎左衛門尉信綱が甥なり。秋庭三郎に組んで討たれたり。荻野次郎、中條次郎左衛門も、寄手大勢に取込められ、遂に皆討たれたり。土護覺心は、散々に戦うて、「今は叶ふまじ。軍は是迄ぞ」とて、南を指して落ちて行く。敵三十騎計にて遁さじとて追掛くる。覺心は元來歩立の達者なれば、三室堂の僧坊まで飛が如くに走入りて、客殿を見れば、住持の僧かとおほしくて睡居たる、其前に物具を脱置き、剃刀のありけるに、水盂を取具して縁に出て、頭を剃りて居たる所に、敵續きてうち入りつゝ、物具の傍に居ける僧を、敵ぞと心得て、取て抑へて首を取りてぞ歸りける。一擧の謀に、無慚ながらも命を助り、奈良の方へ落行きたり。熊野の田邊法印は、子息千王禪師を討たせながら、其身は泣々熊野にぞ歸りにける。宇治の渡京方已に敗北して、横川の橋、木幡山、伏見

岡屋、日野、勸修寺に至るまで、落人多く道々に討たれたり。供御瀬、鵜飼瀬、廣瀬、槇島所々に向へられし京勢共、宇治の北の在家に、火の手の上るを見るよりも我先にと落失せて、残る兵一人もなし。夜に入りければ、寄手は次第々々に靜に川をぞ越えられける。

○京方武將没落 付 鏡月房歌 並 雲客死刑

能登守秀康、平九郎判官胤義、山田次郎重忠は散々に打なされ、郎従どもは或は討たれ、或は落失せて、頼む影なくなり果てて、一院のおはします四辻殿へ参りたれば、武士共は「是より何方へも落行け」とて、門をも開かて突放さる。山田次郎大音擧げて「大臆病の君に語はれ、今は内にだに入れられず憂死せんずるは」とて、南を指して打ちけるが、嗟峨野を心に懸けつゝ西を遙に落行く所に、子息伊豆守に行合たり。桂川の邊にて、天野左衛門尉百騎計にて追詰めたり。人手にかよらじとや思ひけん。山田父子は小竹の中に走り入て、腹搔切りて死ににけり。平九郎判官は、父子只二人西山の方に行きて、心靜に自害をぞ致しける。天野四郎左衛門は、首を延べて出でたりしを、即ち切りて捨て



傾け―批難

られたり。後藤大夫判官基清は降人に出でたりしを、御許なければ、子息左衛門尉基綱申受けて切りにけり。他人に切せて、死骸を申受けて孝養せんには遙に劣れる事なりと人々傾け言合ひけり。駿河大夫判官惟宣は行方なく落失せぬ。二位法印尊長は、十津川に逃籠り、清水法師鏡月房、同じく弟子常陸房、美濃房三人は搦め捕れて、既に切るべきに極る所に、鏡月房一首の歌をぞ詠じける。

勅なれば身をば寄せてき武士の八十うぢ川の瀬には立たねど

武藏守泰時この歌を感じて「命助けよ」とて赦れけり。一首の歌に師弟三人命を繼るよこそ深き恵の陰徳なれ。佐々木山城守廣綱、同彌太郎判官高重も生捕られ、舍弟信綱に預けられ六條河原にて切れたり。熊野法印も故郷より追出だされ、道にて搦取られつよ、首をぞ刎ねられける。坊門大納言忠信卿をば千葉介胤綱預り、關東にくだり給ふべきにて、打立たれける所に、その比西八條禪尼と申すは、大納言の妹にて鎌倉故右大臣實朝公の後室なり、鎌倉の二位禪尼、右京大夫義時へまうされける旨ありければ、「さらば助け奉れ」とて、遠江國舞坂より、忠信卿は都へ歸上り給ふ。籠中の鳥の雲に翔り、俎上の魚の海に歸りけん。めでたかりける御事なり。中御門前中納言宗行卿は、小山新左

衛門尉俱し奉りて下りけるが、浮島原にて切れ給ふべしと聞き給ひ、いとど心細く思しければ、木瀬河の宿の亭の柱にかくぞ付け給ひける。

今日過ぐる身をうき島が原にてぞ露の命は捨て定めける

其日の暮方に、大澤にてぞ切り奉りける。その外の人々も、みな六波羅に渡され、關東に下り給ふ道々にて、失ひ參せけり。其後の有様宿所々々は焼拂はれ、姫君北方と云はれて、日比は人にも見えじと奥深く籠りて住み給ひしも、情なく寄邊を失ひ、山野の嵐に身を任せ、心ならぬ月を詠め、只悲の涙に沈みて、晴ぬ思にあこがれ給ふ。同じ世にだに栖むならば、千里の雲は隔つとも、又見る由もあるべきを、冥途如何なる境ぞや、便に通ふ事もなく、黄泉如何なる旅なれば、歸來るに由ぞなき。僅に残るものとは、主を離れし面影なり。見るも中々悲きは、書き荒びたる筆の跡、形見となるぞ心憂き。北方女房達餘のことの堪難さに、髪を剃り世を逃れ、昔の衣に身をなして、亡夫の後世を弔ひ給ふ。哀なりし事共なり。



○本院新院御遷幸 並 土御門院配流

同七月六日、武藏の太郎、駿河の次郎、數萬騎の勢を卒して、院の御所四辻殿へ参りて、本院を鳥羽殿へ御幸なし奉らんと、奏聞しければ、一院は豫てより思召設けさせ給ひたる御事なれ共、今更差當りて、御心惑しおはします。先女房達を出さるべしとて、車を輓りて遣出すに、もし謀叛人もや乗りぬらんとて、武藏守近く参りて、弓の弭にて御車の簾を挑けて見奉るこそ、理ながらも、情なくぞ覺えたる。一院聽て御幸なる。往昔に替りて警蹕もなく供奉もなし。姑射仙宮の玉の牀をよそになして立去り、九重の花の都は今日を限と思召す叡慮のほどこそ恐しけれ。東洞院を下に、七條殿の軒のつまを心の外に御覽せらる、作道より鳥羽殿に入らせ給へば、關東勢雲霞の如く四方を圍みて守護し奉る。玉辰に近づく臣下は一人も見え給はず。錦帳に参る女御もなく、只御一所のみおはします。同じき八日六波羅より使を以て御出家あるべき由を申す。聽て御戒師を召されて御飾を下させ給ふ。替果てさせ給ひたる御姿を信實を召して似繪に寫させられて、七條院へ奉らせ給ひければ、御覽じも敢へず御心も昏ませ給ひて、修明門院を誘ひ参せら

姑射—支那の藐姑射の山に神仙在りといふ傳説によりて上皇の御住居をいふ七條院—御母修明門院—御妃

○三上皇を流す  
君しがらみと成りて—「流行く我身みくづとなりぬとも君しがらみとなりてととめよ」(管公)

れ一つ御車に召されて、鳥羽殿へ御幸なる。御車を差寄せて、かくと申し入れたまへば院は手づから御簾を引遣らせ給ひて、龍顔を差出させられて、見えおはしまし、「疾はや御歸あれ」と御手にて招遣せ給ふ。七條女院も修明門院も御目も昏れ、御心も消えて絶入り給ふも理なり。同じき十三日隱岐國へ移し奉るべしと聞えければ、文あそばして、九條殿へ参らせらる。「君しがらみと成りて」とあり。そのおくに

墨染の袖に情をかけよかし涙ばかりもくちもこそすれ  
御供には殿上人出羽前司重房、内藏權頭清範、女房二人伊賀局、白拍子龜菊ぞ参りける。既に都を立ち給ひ、水無瀬殿を御覽じ遣て、爰にあらばやと思し召されけるも、せめての御事と哀なり。

たちこむる關とはなさで水無瀬川霧猶霽れぬ行末の空  
播磨國明石浦に著せ給ふ。「こよは何所ぞ」と御尋あり。「明石浦」と申しければ、都をば暗闇にこそいでしかど月は明石の浦に來にけり  
白拍子龜菊かくぞ詠みける。  
月影はさこそ明石の浦なれど雲居の秋ぞなほも戀しき



千代の古道  
—山城葛野  
郡の名所

美作と伯耆との中山を越えさせ給ふとて、向の岸に細道の見えけるを、「何所へ通ふ道ぞ」と御尋ありければ、「都へ通ふ古道にて候」と申しければ、千代の古道ならば、都にも近かるべきにと思召し遣らせ給ひて、

都人誰ふみそめて通ひけん向ひの道のなつかしきかな  
出雲國大濱湊と云ふ所に著せ給ふ。見尾崎と云ふ所なり。修明門院の御方へ此所より遣し給ふ御書の奥に、

知るらめや浮身を崎の濱千鳥なくなく絞る袖の氣色を

是より御舟に召して雲の浪、煙の波を漕過ぎて、隱岐國あまの郡刈田郷と云ふ所に、御所とて造り設けたる、怪しけなる庵の内に入らせ給ふ。海少し近ければ、寄せくる波の音高く、梢を傳ふ嵐の聲、御夢をだに結ばねば、いと憂き世を侘しらに、猿な泣きそと悲ませ給へども、都に歸る傳もなし。

われこそは新島守よ隱岐の海のあらし波風心して吹け

家隆卿この御歌を都にて承り、後の便に詠みて奉られける。

寢覺して聞かぬを聞きて悲しきは荒磯波の曉のこゑ

侘しらに云  
云—侘しら  
に猿な啼き  
そ足引の山  
のかひある  
けふにやは  
あらぬ(古今集)

心して—遠  
慮して

ひとまどの  
—一應の

同二十二日、新院は佐渡國へ移されさせ給ふ。御供には冷泉中將爲家朝臣、花山院少將、甲斐兵衛佐教經、上北面藤左衛門大夫安元、女房右衛門佐局以下三人ぞ參り給ふ。かくは定聞えしかども、爲家朝臣は、ひとまどの御送をも申されず、花山院少將は、勞とて道より歸上られ、右兵衛佐教經は道にて身罷りぬ。新院いと御心細く御送の者共迄も御名残惜ませ給ひて、今日計明日計と留めさせ給ふぞ哀なる。長歌遊して九條殿へ參らせ給ふ返歌に、

長へて譬へば末に歸るとも憂はこの世の都なりけり

九條殿も御歌の返とてなが歌遊して返歌ありける。

厭ふとも長へて経る世中の憂にはいかで春を待べき

同二十四日、一院の御子、六條宮雅成親王は但馬國、次の日、冷泉宮頼仁親王は備前の兒島へ移されさせ給ふ。衣々の御別、取々の御歎、申すも中々愚なり。取分修明門院の御歎、世には例もおはしまさじと見奉るも餘あり。一院は隱岐國、新院は佐渡島、西の空、北の雲何に付けても苦しきや、傾く月を御覽すれば、隱岐の方御言傳せまほしむ、初雁が音を聞召せば、佐渡の有様問はまほし。澤邊の螢の集くにも、御物思と共にこが



絶やらで—  
増鏡にはき  
えやらで

れ、遠山の霞の棚引くも、晴れぬ歎を知らすらん。東一條の先帝おはしませば、佐渡院の御形見とは思召せども、いとど御慰はなかりけり。七條の女院は、老いたる御身にいつとも期せぬ都歸り、今日や明日やと思召す。御歎の色日に従ひて増らせ給ひ、思召し沈ませ給ふ由聞召して、隠岐の御所より、

たらちめの絶やらで待つ露の身を風より先にいかで問はまし  
七條院御返。

なか／＼に萩吹く風の絶ねかしおとづれ來れば露ぞこほるよ

隠岐の法皇第一の御子は、土御門院と申し奉る。去ぬる承元三年三月に、御心ならず御位を下し奉りしかば、御恨深く、法皇には御不孝の如くにて、今度の御謀叛にも與し給はず。關東にも兎角の沙汰には及ばずして、都の内におはしましける所に、仰出されけるやう、一院配所にまし／＼、我が身都に安堵し給はば不孝の罪深かるべし。同じ遠國にこそ栖み給はめとて、九條の禪定殿下右大將公經卿に仰せられしかば、この由關東へ仰遣さる。右京大夫義時以下の人々憐み奉りて、この上は力及ずとて、同十月十日土佐國へと定められ、鷹司萬里小路の御所より出し奉る。御供には少將定平、侍從貞

元、女房二人御道中も哀なる御事多かりけり。須磨や明石の夜の浪、千鳥の聲も遠近なり。高砂、尾上の曉の夢、男鹿の音にや醒すらん。比は神無月十日餘の事なれば、野邊の草叢霜枯れて、山路の梢も疎なり。御衣の袂に秋を残して、露の滋さぞ勝りける。讃岐の八島を御覽すれば、安徳天皇の御事を思召出され、松山を見やらせ給ふにも、崇徳院の御有様思ひ續け給ふ。何事を見聞給ふにつけても、今は只御身一つにつまされて、思沈み給ひけり。土佐國に著き給へども、御住居、餘に少き御事なれば、阿波國へ遷らせ給ふ。阿波と土佐との中山にて、俄に大雪降り出て、路更に埋れ、駕輿丁も行きなづみければ、御輿を搔据ゑ奉り、如何なるべきとも覺えざりしかば、院御涙に咽ばせ給ひて、浮世にはかよれとてこそ生れけり。知らぬ我が涙かな  
邊の松の枯枝切下し、御焼火を奉り、供奉の人々も、是にあたりて、衛士の焚く火にあらねども、折から哀に悲しくて、皆涙をぞ流しける。夜も漸明方になりければ、雪も晴れて空爽に四方の梢も白妙なり。御迎の人参り加り道踏分けさせて、阿波國へならせ給ふとて、

浦々に寄する白浪言問はん隠岐の事こそ聞かまほしけれ



今年如何なる年なれば、三院、二宮、遠島に遷され、公卿、官軍刑戮に逢ひぬらん。不思議なりける運命かなと、高きも賤きも時節の變をぞ歌ひける。時房、泰時、朝時、義村、信光、長清等は、一天の君を擒にし、九重の都を燬きて、猛威を振ひて鎌倉にぞ歸りける。

○後嵯峨院新帝踐祚 付能登守秀康誅せらる

懷成親王は、新院の御讓を受けさせ給ひけれ共、御即位の式も調はず程なくこの亂ありしかば、三院ともに、遠島に移されさせ給へば、關東より計ひ申して、僅に九十餘日にして、御位を下し奉り、九條の廢帝と申して、王代の數の外にぞおはします。後鳥羽上皇の御兄守貞親王は、後白河院の御心に叶はせ給はずとて、帝位にも即け奉らず持明院宮と號して、打込められておはしけるを、義時計ひ申して、御位に即け奉らんとありしかども、入道親王の御事なり、御子茂仁親王を帝位に仰ぎ奉るべしとて、今年十歳に成り給ふを取立參せ、御父の守貞には、太政天皇の尊號を奉り、承久三年七月九日、新帝茂仁踐祚あり。後嵯峨院と申すはこの君の御事なり。攝政道家公は、鎌倉の將軍頼

後嵯峨院

後堀河院即位の誤、茂仁は「とよひと」と讀む

經の御父なれども、順徳院の舅なるに依て、官職を改補して、近衛家實公を以て攝政にぞ補せられける。何事も皆右京大夫義時が心に任せ、鎌倉より計ひ奉る。武藏守泰時、相摸守時房を京都の守護として、六波羅にぞ居る置きたる。叛逆興黨の没收の領地、凡三千餘ヶ所なり。二品禪尼の計として、今度勳功の武士に勸賞あり。功の淺深に隨ひて、充行はる。自分に於いては、立錐の地もなし。かゝる所に謀叛の張本、能登守秀康、河内判官秀澄は戰場を遁出でて、南都に落下り、深く忍びて居たりけるを、武藏守泰時聞出し、相摸守時房に言合せて、家人等を遣して捜求むる所に、件の兩人は跡を暗して逐電す。東大、興福の兩寺の内に方人ありて、隠置きぬらんとて、坊中に亂入して捜しければ、佛具、經論までも取散し、狼藉なる事云ふ計なし。衆徒等大に怒て夜討強盜ありと、旬りける程に、衆徒悉く蜂起して、相摸守の使を四方より取圍み、三十餘人を打殺す。下部一二人辛じてにけ歸り、六波羅へ申しければ、在京の武士、二千餘騎を催し、南都にぞ向へられける。衆徒この由を聞きて、大に驚き、木津河の邊に來合ひて、使者を以て愁へ申すやう「軍兵只今南都に討入り候はば、衆徒等出合ひて力を盡して防戦はん。然らば古平家の逆臣既に大伽藍を焼失せしに異ならず。天下國家、騷亂の本なるべ



し、今度叛逆の張本に於いては、尋出して、此方より生捕りて參すべし。軍勢をば引取り給へ」と申しければ、衆徒の申す旨理ありとて、軍勢をば引取りて歸洛あり。不日に秀康が郎等を搦捕て、六波羅にぞ送りける。この者の白狀するに依て、十月十六日、秀康、秀澄兩人を河内國より生捕て六波羅にぞ渡しける。抑この亂逆は、この兩人の謀計より事起れり、重科の責重かるべしとて、關東へ申され、六條河原にして、首を刎ね、獄門に梟けられたり。

○鎌倉天變地妖

世の中既に靜謐に屬し、新帝御位に即せ給ひ、物騒しき年も暮て、春立つ今日と云ふよりにして、京都鎌倉同く賑ひ、草木の色も新に見え、鳥の聲迄も嬉けなり。正月七日、若君御弓始あり。同二月六日には南庭に於いて、犬追物有りて、若君殊に御入興まします。同四月十三日に、承久四年を改て、貞應元年とぞ號しける。此比鎌倉の前濱、腰越の浦々に死せる鴨鳥いくらともなく、波に揺られて寄來り、八月の初より、戌亥の方に、彗星出でて、軸星の大き半月の如く、色白く、光芒赤し。是等の怪異、只事にあらずとて、前濱

○後堀河即位  
○貞應元年

にしては、七座百怪の祭を行はれ、御所に於いては、太山府君の祭をぞ始められる。されども、異なる珍事もなく、十一月廿二日には、京都禁裡の大嘗會を無爲に遂行はれ、大外記師季朝臣、書札を以て關東に申下す、除書等を相副て到著せしめたり。いとどめでたき御事にて、淳厚の世に立歸るべき瑞相なりとて、民百姓迄喜合ひ奉りけり。

○太上天皇崩御 付 富士淺間御遷宮

同二年五月十四日、太上天皇崩御したまふ。壽算四十五歳。是當今の御父、持明院宮、守貞親王の御事なり。後高倉院と諡あり。尊號奉り給ひて後僅に二三年、榮貴の春の花未だ咲残りて、盛ならぬに、嵐烈しく吹散すに異らず、惜かるべき御命かなと、其方様の人々は歎き給ふも理なり。同六月に、駿河國富士淺間の宮、造替遷宮おはしけり。陸奥守義時、是を經營して、關東靜謐家運長久を祈りとす。抑この御神と申すは、往昔孝靈天皇、即位五年近江の湖水始て湛へ、富士山その日涌出せり。清和天皇貞觀五年の秋八月に白衣の神女天下り給ひしより事起り、延暦二十四年に、巫に託宣あり、「我は是淺間大菩薩なり」と、平城帝の大同元年に、初てこの社を立てらる。國府の淺間の宮



あらた一顯  
然  
報賽一禮詣

と申すは、延喜年中に建てられ、大宮の御神を此所に移し奉り、山上の社をば本宮と崇め、府の宮をば新宮と名付け奉る。其始を尋ぬるに、三島明神をば、神代の御時には、大祇山神と號し、淺間は其御娘、木花開耶姫とぞ申しける。守は遠く四海に遍く威は偏に八州に施し給ふ。靈驗のあらたなる事、都鄙に涉て隠なく、利生の著きこと貴賤を擇ばず明けし。朝に詣でて祈り申し、夕には又報賽す。義時深く頭を傾け國家安穩の祈を致し、この遷宮を経營せらる。

○優曇花の説付下部女房三子を生む

同七月に、鎌倉藥師堂の谷の邊に、淨密法師とて、獨り住みける僧あり。庵の前に、優曇花の咲きたりとて、遠近に風聞す。謙倉中は申すに及ばず。近國の在々所々聞流へ聞流へ、貴賤男女群集して是を見ること夥し。二位禪尼この由を聞き給ひ「優曇花とやらんは、世に希なる事に喩へて侍るよし。この比如何なる謂に依て、咲くべしとも思はれず」とて、近弘上人を召して、優曇花の事を尋ねらる。上人申されけるは、「抑優曇花と申すは、この世界の人の壽、八萬歳の時に當りて轉輪聖王とて、須彌の四洲を領じ給ふ

威徳不思議の大王世に出給ふ。一千人の皇子を持ち給ひ、七寶を身に帶し、不足なる事一つもなし。國豊に民賑ひ、風枝を鳴さず、雨塊を破らす、五穀は耕作せざるに、自地より生じて、糠糟なし。衣裳は樹の枝に現れて裁縫といふ事もなし。輪王即ち車に召されて、須彌の四洲を廻り給ふに、大海の渚、黄金の沙の上に、三千年催して、優曇花の開出でて、盛はいと久しからず、干潮に咲きて、満潮に散り候。かよる子細は此比の生學匠は、知る事にも候はず。然るに、只今乞巧法師が庵の前などに、咲くべき花にては候はず。只賣僧の結構なり」と、傍若無人にいひ散らされたり。二位禪尼は「誠にかよる子細は始て聞き候。さて其優曇花は如何なる花の形にて候らん。木にて候か、草にて候か」と問れしに、上人屹と詰りて、「其までは覺す候」とて御前を立て歸られけり。當座にありける人々、さて龜抹なる學者かなと笑合ひ給ひけり。二位禪尼は遠藤左近將監を召れ「善く見届て參れ」とて遣さる。歸参りて申しけるは、「さしもなき事にて候、芭蕉の花の咲きたるにて今は大方散果たり」とぞ言上しける。「昔より今に至る迄芭蕉の花は咲く事希なれば、世の人は是を優曇花と云習す。貴賤群集して見に来るも理なり」とて、何の御沙汰もなかりけり。同九月五日、大倉谷の横町に、ある下部の女房



一度に三子を産みたり。兩子は世にあれども、三子まで生む事は希有の例なり。然れ共先規あればにや、三子を産めるには、官倉の衣食を賜ひて、養育すといふ事、國史に載せられたり。其期九十日なりと、有職の人申すに依て、二位禪尼より雜色三人を彼の家につけて、養育すべき由仰含められ、子母の衣食を賜りける所に、三子ながら天殤すとぞ聞えし。是も鎌倉の珍事なりと人々申し合はれけり。

○大魚死して浦に寄する 付 旱魃雨請

同三年四月二十八日、若君の御手習始あり。陰陽頭 國道朝臣、日次を選びて定め參す。手本御硯等は、御父道家公より送らるゝ所なり。其式は、元三の儀に同じとかや。同五月、近國の浦々に名も知らぬ大魚共多く死して、波の上に浮上り、三浦崎、六浦の前濱に打寄せらる。是を取上て鎌倉中に充滿す、家々買取て、是を煎じて脂を取る。臭香既に四方に充ち、山谷に互る。「是旱魃の兆なり、只事にあらず」といひけるが、申すに違はず、炎早頻にして田畠焦れたり。請雨の法行はるべしとて、百壇の不動供、一字金輪水天供、降雨の法、仁王觀音經の御讀經を行はれしか共、火龍の空に塞るか、祝

祝融—火の神

融の山に出たるか、密雲は棚引き、大虛は曇れ共、一滴も降る事なし。去年より打續き、天地の災變様々なり。五龍祭、屬星、水曜等の御祭を行はれて、然るべきかと衆議更に區なり。同六月に至りては、いと炎暑烈しくして、草木の葉は枯につき、人は熱さに堪兼て、川水も涸上り、土石の中より燃出るが如くなれば、蛇蛙を初て、死する事夥し。二位禪尼是を歎き給ひて、神社、佛寺に仰せて、請雨の御祈禱様々なり。陰陽頭 國道朝臣は、靈所七瀬の御祓を致せば、同じく知輔朝臣は、金洗の澤沉の祭をぞ行ひける。同じく信賢朝臣は、江島の龍穴に行ひその外、柚河、杜戸、六浦、固瀬川に八龍の祭を營み、日曜七座の太山府君、十壇の水天供取々に修せらるゝ所に、同六月十日の夜に入りて、甘雨降りければ、上下萬歳を唱へて、喜ぶ事限なし。早苗は色を直し、田面の蛙も嬉けに、鳴く聲 珍にぞ覺えける。

○北條義時死去

同月十二日、前陸奥守北條義時、心地殊の外に悩み給ふ。日比病氣の事ありしか共、差て殊なる色にも覺え給はざりし所に、俄に危急悶亂し、人事をも省給はず、二位禪尼



○義時死す

を始め、子息一族内外の人々手を握り、汗を流し、上を下に返し給ふ。陰陽師國道泰貞等を召して、御祈禱仰付けられ、天地災變の祭、二座三萬六千の神祭、屬星如法の太山府君の祭を行ふ。供物その式を守り、十二種の重寶、五種の身代、悉くその沙汰あり。そのほか、天曹、地府、八字文殊、訶利帝母、七佛藥師、金輪の法、各修せらるるといへども、時移るに隨ひて、いよく、危急に迫り給ふ。翌日十三日の巳刻に、遂にはかなくなり給ふ。行年六十二歳なり。同十八日、故右大將家の法華堂の、東の山上に葬て、一堆の墳墓にぞ埋みける。人世の浮生、水面の泡石火光一夢中、總て無常の有様誰かは當に通るべきなれ共、榮貴今盛んなる時節に方て、家門是富に至る、武威輝く最中ぞかし、天下の事如何あらんと危む人も有りけり。式部大夫、駿河守、陸奥四郎、同五郎、同六郎、三浦駿河前司、その外宿老伺候の輩、各服衣を著せしめ、御家人等參候して、忌に籠り給ひしかば、鎌倉中打潛て、物哀にぞ見えにける。

○泰時執權

○武藏守泰時執權 付 二位禪尼三浦義村を誡めらる

京都に飛脚を遣されしかば、相摸守時房、武藏守泰時、取物も取敢へず六波羅を立ちて、

服衣—喪服

觸穢—義時の死に會したるを云ふ

同二十六日の晩景に、鎌倉に下著あり。二位禪尼對面あり。將軍家の御事、御後見に於いては前陸奥守に相替らず、時房泰時取行はるべき由、仰出さる。觸穢の砌、楚忽の構憚、あるの旨、御返事を申されたり。前大膳大夫入道覺阿申しけるは、「世の安危、人の疑ふべき時なり。兩人執權の議定あらば、靜謐すべし。早くその沙汰御受け申し給へ」とあり。去ぬる十三日より、今日に及びて、世上の巷説區々なり。武藏守泰時は弟等に打滅さるべき運命にて、京都を出でて下向せらる。淺ましきことを見んと風聞あり。元久二年より以來、義時の執權たること二十年に及びり。然るに義時の後室は伊賀守朝光が娘なり。此後室の爲武藏守泰時は繼子にて、當腹に政村を生みたりければ、後室は泰時を惡まれ、我が生みたる四郎政村を世に立てばやと常々に思はれたり。後室の弟伊賀式部丞光宗に心を合せ、三浦駿河前司義村を語り、若君頼經公を押退け、泰時を打殺し、義村が婿宰相中將藤原實雅卿を關東の將軍とし、政村を執權になし、我が弟光宗に武家の成敗を致させばやとぞ思企てらる。是に依て四郎政村の館の邊物念なり。されども泰時は少も驚騒ぎ給はず。二位禪尼聞付けて使を以て政村が館の騒動をぞ靜められける。相摸守時房の一男、掃部助時盛、武藏守泰時の一男武藏太郎時氏を京都に上洛せし



めらる。「世の中靜ならず、畿内近國の人の心、計難き折節なり。早く洛中を守護すべし」として差上せられたり。鎌倉中何とは知らず、近國の武士馳集り、大名小名の家々に群参す。二位禪尼安からず思ひ給ひ、七月十七日の子刻計に駿河局計を召俱して潛に駿河前司義村が家に入り給ふ。義村思寄らず恐れたる氣色なり。禪尼仰せけるやう「前の陸奥守義時の卒去に付て武藏守泰時鎌倉下向ありける所に、世の中靜ならず、陸奥四郎政村式部丞光村等頻に義村が家に入出入して密談の事あるの由風聞す。若泰時を謀りまるらせん爲か、義時忠勤の大功承久逆亂の治運、干戈靜謐せし其跡を繼ぎて關東の棟梁たるべき者は武藏守泰時なり。誰か之を争んや。政村泰時の兩人和平の諫を加へらるべし。政村を扶持して叛逆を企てられれば言語道斷の事なるべし。かく申すを用ひらるべきか用ひまじき歟、申し切るべし」とありければ、義村申しけるは「陸奥四郎政村は全く逆心なし。式部丞光宗等は用意ありと覺え候。仰の趣畏りて制禁を加へ候はん。此事遁避仕るまじ」と誓言をもつて請合申す。二位禪尼「必ず和平の事打置き給ふな」とて、やがて御所にぞ歸り給ふ。夜明て後三浦義村は泰時の方へ参りけるに、最殊となく出合ひて對面あり。義村申されけるやう「故義時の御時に、義村屢忠勤の抽いで、御懇志を表せられ、四郎殿

御元服の時義村を烏帽子親とし、愚息泰村を御猶子になさる。此芳志あるを以て泰時政村御兩所に付て、いづれを疎に存すべき。只願ふ所は、兩所御和平候へかし。式部丞は日比計略の事候歟。義村諷諫いたし候へば漸く歸伏して候」とぞ申しける。武藏守泰時更に喜怒の色なく「我は政村に、聊も野心なし。何事によりて別意を致さるべき」とぞ申されける。義村心少し安堵して宿所にぞ歸りける。

○義時の後室 同兄弟 竝 實雅中將流罪

閏七月八日二位禪尼の御前、に相摸守時房、前大膳大夫入道覺阿、關左近將監實忠参られ、世上の事ども御沙汰に及ぶ。禪尼仰せけるは、「光宗等が奸謀隠なし。宰相中將實雅卿に於ては、卿相以上を左右なく罪科に處難し。京都において罪名を伺奏すべし。陸奥守の後室竝に光宗等は流刑たるべし。その外の與黨は罪科までもあるべからず」とこそ定められけれ。同二十九日伊賀式部丞光宗は政所の執事職を改め、所領五十二ヶ所を召放ち、叔父隱岐入道行西に預けらる。二位禪尼の仰として、藤民部大夫行盛を政所の執事に補し、尾藤左近將監景綱を武藏守泰時の後見にぞ成されける。同八月二十九日泰



時政所の吉書始あり、家務の條々、其式を定めらる。左近將監景綱、平三郎兵衛尉盛綱奉行たり。義時の後室をば、伊豆の北條に追遣て押籠らる。伊賀式部丞光宗は、信濃國に流され、舍弟四郎左衛門尉朝行。同六郎右衛門尉光重は、相摸掃部助武藏太郎に仰せて、京都より直に鎮西に流されたり。宰相中將實雅卿は、京都にして罪名を注せられ、越前に流されけり。婦人の愚性に威ある時は、奢を生じて後を辨へす必ず遠き慮なき故に、近き患を招くとかや。彼の後室の叛逆に依て、家亡び身迫りて、兄弟外戚皆遠域に苦めり。後世の善き誠なるべし。

○武藏守泰時廉直

同九月五日故陸奥守義時の遺跡莊園の事、武藏守泰時は摠領職なり、誰か兎角の沙汰に及ぶべき。男女に付きて、兄弟多くおはしけるに、讓補分の注文あり。二位禪尼是を泰時に渡され「若この注文の表に付きて所存あらば、子細を申さるべし」とぞ觸れられける。兄弟の間注文に任せ奉る。更に異議なき由返事あり。泰時即ち所領、莊園は肥腴の地をば舍弟妹達に渡され、自分は碓碓の白田を取り、器財雜具も宜きを分與へて、所用

なき物ども少を取りたまへば、摠領の所分殊の外に少く侍りしかば、二位禪尼の仰に、「嫡子摠領職の所分至て少し。物の數にもあらず候。是は如何なる事ならん」と問ひ給ふ。

泰時申されけるやう、「關東の執權を承る身は所領の事さのみに欲深く望み申すべき事ならず。只今舍弟共を不敏して痛り存ずる計にて候」と申されしに、二位禪尼其志を感じて涙に咽び給ひけり。凡禍は足る事を知らざるより大なるはなく、恥は貪るより過ぎたるはなし、足る事を知らざる者は富めるも患あり、足る事を知る者は貧しけれども樂むと云へり。欲少うして足る事を知る者ば心安くして、恥辱に遠る。此故に得難きを苦みて、營々として求め、既に得て又未だ飽かざるときんば、危辱必ず其中にあり。たゞ易きを取りて難きを捨て、危きを避けて安きに就く者は、辱既に遠くして樂みに餘あり。泰時この理を思得て、廉直を行はれしかば、兄弟一族自和睦し、權威高く輝きて、諸國悉く歸伏し、太平の徳を逞しくし給ひけん、志の程こそ有難けれ。

○疫癘流行 付 鎌倉四境鎮祭

同十二月關東の諸國疫癘行はれ、諸人は是を患る者は藥石漿水喉に入らず。大熱狂亂し



て不日に死す。村里の隣家々に歎悲む聲相連り、尸を葬るに所狭く計なり。武藏守泰時大に驚き歎き給ひて、陰陽頭國道朝臣を召して、「此事如何して鎮めらるべき」と仰出さる。國道申しけるは、「古より以來例なき事に候はず。疫鬼流行すれば、人必ずこの毒氣に中り、病を受けて惱み候。是偏に上の政事穩ならず。下の行ひ邪なれば、天地是に感じて、癘鬼出でて、禍災あり、疫計に限るべからず。火難、水災までも、惡鬼の所爲にあらずと云ふ事候はず。只願くは、上に廉直の道を開き、仁慈の徳政を行はせ給はば、下必ずその恵に浴し、上下比和の安泰に歸せば、天地交感し、神明威を増し、擁護の御眸を廻し給はば、惡鬼は遠く他方に逃去りて、世は淳朴の風に歸り、人は豊樂の徳に住せん。昔一條院の御宇長保三年に疫癘大に流行せしかば、五月九日に紫野に疫神を祭りて、社を立てて鎮めらる。藤原長能が歌に、

今よりはあらぶる心ましますな花の都に社定めつ

と詠みたるは今宮の神社の事にて候。今以て存するに鬼氣の祭を四境に行ひ給はば然るべく候か」とぞ申しける。泰時「さらば祭をいたせ」と仰あり。國道聽て宿所に致り、幣帛、供物、作法の如く調へて、東は六浦、南は小壺、西は稻村、北は山内、鎌倉の四境

に於いて神祭をいたしければ、癘氣是にや依りけん、程なく疫は終りけり。

○嘉祿元年

○泰時仁政 付 大江廣元入道卒去

嘉祿元年十一月に頼經八歳になり給ふ。既に御元服ましく、同二年正月に正五位下に叙し、右近衛少將に任じ、征夷大將軍に補せらる。武威四海に輝き、門葉六合に昌えて、京都、鎌倉共に靜謐の聲豊なり。武藏守泰時、愈廉讓の道を行ひ、儉約を以て世を惠まれける。故に上下賑ひ悦合へり。大名小名、在鎌倉の輩身躰不足の事あれば、金銀、米穀を借賄ひ、是を辨する事も叶はず、疲勞に及ぶ事あれば、所領、家居の好惡を聞届け、借狀を破りて與へられ、自謙つて、禮義を守られける程に、人皆懐き奉り、拜趨の志上部ならず随付きて、この人の御事ならば身命を捨てても惜からずとぞ思はける。同六月に大江廣元入道覺阿卒去せらる。行年八十三。右大將頼朝卿より以來何事に付けても武家御政務の談合人なり。心直にして欲をはぶき、智深くして慮遠く、慈悲ありて、心志猛からず、末世の賢者と云はれし人なり。臨終に至るまで心更に正しく、老耄の氣もなし。常にはさもなく見えたりしが、臨終には念佛高に唱へ、西に向ひて

○廣元死す



手を合せつゝ、坐しながら往生せらる。貴かりける御事なり。相摸守時房、武藏守泰時二位禪尼を初め參せて、力を落し給ひ、貴賤皆惜まぬ人はなかりけり。法華堂に葬送して、故右大將頼朝卿の御墓の傍に埋まられたり。數代多年の舊好、忠義廉讓の徳用にや、大名小名送の人々、幾何とも數知らず。諷經の僧衆巷に盈ちて、墓所の邊に餘り、中陰の弔武藏守より營まる。愁傷の色を顯されけり。

○二位禪尼逝去

○政子逝く  
(和丹一和氣氏丹波氏)  
片去らず  
偏せず

同七月の初比より二位禪尼心地例ならず惱み給ふ。神社佛寺の御祈禱様々に營み、和丹兩流の醫師參集うて、補瀉溫涼の劑を投じ、君臣佐使の功を假るといへども、鍼灸藥石の效は露計も是なし。同じき十二日遂に逝去し給ひけり。春秋六十九歳。法名をば如實とぞ號しける。右大將頼朝卿の妻室、北條時政の娘、前將軍頼家、右大臣實朝公の御母なり。頼朝卿薨去の後、天下の後見として政務の進退皆此禪尼の才智を以て危き世を執靜め。諸人皆恐隨ひ、尼將軍と申せしが、無常の使は威勢權貴も選ぶ事なく、智謀奇才も片去らず、高きも卑しきも遁るゝ者は更になし。葬禮は陸奥守義時の墓の後、新御堂の傍

に送り納め參せ、一堆卵塔の下に埋れて名のみ殘らせ給ひけり。淨衣の御送、相州、武州を初て、大名、小名數を盡して出でられけり。鎌倉中物の音を揚げられず。打潛りて靜なり。其比世に云習しけるやうは、去年十二月義時の後室御物思に沈みて、鎌倉に怨深く、伊豆の北條にして遂に憊くなり給ふ。其怨靈鎌倉に來りて、二位禪尼の御所の女房達幻に見ける者、恐驚きて絶入りける事度々なり。後には禪尼の目にも見えて、言葉には出だされざりれけれども、内々は御祈禱もおはしけるに、禪尼程なく心地煩出で給ひ、今かく逝去し給ふ事もこの故なりとぞ沙汰しける。

○三浦義村彌陀來迎粧を經營す

伊豆の走湯山の住侶淨蓮房は道心堅固の上人なり。年比駿河前司義村が家に來り、後世の事共物語せられ、念佛の貴き義を勧め申さるゝに、義村然るべき宿縁にや彌陀の本願念佛の理を聞開き、其より後は毎日毎夜珠數摺りて、念佛しけるが、「安貞三年二月二十一日は彼岸に入の初日なり。日比に承りし彌陀來迎の粧を拜み申さばや。其儀式を眞似給へ。營は如何にも辨じ奉らん」と望み申す。淨蓮房「其こそ最易かるべけれ」とて、



鎌倉三崎の海上に十餘艘の舟を浮べ、舟の幕には紫雲の棚引ける色を染めて、舟毎に走し、金銀の金物、五色の綵、宛然七寶莊嚴の有様、舟は見ながら極樂世界も此所に移すかと怪まる。幡、天蓋には青龍、金鳳、孔雀、迦陵頻を造りて付けたれば、雲に輝き風に翻り、奇麗微妙の有様なり、既に申刻計に將軍頼經公御舟に召されて、磯近く、碇を下し、御供の人々は小船數百艘その後浮べたり。三浦駿河前司を初て渚の方に

出でらるれば、鎌倉中の見物の貴賤、男女は野にも山にも充滿たり。かよる所に沉檀名香の勾濱風に乗りて、四方に聞え、異香熏ずとは是なるべし。十餘艘來迎の舟は沖中より漕寄する管絃の響漸々近くなり、折節空晴風靜に波もなき海の面に漕居るたり。金銀五色の作花を絲にてや操りけん、舟の上に翻々として、四方に互りて降るが如し。絲竹の聲頻なるに、内々仕立てて定めたりしかば、其役々の輩、菩薩の姿に出立ちつよ、觀世音菩薩紫金臺を差寄せて、舟の面に現れたり。舟は二階に拵へ、幕は下に張りたれば、紫雲の上に立つが如し。その次に勢至菩薩合掌して現れたり。又中央に阿彌陀如來の立ち給ふ。紫磨黄金の粧は瑩出せる金の山、邊を拂て見え給ふ。其後には山海惠菩薩の鞞鼓は此土不二の音をなし、日藏王菩薩の玉の笛の音、聲澄みて、月藏王菩薩の瑠璃の琴

は無漏實相と響くらん。藥王菩薩の琵琶の音は眞如平等の調あり。獅子吼菩薩の篳篥は清淨究竟の聲すなり。虚空藏菩薩の方磬は常住凝然の法を説き、陀羅尼菩薩の笙の音には禪定正智の徳を唱ふ。徳藏菩薩の大鼓の響は内證發覺の理を演べたり。その外普賢菩薩の大悲の曲、三昧王菩薩の利智の歌、華嚴王、定自在王、法自在、大自在王、金光藏、金剛藏、白象王、衆寶王、日照王、月光王、大威徳王、無邊身藥王とて、總て二十五の菩薩の取々の舞樂は、心も詞も及ばれず。只今西方の極樂へ迎取らるよ心地して、見物の諸人は隨喜の涙を流しけり。空に響く調には天人も影向し、海に渡る唱には龍神も出現して、この營をや助くらん。夕陽に映じては、光明遍照の義を現し、朝水に映りては發菩提心の想を勸む。時移り、事去りて、來迎の舟は隱々として、汀を指して漕隠るれば、貴賤男女も立歸る。將軍は還御あり。駿河前司義村は大造の經營異故なく願望を遂けたり。有難かりける事共なり。

○將軍家濱出 付 遊君淺菊

同三月に改元あり、寛喜元年とぞ號しける。四月十七日には將軍家三崎の浦に出で給ふ。



老鼠一西寺  
の老鼠若鼠  
御裳つんつ  
袈裟つんつ  
法師に申さ  
む師に申せ  
あな貴一あ  
な貴今日の  
貴さや古も  
かくやあり  
けん今日の  
貴さ

相摸の時房、武藏守泰時、以下多く皆御供に参られたり。駿河前司義村、御舟を點じて  
響應の營善盡し美盡せり。將軍家御舟に移り給へば、管絃の調聲緩に浦輪に互り  
て面白し。海中の鱗も鱗を揃へて波に浮び、藻屑に交る鰕魚までも感を催す計なり。鼓巴  
琴を弾ずれば、馬は秣に仰ぎ、水中に魚跳る。定て驗なからめや。佐原三郎左衛門尉  
此比隱なき遊君に淺菊とかや聞えし者を俱して参り、一葉に棹して聲善く歌ひける。皆  
興ぜざる人はなし。御舟に召されて、催馬樂を歌はせらる。「老鼠」「あな貴」をぞ歌ひける。  
樂の調に叶ひければ、將軍家を初て奇特の事にぞ思召しける。折々は御所へも参るべき  
なりとて、御盃を下されしは面目とぞ聞えし。山の姿、海の詠、絶景の勝境、又外には  
あるべからずと頻に御入興まし〜けり。夜に入りければ、山の端出る月の比まで數々廻  
る盃に、各數盃を傾けらる。風靜に雲收りて、月既に出でて波間に影を浸す程にて、將軍  
家還御なりにけり。

○勝木七郎子息則定本領安堵

同二年正月二十三日、將軍家由比浦に出で給ふ。小笠懸、遠笠懸、次に流鏑馬、犬追

上綱一上位  
の僧官

物を御覽せらる。小山五郎、三浦四郎、武田五郎、小笠原六郎に別の仰まし〜て、  
作物を射させられ、御入興は限なし。去年十月の末つ方この浦に出で給ひ、流鏑馬のあ  
りける次に相摸四郎、足利五郎、小山五郎、武田六郎、小笠原六郎、三浦又太郎以下の  
輩に仰せて、三的の後に、三々九四六三等の作物を射させらる。「この藝は朝夕に御覽  
ぜらるべき事にあらず」と相摸守時房内々諫め申さるよといへども、深く御入興の餘  
連々御覽まし〜て、今にその事を賞せらる。同二月六日鶴岡の別當法印は僧綱の衆  
五六人相俱して、御所に参り、盃酒を獻せらる。相州参られしかば、駿河前司以下數輩  
召れて伺候す。此所に上綱の召俱せし兒年の程十二三計なりけるが、同輩の兒童には杏  
に勝りて容儀偉く、しかも藝能至りて勝れ、聲美しく歌ひければ、梁塵宛然飛揚して、庭  
の梢に風戦ぎ、聞く人耳を涼めたり。今様朗詠し、廻雪の袖を翻せば、天津少女の舞  
の姿もさこそと思準へ、雲の通路吹閉ちよと満座その興を催され、將軍家御感の餘如  
かなる者の子にて有りけるぞ」と問はせ給ふ。法印申されけるは、「去ぬる承久の兵亂に  
圖らざるに官軍に召されし勝木七郎則宗が子にて候。所領悉く没收せられ、一族家  
入離散して、忽に孤となり、山林に吟ひけるを、この法師が養ひ置きて候。又この外



には誰をかも頼むべき人としては更になき者にて候」と申されしかば、武藏守「其は誠に不便の事」と仰せらる。彼の則宗は、正治の比には梶原景時に同意せしかば、召禁められけるを、適免許を蒙り、本領を安堵して筑前國に下向せしに、院の西面に召されて、官軍に加へられ、身の滅亡に及びたり。然れ共家門久しき者の末なり。御取立之あらば忠義を存じ奉るべしと各申し上げらる。同じき八日評定を遂げられ、勝木七郎則宗が本領、筑前國勝木莊元の如く返し下さる。此所は中野太郎助能が承久の勳功に依て勸賞行はれし領地なれども、子息の童に返し賜り、助能には筑後國高津、包行の兩莊を其替に賜りけり。一藝一能に感應すれば、自然にその徳備る事古今是爾なりと、有難かりける御惠なり。

○鎌倉騷動 付 武州計略靜謐

同月晦日丑刻計に鎌倉中俄に騷動し、諸方の武士甲冑を帶し、旗を揚げて、御所に馳せ來るもあり、武藏守泰時の館に集るもあり、兩所に群集する軍兵等宛然雲霞の如くなり。地下、町人共寢惚れたる紛に、「すはや大事の出來りけるぞ」とて、資財雜具を持搬び、

老いたる親、幼き子を引連れて、我もくと迷惑ひ、或は馬に蹴られて、吟臥し、或は人に踏倒されて、起上らず、手足を打損じ、氣を取失ひ、又その中に盗人ありて、財寶を振取り、衣裳を剥り、女童の啼叫ぶ聲々巷に盈ち、小路に餘りて、物音も聞分かず。いと暗さは暗ければ誰と云ふ別も見えず、上を下にもてかへす。武藏守、「是は如何なる事ぞ」とて、制止を加へらるれども、數百騎の軍勢なれば、只騒ぎに騒ぎて、輒く靜らず。この比内々命ぜらるる旨ある歟、甚穩便ならず。世上の狼戾この節を次として、起立つ事もありなん、慎み思召すべき由御所へ御使を參せらる。尾藤左近入道、平三郎左衛門尉、諏訪兵衛尉三人郎従を引率し、御所の門外に出でて、馬に打乗り、「謀叛の輩、こそあれ」と高声に喚り、濱邊を指して馳向ふ。數百騎の軍兵等心得たりとて、彼の三人の跡に付きて稻瀬川にぞ到りける。尾藤入道道然、平三郎、諏訪五郎此所にして馬を立てつゝ軍兵等に申さるるやう、「誠には謀叛人はなし、御所の近邊を靜められんが爲なり。子細もなくして、面々旗を揚げらるる事向後然るべからず。夜陰の程は各旗を預り候はん。武州の仰にて候ぞ」とありしかば、老軍二十四人御使へ旗をぞ參せける。明れば三月朔日旗を獻せし輩を御所に召集め、武州對面あり。「各異義なく旗を進ぜ



らるゝ事神妙ことしんべうに候。但し子細こさいをも聞届きこたけず騒動さわうどうする事向後固かたく慎つしむべし。旗はたは家々の紋もんに任まかせて返下かへくださるゝ所なり」とて、面々に返されけり。一擧きよの謀はかりこぼに静しづまりける。世よ以もつて美談びだんせしとかや。

鎌倉 北條九代記 卷第七

○雷震 付 將軍家御退居問答勸例

同六月九日、酉せう刻計このくはかりに黒雲打覆うちおほひ、俄にはかに夕立降出ゆふだちふりでつゝ、闇暗くらやみの如ごとく成りて、電光擊いなびかりけ耀あきし、霹はた雷空かみなりに渡り、間なく時なく鳴りけるが、人民肝きもたましひ神うしなを失ふ所に、御所の車宿くるまやどり東の母屋もやの上に落懸おちかり、柱は砕けて、破風は落ちたり。後藤判官が下部一人、是に打たれて死にけるを、薙ひしろに包みて土門より出しけり。同十四日、相摸守時房、武藏守泰時まさる参まゐられたり。隱岐入道行西、駿河前司義村、民部大夫入道行然、加賀守康俊、彈正忠季氏すえうぢ等候じて、西の廊に會せられ、去ぬる九日の雷震らいしんのことに依よりて、觸穢しよくあるべき歟、將軍家御所を避しめ給ふべき歟、御占おんうらなひに付けて、吉凶きつこうに委まかさるべきの由評議よしひやうぎに及びけり。季氏申されけるは「先規分明ならず。兆の吉凶うらかたに依るべきか。醍醐天皇の御宇、延喜八年六月二十六日、清涼殿の坤の方の柱の上に、霹へきれき靄あし、大納言清貫卿、右中辨希世朝臣、忽に雷火に依て、薨こぜらる。天子は常寧殿に入御ましますといへども觸穢しよくの沙汰は



是なし」と。隱岐入道申されしは、「延喜の例は不吉なり。同八月三日、御位を隠居給ひ同九月二十九日に御事ましませり。况や常寧殿へ入御ありし上は、遷幸と申すべし」と。義村申されけるは「右大將家、奥州の泰衡を攻られし時、御陣中に雷落ちたり。承久の兵亂の時、右京兆義時の竈の上に、雷落ちたる、皆是吉事なり。恠異、觸穢の義にあらざ」と。康俊申しけるは「先例は知らず、御占の上にして、御沙汰あるべきか」と。異議區にして一決せず。七人の陰陽師等を召して、占はせらる。泰貞朝臣申しけるは「雷の落るは何方も同じ。御所を避けしめ給はんことは、如何候はん」と。晴賢申して曰く「雷の落ちたる所には觸穢あり、居るべからず。金匱經及び初學記に見ゆ。不快の所は避けしめ給ふにあり」と。重宗申して曰く「京邊に雷の落ちたる所々避け給ひし例なし。この御所に限りてその儀あるべからず」と。師員が曰く「後京極殿は將軍家の御先祖なり。大炊殿におはしましける時雷震ありしかども、避けしめ給はず。彼の御子孫當攝政迄も愈御繁榮日々には新なり。頗る佳例ならずや」と。晴賢難じ申しけるは「御子孫の榮貴は左右に能はず。但し大炊殿は幾程もなく焼崩れて、今に荒に就き、一字の御所も是なし。其御身僅に、三十八歳にして、御頓滅あり。最上の吉例にあらざるか」と。

三浦義村この議を甘心す。「是非に就きて、占申せ」と仰出さる。七人の内二人は「別事なし」と申す。五人は御所を去り給ふべき由を占申す。多分の議に付きて、武州泰時の亭に入御あるべきに定りけり。

○夏雪 付 勘文 竝 北條修理亮時氏卒去

同十六日、美濃國より飛脚到來してまうしけるは、「去ぬる九日辰刻に、當國蒔田莊に大雪降りて、一尺餘に及ぶ」と云へり。武藏守泰時、甚畏れしめたまふ。武藏國金子郷にても、この日雪交りに雨降りて、後には雹の降りければ、これに打たれて鳥獸多く死せしと注し申す。「凡そ六月中、雨更に降り止む日なし。水無月の降雨は、豊年の兆といへども、涼氣その法に過たり。夏熱かるべくして、却て寒涼なるは、秋疫癘行はるとぞいふなる。この行末愈覺束なし。五穀も定て登らざらんか。風雨節に違ふときんば歳必ず飢荒すと書典にも見えたり。只事にあらず。關東の政務私ある歟。善を賞し、惡を誡め、身を忘れて世を救ふ志、このうち中にも誤あらん。陰陽の氣運正からず。天道の咎何事ぞ。泰時一人が身に負うて、萬民を助けさせ給へ」と、涙を流して歎かれけり。



九夏一夏時  
九十日

夫盛夏の節に雪の降りける事、孝元天皇三十九年六月に降雪あり。推古天皇三十四年六月に大雪あり。醍醐天皇延喜八年六月に大雪降りて、皆不吉なり。又當今の御宇に當て、今月九日に雪降りたり。何も帝世皆各二十六代を隔つ。上古の時すら不吉なり。況て末世の今、九夏の天に雪の降ること、如何様宜しかるまじと思はぬ人もなかりけり。泰時の嫡子修理亮時氏は、去ぬる貞應三年六月に、相摸守時房の長男、掃部助時盛と同時に、京都六波羅に上洛せしめ、洛中の成敗を行はれ、兩人ながら、父に替りて政務をいたしける所に、病氣に依て、鎌倉に歸られ、泰時の舍弟、駿河守重時、その替に上洛せしむ。時氏愈病惱重くして、遂に六月十八日に卒去あり。次男時實は、去ぬる嘉祿三年六月に卒す。四五ヶ年の間に泰時既に、三人の息を失ひ給ふ。愁歎の色深く、腸を斷ち給ふといへども、力及ばざる事なれば、時氏の尸をば大慈寺の傍なる山の麓に送葬し、中陰の佛事作善最愍に致されけり。

○降霜石降冬雷付將軍家御臺所御輿入

同七月十六日には、霜の降る事冬の如し。八月六日には日中より雨降り出で瀉すが如く

なりければ、洪水俄に漲りて、河邊の居民等家共に押流され、溺死する者數知らず。古老の輩、未だかゝる洪水は例をも聞及ばすとぞ申合ひける。同八日には、申刻より大風吹出でて、雨交りにして、夜半に及ぶ。草木の葉は枯落ちて、冬の氣の如く、五穀損亡して、萎伏したり。九月八日の申刻より、寅時に至るまで少の休む時もなく、大風吹起り、御所中を初て、諸寺、諸社の鳥居、寶殿、武家、民屋悉く破損顛倒す。是只事とも思はれず。陸奥國芝田郡には、石の降る事雨の如く、その大さは柚柑の勢にて、細く長し。下道二十餘里の間に、馬人鳥類、打たる者、數知らず。又十一月十八日に、鎌倉の邊風雨頻にして、申刻より夜に至り、大風、大雨、大雷に、諸人魂を惱ませり。冬至の日に、雷鳴る事は希代の變異なり。十二月五日には、客星西に見ゆ。是等の災變只事ならず。飢饉疾疫兵亂の瑞兆なりと、京都、鎌倉共に申しければ、旁々御慎深く、様々の御祈禱あり。今年、將軍家十三歳御嫁娶のこと御沙汰あり。故將軍賴家公の御娘竹御所とおはしける、御年二十八にならせ給ふを、將軍賴經公の御臺所と定めらる。十二月九日、今日吉日なり。早卒の密儀なれば御輿に召されて、小町口より入り給ふ。式部大夫政村、大炊助有時、以下布衣にて馬に乗りたり。相摸守時房、武藏守泰



時は、狩衣にて供奉せらる。物靜なる御有様、後は知らずめでたかりける御事なり。

○天變地妖 御祈禱

去年の夏の比より天變打續きければ、武藏守泰時深く痛思はれて、御祈の爲、諸寺の驗者に仰せて、五壇の法、一字金輪、烏瑟差摩明王の祕法をぞ行ぜられける。諸國の國分寺にしては、最勝王經を轉讀すべき由京都より宣下あり。民部大夫入道行然を奉行として、關東の分國に施行せらる。「承久兵亂の後、諸國郡郷、莊園、新補の地頭等所務の事まづ諸國の守護人は、大犯三ヶ條の外は、過分の沙汰を致すべからず。守護地頭に就きて、領家の訴訟はあるの時、六波羅の召に應ぜざるの由一度は宥恕すべし。相觸事三ヶ度に及ばよ、仰付けらるべし。次に竊盜の事、錢百文より以下の小犯は、一倍を以て償ふべし。百文以上は重科なり、この身を擲捕りて禁むべし。妻子親類所從の輩同心せざる者は、煩すべからず。本の如く居住せしむべし。洛中諸社の神事祭禮に於いて、非職凡下の輩、武勇を好む條、尤停止すべし」となり。又この間、炎旱頻にして、疫癘諸國に流行す。是に依て、天下泰平國家豊稔の爲、鶴ヶ岡八幡宮にして、三十口の學僧を以

て、大般若經を讀誦せしめ、重て、十ヶ日の問答講をぞ修せられける。五月中旬より、南風吹いて、日夜に小休なし。是に依て、由比浦鳥居の前に於いて、風伯祭行はる。法橋圓爾其祭文を書き進ず。關東にこの祭の例なしといへども、京都に行はれしかば、將軍家御使を以て武藏守に仰付けられ、大膳亮泰貞奉行す。この效驗にや、六月十七日南風漸く靜りけり。

○名越邊狼藉 付 平三郎左衛門尉泰時を諫む

同二十七日名越の邊、俄に騒動す。越後守時盛の第に、敵打入りたりと風聞す。武藏守泰時は、評定の座におはしけるが、直に走せ向はる。相摸守時房以下、出仕の輩、追々に行きければ、折節越後守は他行にて、留主の侍下合て、惡黨兩三人を擲取りたり。其外の奴原は、或は自害し或は打殺さして、事靜まりけり。平三郎左衛門尉盛綱申しけるやう、「武藏守泰時、御自分に於いては、重職に居給ふ御身なり。假令國敵なればとて、先御使を以て、左右を聞召されて、盛綱等を遣され、御計もあるべき事ぞかし。率爾に向ひ給ふこそ、不覺とは存じ候へ。向後とても、若輕忽に御振舞にては、亂世の基



棠棣篇一詩  
經の篇名

世の誹の種なるべきか」とぞ諫めける。泰時申されしは「人の世にある事は、親類を思ふが故なり。眼前に兄弟を殺害せられんは、人の笑を招くにあらずや。重職の詮なからんものか。武道は人躰に依るべからず。越後守、只今敵に圍まるゝ由聞き候。他人は定て少事と思はるべし。泰時に於いては、建曆、承久の大敵に違すと存する所なり。聞く事なきの親者も其親たる事を失ふ事母れといへり。棠棣篇に云はずや、兄弟墻に闘ぐ外その侮を禦ぐとあり。この大事を聞きながら、急にせずして、子細を聞届けば、其間に如何なるべき。井を掘て濁を救ひ、舟を作りて溺れたるを助くるがごとし。何の用にか立つべき」とぞ宣ひける。盛綱理に伏して、面を垂れて、敬屈す。駿河前司義村、傍にて承り、感涙をぞ流されける。越後守この事を聞きて、彌、泰時に歸伏し、潛に誓狀を參らせて、「子孫の末まで武州の流に對して、無二の忠節を存すべし。逆心の企あるべからず」と涙と共に書き進ぜらる。

○鎌倉失火

同十月二十五日、晚景に及びて、大風南より吹出でたり。相摸守時房の公文所より、火

出でて、戊刻計風、愈はしたなく、頻に扇ぎける程に、東は勝長壽院の橋の邊、西は永福寺の總門の内に至るまで、燄飛び便散りて吹迷ふ、煙に咽び、人畜の焼死すること數を知らず。右大將家、右京兆の法華堂、竝に本尊等一時に灰燼となりにけり。同二十七日、評定所に於いて、式部大夫入道光西、相摸大掾業時執しまうしけるは、「法華堂竝に本尊の災の事假ひ理運の火災たりといふとも、關東に於ては、愼み畏れ思召すべし。造營の事評定を経らるべきか」と。攝津守師員、隱岐入道行西、立蕃允康連申しけるは、「墳墓の堂は、炎上の後は、再興の例なし」と。是に依て、只御助成有りて寺家に仰付けらるべしと議定す。五大尊の像に於ては、將軍家の御願として造立あるべし。右大將家の法華堂は寺家に付せられて再興あり。

○貞永式目を試む 付關東飢饉

寛喜四年二月二十七日將軍賴經公、右近衛中將に補せられ給ふ。從三位は元の如し。同四月二日、改元ありて貞永と號す。同五月に、武藏守泰時、政道を專にせらるゝ餘御成敗の式條を試み候べしと、日比内々御沙汰あり。立蕃允康連に仰せ合せられ、法橋圓全

五大尊一不  
動明王、降  
三世明王、  
大威德明  
王、軍荼利  
夜叉明王、  
金剛夜叉明  
王  
○貞永と改  
元



を執筆として、五十ヶ條を定めらる。同七月十日、政道に私なき事を表して、評定衆十一人起請文連署し、相摸守時房、武藏守泰時、猶この起請文に判形を居られたり。今日より以後、訴訟の是非、堅くこの法を守りて、裁許せらるべきの由定めらる。是即ち古、養老二年に、淡海公既に律令を撰ぜられし、是に准すべきものか。彼は海内の龜鏡、是は關東の鴻寶なり。今に及びて天下國家の政務この式目に隨ふときんば、上に奉行頭人の私曲なく、下に論訴怨愁の人なし。仁讓廉義の軌範國家安泰の寶典なり。然るに去年、今歲如何なる氣運に當りぬらん、打續き、大雨、大風、大地震、洪水、早魃、火難、疫癘あらゆる天災地妖あり。この御祈の爲大法祕法を行はるよに止む時なし。今年は猶飢饉災の起りて、米穀湧貴し、柴薪高直にして、粟は玉を炊き、薪は桂を焼くといふ世になりて、人民百姓等、困窮する事云ふ計なし。親に離れ、子を販ぎても、朝夕の煙竈に絶え、飲食の便居ながら失うて、旅館の巷に袖を擴け、高貴の門に食を乞うても、遂には、溝瀆に行倒れて、餓死する者道路に充てり。武藏守この有様を聞き給ひて、胸を痛み、肝を爛し、貧弊飢凍の民を救はんとて、矢田六郎左衛門尉に仰せて、八木九千餘斛を借賑さる。當年の辨償叶ふまじくは、來年の糺返を待ち給ふべき由仰出されけり。

八木一米

美濃國高城西郡大久禮より、上千餘區の納貢を停めらる。往返の流浪人等には、粥を煮て賑し、縁者を尋ねて、行歸ふ者には行程の日數を勘へて、旅の糧米を與へられ、止住すべしと申す者は、その所の莊園に預置き給ふ。故に貧孤の愁少は扶けられ奉りて、喜ぶ事限なし。

○下河邊行秀法師補陀洛山に渡る 付 惠夢法師

貞永二年五月の末に、紀州絲我莊より、一封の書を武藏守泰時に奉る。即ち將軍家の御前に持參して、周防前司親實に讀ましめらる。昔右大將頼朝卿、下野國那須野の御狩の時、大鹿一頭、勢子の内に蒐下る。頼朝卿御覽せられ、殊に勝れたる射手を撰ばし、下河邊六郎行秀に仰付られたり。行秀嚴命を蒙り、馳向うて、矢を發つに、鹿に當らず。勢子の外に走り出しを、小山左衛門尉朝政、一矢にて射留たり。下河邊行秀は、面目を失ひ、狩場にして鬢を切り出家して逐電す。行方更に知る人なかりけるに、智定房と名を付き、暫く山頭に籠りて行ひしが、熊野の那智の浦より舟に乗りて南海補陀洛山にぞ渡りける。屋形舟に入りて後に、外より屋形の戸を釘付にし、四方に窓もなし。



日月の光を見ることなく、燈火を微にし、食物には、栗栢少づつ命を助け、一心に法華經を讀誦し、三十餘日にして到著す。岸に上りて、山の姿を拜み廻るに、山徑危く険しくして、岩谷幽邃なり。山の頂に池あり。大河を流して、山を廻りて海に入る。池の邊に、石の天宮あり。觀世音菩薩遊行の所なり、願行滿ちたる人は、直に菩薩を拜むといへり。智定房、この山に五十餘日留りて、御經を讀み奉り、又舟に取乗て、熊野の那智に歸りつと、同法の沙門に書を誂へ、武藏守殿に參せたり。在俗の時には、弓馬の友にて候ひしが、智定房出家以後の事共を、具に記て奉りぬ。哀なりける事共多かりけり。後に行末を尋ねらるゝに、更に又知る人なし。古文徳天皇の御宇、齋衡二年に、惠尊法師とて、道行の上人、橘太后の仰に依つて、入唐して五臺山にのほり、觀世音菩薩の像を感得し、四明山より、日本に歸朝せし所に、風に離されて補陀洛山に至りたり。舟を出さんとするに、更に動かす、怪みて像を舟より上げたりければ、舟は輕に出でたり。惠尊は、觀音の像を置きて歸らんことを悲み、海邊に庵を結びて、住居して、誦經奉事す。後に漸く寺となる。禪刹の名藍なり。智定房は重て南海を渡りて、この山にや行ひけん。殊勝の事なりとぞ語られける。

○武藏守泰時鑒察 付 博奕禁止

同八月十八日の早朝に、武藏守泰時は榎島の明神に參詣ありける所に、前濱に死人あり、年の比二十餘の男なりけるが、刺殺されたる者なりけり。泰時不便の事に思はれ、御神拜を差置きて、直に御所へぞ參られける。評定衆を召して、沙汰を經られ、御家人等に仰せて、武藏大路、西濱、名越坂、大倉、横大路以下諸方の口々を堅めさせ、家々を捜して、犯科人をぞ求められける。かゝる所に、名越邊に、或男てづから、直垂の袖に付きたる血を洗ひけるを怪みて、岩平左衛門尉、この男を搦捕て參らせけり。水火の拷問に及びしかばありの儘に白狀を致しける。「今夜ある人の家に集り、五六人博奕して、勝負を争ひ、潛に刺殺して捨て候。その血の付きたるを洗ひたりけるに、運命盡きて、顯れ候」とぞ申しける。是に依て、牢獄に入れられ、博奕禁止の觸をぞ行はれける。泰時の鑒察は、神に通じ給ひけりと、皆感嘆せられけり。夫博奕の弊は世以て大なりとす。正直廉讓の人といへども、忽に奸僞の者となり、武士は臆病起り、僧侶は道德を失ふ。君子の誠むる所小人の好む所、貧困口論の根となり、盜賊放蕩の基たり。國家政務の邪魔



となる事、是に過ぎたるはなしとて、強く禁制せられしは、理とぞ申し合ひける。

○泰時政務 付奉行頭人行跡評議

武藏守泰時は、仁慈有道の譽、世に高く、廉讓節義の思を内に貯へて、安國撫民の志を晝夜朝暮の勤とし給へり。記録所の門に、鐘を釣りて、訴訟人に撞かしめ、上の十五日は、卯刻より、記録所に出でられ、午刻に退去あり。下十五日は、午刻より出でて、申刻に歸られ、鐘の聲聞ゆれば、人をいだして、訴訟人を召し入れて、直に訴を聞き、書記し、月毎の十日と二十日晦日と、決斷の日を定め、頭人、評定衆を集めて、是非を決せらる。その法は、貞永の式目の如し、欲深を恥しめ、廉直なるに親み給ひ、「行餘力あるときんば以て文を學ぶと云ふ事あり。奉行、頭人、評定衆も、訴訟人なき暇には少の學文をば勤め給へ」とて、年未だ若き人々には殊更道義を勧められ、常に又仰せられけるやうは「假令萬卷の書を讀學すとも、時と相應の文を知らずは、口惜かるべし。其云ふ所、一旦は義理に叶ふに似たる事あるも、時に相應せざらんには、智者とは云ふべからず。只古人の吐出せる陳言を、轉るのみなり。國家の大用となるべからず。

行餘力論  
語の句

是善く嗜むべし。人を毀り人を譽る、是皆我が心の機嫌に依て、一定し難き事にて侍り。往昔は人皆これを嗜とす。年の比三十歳より内の人の他を譽るも、好しとせず、年老いたる人の他を毀るも聞善らず。若年の輩、物知顔にて、我は賢なりと云はぬ計に利口を申さるよ、その内心には黑白をも辨なき程の分別なる、誠に側痛き事ぞかし。老人の威儀正くて、才知分別もあらんと覺ゆるに、人を毀り、名を立てらるよは、老氣なき行跡の程最可笑かるべし。是等の事は、皆重欲慢心の中より生ずる小智の態なり、さればにや、小智は亡國の端、邪智は害毒の根と申す事の候なり。況て、頭人、奉行などは、假にも虚語を云ふべからず。人の訴を怒ること勿れ。忿則ば、民その訴ふべき事を恐れて、訴へざる時は、自然に國家の好悪を聞かず、民の歎となる事多かるべし。咎あるをも怒らずして、まづ理を詰めて後に誠め、親疎に付きて、是非を枉ること勿れ。折節に付きて、參會ありとも、無道の辯舌者、不義の利口人、愚癡の遁世者、申樂の諂ふ輩を近付け、戲言虚誕に及ぶ時は、自然に修出でつよ、非道盛になるものなり。その賢を賢として、道義を語れば、道を知者は愈服して、知ざるは慕ひ赴き、日比私曲なるも、少は直になる事にて候。愚にして佞奸なる者は、參會の座にしても云ふべき事



をしらざる故に、只人を苦め、推倒す事のみを語りて、是非の道義を顧みず。奉行、頭人も是を聞きては、利に走り欲に陥りて、つひには民の愁となり候。是等の事は、随分に嗜むべきにて候」と申されければ、當座の人々首を垂れて、各甘心し給ひけり。天福二年七月六日、家司等に仰せて、起請文をぞ召されける。奉行の事親疎を云はず、貴賤を論ぜず、各正義を存じて沙汰を致すべきの趣、十七人の判形あり。

○御臺卒去 付 明石の神子

將軍家の御臺所、日比御心地惱み給ひしが、七月二十六日、御産所を點じて、相摸守時房の第に移り給ふ。その夜の子刻より、御産の氣付かせ給ふ。廷尉定員鳴弦を催す。役人十員參向す。隱婆參りて、「御産は平安なるべし、時刻は明日にて候はん」と申す。醫師、陰陽師集ひて、「御脈快らず。御兆思しからず」と、申すに依て、手を握り足を空になし、如何あらんと、騒ぎ合へり。鎌倉町の末に、明石の神子とて、祈に感應あり。是を召せとて、召れたり。年の程六十餘なる古神子にて、御産の事を、問しめらるゝに如何にも平安なる由を申す。さらば、神下して祈り奉らんとて、幣切並べ、燈明挑け、

梓の弦打鳴し、目を塞ぎて、唱出でたる事を聞くに「敬て申す。東の方には東方朔、南のかたには南方朔、西に西方朔、北に北方朔、中方朔、下方朔、上方朔を驚かし奉る」といひたりけるに、「あら拙なの事や、東方朔は一人の名にて、太白星の化身とこそ云ふなれ、方々に多き方朔かな」とて、相摸守笑壺に入り給ひしかば、座にありける人々、苦々しき中にも可笑しくて、笑はれしに、この神子恥くや思ひけん。打捨てて歸りにけり。その夜の寅刻、御産はありけれども、死胎なりき。御臺所は身心惱亂し、後には夢中の如くにして、辰刻計に遂に卒らせ給ひけり。御年三十二歳とぞ聞えし。力及ばず送葬營みて、法華堂の山際に埋み奉り、中陰の御佛事、其終の日は、五十口の僧を請じて由比浦にして、水陸の供養をぞ遂けられたる。殿中何となく打潛りて、もの淋くぞ覺えける。

○六月祓 付 將軍家御疱瘡

去ぬる三月五日、武藏守泰時の孫、歳十一にて、御所に於て元服あり。彌五郎經時とぞ名付けける。これは修理亮時氏の嫡子なり。同八月朔日、小侍所の別當に補せらる。



○文曆嘉禎の改元

同十二月二十一日、將軍賴經公、正三位に叙せられ、以前に任ぜられ給ふ權中納言を辭退あり。去年十一月五日、天福二年を改めて、文曆と號す。文曆二年八月に、又改元ありて、嘉禎と號せらる。此年の六月に、閏のありければ、「六月祓の事當來月中、何を用ひらるべきや」と、藤内判官定員を以て有職の輩に尋ねらる。河内入道申されけるは「義解令の如くならば、閏月を用ひらるべき事分明なり、古歌にも、のちの晦を晦とはせよと候。治承四年、建久八年、建保六年、皆閏月を用ひられ候」と申されしかば、成例の多分に就くべしとて、閏六月晦日を以て、祓をば定められける。同十月八日將軍家を、陸奥出羽按察使に任じ、十一月十九日に、從一位に叙せられけり。同十八日より、將軍家御不例、御庖瘡出で給ふ。是に依て、四角、四境の神祭、その外諸方の神社、佛寺に仰せて、御祈禱様々なり。又、大佛師康定に仰せて、一夜の内に、千鉢藥師の像、一尺六寸を造立せしめ、竝に、羅睺、計都の二星の像、本命星、藥師の像を、造らしむ。羅睺星の像は、面貌忿怒の相有りて、青牛に乗て、左右の手に日月を捧げ、計都星は、是も面貌は忿怒強盛の相を表し、青龍に乗て、左右の手に日月を捧げ給へり。陰陽師親職に仰せて、三萬六千の神祭を修せしめらる。財寶をつくし、誠信を凝して、神

佛の擁護を祈誓ありけるに、丹誠の懇祈、佛神の納受ましくける故にや、將軍家不日に快然し給ひ、酒湯御引ましくけり。鎌倉中の貴賤、萬歳を唱へ、相州武州殊に喜悅の眉をぞ開かれける。

○春日の神木 付 興福寺の衆徒蜂起

同二十九日、六波羅の飛脚到來して申しけるは、「去ぬる廿四日、南都の衆徒、春日社の神木を捧げて、入洛すと聞えしかば、勅定に依て、在京の武士等を差向けて、防がせらる。木津河の邊に行合うて、春日の神人等と挑戦ふ、神人等多く疵を蒙る。この訴に依て、藤氏の公家、執柄、公卿悉く門を閉ちて參内せず。その起を尋ぬるに、石清水八幡宮寺と、興福寺と、薪御園、大住、兩莊の用水の相論によつて、鬭諍に及ぶ。興福寺の神人等、亦傷に罹り、死亡の者多し。南都の衆徒、是を怒て、薪莊に押寄せ、在家六十餘宇を焼拂ふ。石清水の神人、俄に神輿を洛中に振り奉らんとす。勅定を以て石清水の別當、成清法印に仰せられ。因幡國を寄進せらる。是に依て、石清水の神輿入洛の義は留りぬ。自今以後、若輒く神輿を動じ奉りて、非分の濫訴を致すに於いては、別



當職を改補せらるべき由、堅く制禁せられたり。興福寺の衆徒等是を聞きて、愈憤  
 を含み、今この騒動に及び。この事、公家の重事なるを以て、關東に仰遣さる。後  
 藤大夫判官基綱行向うて、使を神木の御座所に遣し、衆徒等を宥め申しければ、問答往  
 返の後に、承服して、神木御歸座あり。是に依て、殿下、公卿以下、藤氏の輩皆參内し  
 給ひけり。南都の衆徒、上部は、暫く靜るに似たりといへども、内證深く公家を恨み奉  
 り、嘉禎二年十月に、又蜂起して、城廓を構へて、楯籠りけり。六波羅より、使節を  
 以て宥めらるれども、耳にも聞入れず。使者を打殺して、首を手躒の門に晒せなんと云  
 ひければ、評定を経て、騒動靜らん程まで大和國に守護人を居ゑられ、衆徒の知行莊園  
 を沒收して、地頭に補預けらる。畿内近國の御家人等を催し、南都の道々を取切り  
 て、人の往還を留め、印東八郎、佐原七郎以下、武勇大力の兵を遣し「衆徒若し打出で  
 て、敵對せば、更に優恕の思を致さず、悉く打殺すべし」と仰出だされ、關東より計  
 上せられけり。かよりければ、城中兵糧の運送に難義して、僧綱以下、皆ともに城を出  
 でて寺に歸り、寺門を閉て佛事を修す。衆徒の心宥りて、靜謐するうへは、公家武家と  
 もに、惡み給ふべきことなし、よろしく天下の長久を祈るべしとて、寺家の所領残らず

返付けられ、大和國の守護、地頭職をぞ留られける。同十二月、將軍家を民部卿に任せ  
 られ、武藏守泰時を、左京權大夫に兼任せらる。京都鎌倉靜謐する事、偏に泰時の政務  
 に依ると、上下の諸人稱嘆せり。

○北條時頼元服 付弓矢評論

嘉禎三年四月二十二日、將軍家既に、左京權大夫泰時の第に入御し給ふ。豫てより、こ  
 の御料として、御所を新造あり。檜皮葺棟門を付けて、内の躰金銀を鏤めらる。これの  
 みならず、御儲事毎、過差を盡さる。御出の粧、又殊に花を飾り給ふ。寢殿の南面に於  
 いて、終日御酒宴あり。夜に入りて、泰時の孫戒壽丸、御前に於いて、元服の儀を遂げ  
 らる。是は故修理亮時氏の二男なり。駿河前司義村、理髮に候じ、將軍家加冠し給ふ。北  
 條五郎時頼とぞ號せられける。同七月下旬に、來月鶴岡八幡宮、放生會の流鏑馬の議  
 定あり。五郎時頼初て、射らるべきに定められ、鶴岡の馬場に於いて稽古の事を催し、  
 泰時既に、流鏑馬屋に出で給へば、駿河前司以下の宿老、參集せらる。海野左衛門尉幸  
 氏は、舊勞にて、故實堪能の射手なり。仰に依て、射藝の事を評ひ申す。時頼殿は、生



得の堪能、その躰、神妙の由を感じ申す。但し、矢を挾むの時に、弓を一文字に持ち給ふ事、その説なきにはあらず候へども、故右大將家の御前にして、弓箭談議の時、一文字に弓を持つ事、諸人一同の儀たりし所に、佐藤兵衛尉憲清入道西行法師申しけるは、弓は拳より押立てて引くべきやうに持つべし。流鏑馬に矢を挾むの時、一文字に持つは失禮なりと、候ひき。一文字に持候へば、弓をひく躰聊か遅く見え候。上を少し揚られ、水走に掛けて、射たるぞ然るべけれ、と申さる。下河邊行平、工藤景光、和田義盛、望月重隆、藤澤清親、諏訪太郎盛隆、愛甲三郎季隆等皆以て甘心承伏して、異議に及ばず。「是計は、五郎殿にも直され候はばや」と申しければ、三浦義村打聞きて「誠にこの説を聞きて候を、只今の仰に付けて、思出でて面白く候」とぞ感ぜられける。泰時入興あり。「向後弓の持様は、この故實を守るべきなり」とて、この後種々弓箭の事流鏑馬、笠懸以下の作物の故實、的草鹿等の才覺、大略淵源を究め、燭を取る程に各々退散せられたり。斯て八月十五日、放生會の事、將軍家御參宮あり。行粧頗る嚴密なり。北條五郎時頼、流鏑馬の射手その役めでたく勤められしかば、泰時を初て、貴賤感嘆し奉る。

○將軍御上洛 並 鎌倉御下向

○曆仁元年  
○泰時の全盛

嘉禎四年十一月二十三日、曆仁元年と改めらる。正月二十日、將軍家、御上洛の御門出として、秋田城介義景が、甘繩の家に入御あり。同二十八日酉刻に、鎌倉を立ち給ふ。同二月十六日には、江州野路の驛に著き給ふ。翌日子刻、六波羅に著御あり。路次の行粧、美々敷こと目を驚かす見物なり。諸國の武士、我もくと召に應じて、供奉せらる。その出立壯麗に、行列亂らず、靜かに打てぞ通られける。駿河前司義村、先陣として、家子三十六人を隨兵とす。その次には、大河戸、大須賀、佐原、三騎打並び、一番より、十二番に連りて、打たれたり。將軍家の御隨兵、百九十二騎、これも三騎打並び、各歩立、三人を俱して、小林兄弟、眞壁を先として、六十四番靜に歩ませ、その次には、甲冑、小具足、引馬一疋、歩走の衆三十人、其次は御乗替、次に御輿、御簾を揚げられ、布衣に折烏帽子を召されたり。その跡には、水干の人々六番に分ち、是も三騎ぞ打並びける。第六番は、左京權大夫泰時、隨兵三十人、侍十八人其跡の打籠の人数は幾何と云ふ數を知らず。後陣は修理大夫時房、隨兵二十人、侍十人、その外打籠の



輩、數知らず、濟々として通らる。見物の諸人、遠近の輩、野路より六波羅まで、道の兩方垣の如く充滿て、幾千萬とも數を知らず。同二十二日には、將軍賴經公、先大相國の御亭に參向し、次に一條殿へ參り向ふ。先駟の沙汰には及ばざれども、行列の次第は定められ、先陣は、右馬權頭政村、次に將軍は大八葉の御車、大名十人直衣に劍を帶して、御車の左右に歩寄り供奉せらる。次に衛府八人、次に四番の騎馬を打せ、次に扈從の殿上人、その粧を正しくし給ふ。同二十三日は、賴經公參内あり。夜に入りて小除目行はれ、將軍家權中納言に任じ、右衛門督を兼せしめ、同二十六日に、檢非違使別當に補せらる。二十八日に、中納言の拜賀を行はる。三月七日、權大納言に任ぜられ、右衛門督、檢非違使別當を辭し給ふ。四月七日、大納言の拜賀あり。同十八日に御辭退、同二十五日、一條殿御出家、御戒師は飯室の前大僧正良快なり。五月十六日、將軍家を、右大臣良實公の亭に請せられ、御遊興かぎりなし。福王公と申すは、賴經公の御舍弟にて、一條殿の御息なり。去ぬる四月十日、仁和寺御室に入室ありけるが、今日右府の亭へ參り給ひ。御遊半に福王公の飼ひ給ふ小鳥の、籠より出でて、庭前の橘の梢に留る。若公深く惜ませ給ふ。「將軍家の御供に、弓の上手あるべし、死なざる様に、この

本座の宣旨  
—鎌倉に還  
るべき勅命

小鳥射取りて、參すべし」とあり。賴經公即ち上野十郎朝村に仰せめらる。朝村畏つて、引目の目柱二つを削缺きて挿み、樹の本に立寄りけるが、此木枝葉茂りて、小鳥の姿葉の下に少見ゆる、諸人瞬もせずして守見る所に、朝村彼方此方立廻りて、遂に矢を發つ。小鳥は囀る聲を止め、矢は庭上に落ちたりけり。朝村、その矢を取りて奉る。小鳥は引目の中へ射込られてあり。目柱を削て缺きたるは、このためなり。小鳥をいだして、籠に入らるゝに、羽打ちて、囀る事元の如し。堂上、堂下、感ずる聲暫は止ざりけり。將軍家御感の餘、御衣を給へば、右府は喜悅に堪兼ね給ひて、御劍をぞ下されける。六月五日には、將軍家春日に社參あり、行列の躰嚴重なり。翌日六波羅に還御あり。洛中警固の爲辻々に箒を焼べき由、御家人等に充催さる。七月十六日將軍家、本座の宣旨を蒙り給ふ、石清水、賀茂、祇園、北野、吉田等に、御社參あり。この間に西國諸公事悉く仰定められ、六波羅の守護に記渡さる。同九月九日寅刻に、太白星は太微を犯し、熒惑星は、軒轅を犯し、月又歳星を犯す。流星ありて、色白く赤うして、飛ぶ事數を知らず。同十三日、今夜の明月、殊に雲もなく、一天霽れて隈もなし。古は、八月十五夜の月計を賞しけるに、菅丞相今夜の月を賞し給ひけるより、今に傳へて、詠ある事に



定めらる。或殿上人の御許より、右京權大夫泰時の御方へ、かくぞ詠みてまらせられける。

都にて今も變らぬ月影に昔の秋をうつしてぞ見る

同十月十三日寅刻に、將軍家、關東御下向、前後の陣、供奉の行粧、行列の次第、御上洛の時よりも猶はなやかに出立ちて、目を驚かす計なり。大相國禪閣は、四の宮河原に棧敷をうたせて御見物あり。堀河大納言具實卿は、大津の浦に車を立てらる。その外、卿相雲客の車は所狭く隙もなし。諸方の貴賤男女は面を並べて垣とし、飽が上に集ひて是を見る。京都の御逗留御下向の路次すがら事故なく、同二十九日に、鎌倉の御所に著き給ふ。めでたかりける事共なり。

○諸寺の供僧を評せらる 付 僧侶の行狀

同十二月七日、評議の次に定めらるる旨あり。關東諸寺の供僧等病患に臨めば、寺職を非器の弟子に附屬し、亦是名代を立てて役を勤め、或は妻子を貯へて、墮落の身となり、寺門の施入を貪りて、弟子に運上を取る事あり。向後停止すべし。袈裟掛けながら、

大小權實一  
大乘小乘權  
教實教

隠して魚鳥を喰ひ、妻子に陥入りて非分の罪科を犯す條、言語道斷の悪行にして、方に在家の業因に過ぎたり。重欲強盛、頗る世俗に越え、嗔恚愚癡なる事、庸人に劣れり。國民を誑し、取て利養に飽かず。無行無學にして、祖師の眞教に暗し。王法の外護となるべき事一つもなし。信施の報實に恥づべし。世の爲人の爲還て政道の妨となる。甚だ誠むべし。昔佛法この國に流りしより、國郡に祈願所を建て、菩提所を造りて、家は是を崇仰す。禁裡の御領所、國司領、郡司領、官位領に補せられし一國の府に、一寺を置きて、國分寺と名付く。國司の菩提所として、寺領を付けらる。又一國に惣社あり。神護寺と號す。國司の祈願所として、社領を付せらる。寺僧等は、學行おこたりなく、戒行法門を説きて、人の惡を誡め善を勸む。僧侶に威なければ、民俗其説誠を重ぜず。この故に國司は頭を傾けて、敬屈すといへども、戒行道徳の沙門は、是をも喜びず。不借身命の行に依て、國司の惡行を諫め、我が身命を害せられん事をも恐れず。僧に科あるときんば、國人是を正くす。沙門の教誡、神職の諫諍に依て、國家に惡事災難なし。上は下を哀み、下は上を敬て、忠義廉恥盛に行はれて、天下太平なりき。中比釋門に殘賊の者出來り、佛戒を破り、餘法を謗り、我慢放逸無道不學なり。夫大小權實の法門



は、化用の前に、下愚を教ふる方便なり。實には法に二法なし。只沙門の行徳、智分に  
 勝劣あり。全く法の科に非ず。聖徳太子より以來、佛法を以て外護とし、國を治むるに  
 は神佛、王道一體不二なりと教へ給ふ。然るを、この比は愈澆漓の世となりて、神佛  
 二道はあるかなきかに衰へて、社司僧侶は、物の道理に迷ひ、只信施を取りて、榮耀を  
 事とし、外を飾りて内に實なし。向後件の悪行を改め正法を守るべし。違犯の僧は、寺  
 院を追却し、科の輕重に依て成敗すべしとぞ觸れられけり。

○泰時奇物を誡めらる

曆仁二年二月十日、改元有りて、延應元年と號せらる。同月に、後鳥羽院隱岐國にして  
 崩じ給ふ。聖算六十歳とぞ聞えし。同三月に北條時房卒せらる。同十月に、三浦義村逝  
 去あり。延應二年七月十六日改元ありて、仁治元年と號せらる。三月十八日、右京權大  
 夫泰時仰せ出さるやう、「關東の御家人竝に鎌倉伺候の輩、近年奇物を翫び、過差  
 を好み給ふ、是甚だ然るべからず。儉約を守り給ふべきの由、條々の沙汰あり。若違背  
 の輩は見及ぶに隨ひ、法に任せて行はるべし」と、堅く禁制せられけり。これ泰時は世

○延應元年  
 後鳥羽帝崩  
 じ時房義村  
 卒す  
 ○仁治元年

の費人の勞を、深く悲しみて、理政安民のことをのみ、常に思ひ給ふよりほかは又他  
 事なし。若は諸國參觀の大名小名、或は珍しき雜具、新渡の唐物等を參する事あれば、  
 大に氣色を替へて、宣ふには、「この代物は定て莫大にぞ候らん。是等の具に、差て徳を  
 供へたるにても候まじ。たゞ類少く珍らしき故にぞ、泰時には賜りぬらん、御志の程  
 は感じ候へども、是更に撫民國政の用には立つまじ、別に詮なきものに候。かゝる無用  
 の具を買求めて、國財を盡されんは、口惜き御計にや。此代物を出し給はんには、領  
 地の百姓らに賦斂を重くして、取集め給ひぬらん。又御自分も、財盡きて貧匱になり給  
 はば、自然國亂れん時、遠國在陣の賄郎徒の扶助には、何をか致し給はん、頗る覺束  
 なく候」とてその代物を辨出されしかば、奇物を奉る事は止みにけり。又頭人、評  
 定衆も、「諸大名の土産を受けては其より倍して返禮せらるべし」と仰出されたり。「遠國  
 より在鎌倉し給はんには、さこそ世財も匱しくおはしますらん、近國に所領を持ちなが  
 ら、扶助こそなからめ、剩へ遠國の輩に財物を受け給はん事は、法に背き義に違ひ候」と  
 恥められしかば、土産の事は止みにけり。諸將諸侍自然に侈を省き、過差を止め、  
 風儀物毎にしみやかにぞなりにける。



○火柱相論 付 泰時詠歌 竝 境目論批判

仁治三年二月四日、戊刻計に赤白の氣三條西方の天際に現じ漸く消えて、後に赤氣の一道其長七尺計に見えて耀けり。陰陽師泰貞朝臣、御所に參じて、申しけるは、「この天變を彗形の氣と名付く、俗説に火柱と申し習す。昔、村上天皇の御宇、康保年中に、出現せし事舊記に載せられ候」と申す。晴賢、廣資等參りて、「今夜は空陰り、雲渦巻きて、星の形勢分明ならず。この赤氣に軸星なく候」と申すに依て、一決し難き所に、同七日の巳刻に、大地震あり。「去ぬる建曆年中に、これほどの地震あり。和田左衛門尉義盛が叛逆の兆なりき。御愼あるべし」と、古老の輩はまうし合はれけり。同十六日、天文道の輩に仰せて、去ぬる四日の天變の勘文を奉らしめらる。泰貞が書には、陰雲に依つて分明ならず。但し天變に處せられれば、火柱の形勢なり」と申す。晴賢が狀には「推古天皇二十八年、天慶二年、元永五年の赤氣、今是同じ」と申す。相論遂に決せず。將軍家の仰に、天變に極りなば京都より申し來るべし。その時御沙汰あるべきの由にて、この義は相論をとどめたまふ。同三十日に、一條殿より御書到來して、「去ぬる四日の赤

氣の事、彗星出現の由、風聞あり」と仰せ下さる。泰貞、晴賢が勘文を調へて、京都に進ぜられ、御沙汰をぞ經られける。同三月十六日、右京權大夫泰時、評定所退出の時、庭上の落花を見て、かくぞ詠み給ひける。

こと滋き世の習こそ物憂けれ花の散りなん春も知られず

人々承りて、感じながら、心にかよりて存すと成り。同三月二十五日、海野左衛門尉幸氏と、武田伊豆入道光蓮と相論のことあり。上野國三原莊、信州長倉保との境目、争ふに、海野が申す所、其謂あるに依て、貞永式目の法に任せ、押領分を差加へてかへし、沙汰すべき由、伊豆前司頼定、布施左衛門尉康高に仰含めらる。光蓮恨を含みて、一族を催し、友達を語ひ、左京權大夫泰時を討ちて、宿意を遂げんと謀る由風聞す。泰時聞き給ひ、人々に向ひて、歎じて曰く、「人の恨を顧みて、その理非を分けずは、政道の本意有るべからず。逆心あらん事を恐れて、子細を申し行はずは、定て又私を存するの謗を招かんものか。去ぬる建曆年中に、和田左衛門尉義盛、謀叛を企てしころ、囚人平太胤長を免し給はるべき由を稱す。一族悉く列參せしむといへども、許容せられず、剩へ平太を面縛して、彼等が眼前を引渡して、人に預けられしかば、義盛憤て、一



族蜂の如くに起るといへども、當座に於いては、敢へて私を存せざる先蹤既にかくの如し。是政道に私なき事を表す所なり。往昔右大將頼朝公の御時、上總介廣常は最初に多くの忠節を盡しけれども、平家追討の爲西國へ軍兵を差上せられし時に、廣常驕を極め、謂れざる訴多く、先忠をのみ申立てて、恨むまじき事を恨み、内心には隠謀なくして、隠謀あるに似たりければ、當時追討の障となるを以て、廣常を御所に召して、侍に仰せて、刺殺し給ひけり。さしも以前に忠ありし者を、かく罪し給ふこそ無慚なれ。此君頼もしからずと傾き申せしかども、此事によりて、諸將邪義の訴忽に留りぬ。忠は重く賞し、罰は軽く行へとは云ひながら、時に從ひて、罰を重く行はざれば、道義塞る事あり、至君の御恩を、傍になし、我が忠をのみ鼻に當てて、無禮緩怠の訴を致さば、是を罰して、一跡を追捕し、忠義を嗜む人に分遣さば、訴は自然に止べし」と仰あり。光蓮この由傳聞きて、理に服し後悔を懐き、起請文を書き進じ、二心なき由をぞ陳謝しける。

○北條泰時逝去 付 左近大夫經時執權

○泰時逝く

同六月下旬、右京大夫泰時、不例の氣まします。將軍家を初め奉り、嫡孫左近大夫將監經時以下、一門の輩は云ふに及ばず、勤仕の大名、小名に至る迄汗を握り、息を呑みて諸寺の祈禱、諸社の立願、醫師、陰陽師は、殿中に伺候して、百計すれども、效を奏せず。遂に限を越え給はず、同十五日に、こと切れさせ給ひけり。惜むべし歎くべし、末世に比なき、賢者として、國家の棟梁、政務の龜鏡、その仁惠は廣く四海に蒙り、その廉讓は遍く一天にわたりにて、徳を修め道を行ひ、靡かぬ草木もなかりけるに、天年の極るところ、六十二歳の春秋、忽に草頭の露とともに落ちて、風前の燈と同じく、消え給ふこそ悲しけれ。去年は、相摸守時房卒去あり。今年は又、泰時逝去ありければ、古老の名臣漸く絶えて、天下の政道、故實を失ふに似たるものか。貴賤多少の歎、老若遠近の愁、このとき電光のかけを託ち、石火の飛ぶを恨む。山内栗舟の御堂の傍に葬り奉り、諸將挽歌を詠ひ、衆僧經呪を唱ふ。法名をば歡阿とぞ號しける。この春詠み給ひし「花の散りなん」といふ歌は、豫て是をや思召しぬらんと、殿中鎌倉近國迄も物の音をも鳴さず、野も山も、冴返りたる有様なり。中陰の御弔、結縁參詣の輩、墓地の邊は、晝夜の境もなく、人の立ち止時はなし。是偏に御在生の内、邪なく、恩を施したまひける名



○寛元と改む  
周關—周關の誤歟

○經時執權

残とぞ覺ゆる。仁治四年二月二十六日に、改元ありて、寛元と號せらる。同六月十五日、泰時聖靈の一周關の御佛事を粟舟の御堂にしてとり行はる。左近大夫將監經時、舍弟左近將監時頼以下の一族、のこらず參詣あり。曼荼羅供の法會、導師は大阿闍梨信濃法印道禪、讚衆十二口、この供養は、幽儀御在生の時殊に信心を凝し給ふ。さこそは今も受け悦び給ふらんと、殊勝なる中にも昔を慕ふ涙の雨、何の袖も沾れにけり。左近大夫經時、先に相變らず、執權を勤むべき由、將軍家殊に仰出され、諸事の政務、前右京兆の式目をぞ守られける。同七月八日、北條左近大夫經時を武藏守に任じ、時房の四男、朝直を遠江守に任せらる。

○將軍家佐渡前司が亭に入御

同九月五日、將軍家、佐渡前司基綱が大倉の亭に入御したまふ。武藏守經時、左近將監時頼、遠江守朝直以下の輩、供奉し奉る。和歌の詠取々秀逸の句を出し、詞は古きを用ひながら、意は新き歌どもなり。次に管絃を初められ、將軍家は御笛を遊され、能登前司は琵琶を仕り、二條中將和琴を彈き給ひ、壬生侍從唱歌せらる。笙瑟の調、音牙え

て、秋風樂を奏すれば、折に叶へる秋の風に、木の葉纏れて舞ふが如し。萬秋樂の聲の内には、千代を重ねる壽を、君が爲にと歌ふなり。世は治れる太平樂、四海の外まで靡くなる、納蘇利や羅陵王、廻る盃數添ふは、胡飲酒、酒胡子、廻盃樂、誠に妙なる音樂に、陸には馬も秣に仰ぎ、水には魚の踊らん。素より此所は、閑寂山陰の幽栖なり。古松枝垂れては、千年の色を見せ、老槐葉茂くして、萬世の徳を表す。端山の紅葉、籬の菊、露重けなる萩が枝も、枯たる後ぞ面白き。岩を疊める中よりも、靜に落つる瀧の絲來る人毎に眺めては、心を繼ぎて止むらん。既に暮掛りければ、白拍子兩三人参りて、今様朗詠し、雪の袖を返しけり。猿樂を招きて舞跳らせ、様々の御遊に、將軍家興を催され、雞鳴に及びて還御あり。基綱大に喜びて、様々の御送物をぞ奉られける。

○將軍賴經公職位を讓る

同二年三月、將軍家、鎌倉中の堂舍佛閣巡禮し給ふ。思召し立つ事のおはしますを以てなり。去年より打續き、天變地妖様々なり、殊更極月二十九日には、白虹ありて、天涯に互り、日を貫きて、時を移す、慧星客星隙なく出でて、風雨更に時に叶はず。諸寺



合期に豫定の時期に間に合はず

○頼嗣將軍となる

諸社に仰せて、修法祈禱の絶る間なし。諸國の訴、非法の犯科、御心を惱し給ふ。なにはに付けて、浮世の中、兎にも角にも厭果てさせ給ひて、如何にもして遁ればやとぞおもひ立ち給ひける。然のみならず、御病氣折々差起りて、合期に堪へ給はず。數輩訴訟のことも棄捐せられ、庭中に言上する者、決斷の遅々する事を歎き奉る。武藏守經時も、病氣常に絶ざるを以て、攝津前司、佐渡前司、信濃民部大夫入道等にまかせらる。彼といひ是といひ、政務に懈怠あれば、京都鎌倉、諸人の口も煩く思召しければ、將軍頼經公、御若君未だ六歳にならせ給ふを、同四月二十一日、御元服の事ありて、頼嗣とぞ號しける。京都に奏聞して、征夷大將軍の職を讓られ、同七月五日大納言頼經公は、久遠壽量院にして、御飭下して、法名行智とぞ申しける。年來の御素懐なりとて、今は御喜びまししくけり。年改りて、春にも成りなば、京都に御上洛ありて、六波羅邊に御坐あるべしとて、豫てより御所を造置かせ給ふ。同九月十三日諸事の奉行等、悉く定められたり。同二十八日に三條局卒去せらる。この尼は女姓ながらも才智深く、御所の内外に付けて、故實を存じ、何事にも知ざる道はなかりしに、六十二歳の秋の風に、一葉の命落ちければ、諸人は是を聞傳へ、惜まぬ者はなかりけり。同十二月二十六日、北條武藏守

經時の亭より火出て、舍弟左近將監時頼の第失火し、餘焰飛行して、政所焼失す。されども、記録等は取出しぬ。不日に作立つべしとて、番匠大勢召し集めて、土木の功をぞ急がれける。



鎌倉北條九代記 卷第八

○將軍賴嗣御家督

將軍經嗣公は、賴經の嫡男、母は大納言定能卿の御孫にて、中納言親能卿の御娘、二二棟御方、又は大宮殿とぞ申しける。延應元年十一月二十一日、鎌倉の施藥院使良基朝臣が家にして、御誕生あり。寛元二年四月二十一日、御年六歳にて、御元服まし〜〜けり。御父賴經卿、征夷大將軍の官職を譲り參すべき由、京都に奏聞あり。勅定に依て、同月二十八日、賴嗣即ち征夷大將軍の宣旨を蒙り、右近衛少將に任じ、從五位上に叙せられたまふ。前武藏守泰時逝去せられしかば、四郎經時を武藏守に補せられ、正五位下に任じて、鎌倉の執權をぞ致されける。同三年七月に、武藏守經時の妹を、御臺所に定めて、御興入まします。是は泰時の孫にて、修理亮時氏の娘なり。年十六歳とぞ聞えし。容儀美麗の女性にておはしませば、しかるべき御事にて、檜皮姫君と申しけるが、將軍未だ七歳なり。世の人似氣なくぞ覺えける。如何なる故にや、去ぬる春のころより、鎌倉



に、天變地妖多かりければ、將軍賴經様々の御祈禱行はれ、この事に倦じ給ひて、御子息賴嗣に將軍の職を譲りたまふ。然るに賴經卿は二歳の御時、鎌倉に御下向あり。九歳にて征夷大將軍に任ぜられ、在職十八年、御息賴嗣に御讓補あり。是天變の御愼にて、宮職御辭讓ましくけりと、世には傳聞えしかども、實には北條家權威を縦にせんとて、御幼稚の間は崇め奉りけれども、御成長に及びては、政事に付けて、私の計成し難し。是に依て、推て官職を譲らしめ、幼き賴嗣を將軍に補任して、國政内外の諸事皆執權の計なり。

○武藏守經時卒去 付越後守光時叛逆流刑

○時賴執權

同四年三月二十三日、武藏守經時、病氣既に危急に及ぶ。去年の冬より、黃疸と云ふ病に罹りて、惱みまうされしかば、諸寺諸社の祈禱、醫療の治術、様々なるといへども、更に效を奏する事なし。今は遍身ながら黄になりて、氣息喘急いとど苦しげに見え給ひ、傍に候する人迄も、面の色黄になりて、中々御命は保つべしとも覺えられず。是に依て、鎌倉の執權をば、今日、舍弟左近大夫將監時賴朝臣に譲り申されけり。同四月十

九日、經時出家して、法名をば、安樂とぞ號しける。戒師は大藏卿法印良信とぞ聞えし。閏四月一日、入道正五位下行武藏守平朝臣北條經時卒去あり。年三十三歳なり。翌日佐々目山の麓に葬送す。去ぬる仁治三年より、僅に五年のうち、鎌倉の執權たり。今幾程なく逝去あり。高も卑も、歎く色を含みて、打潛りて物淋し。この由京都に聞えしかば、六波羅伺候の輩、使者の往來數を知らず。同五月二十四日、鎌倉中俄に物騒しく、町小路の家々資財雜具を持運び、東西に走り、南北に吟ひ、上を下にもて返す。澁谷の一族等、左近將監時賴の館の面中下馬の橋を警固して、人の往還を留めたり。太宰少貳は、御所に參らんとて、五十餘騎にて行懸る所に、澁谷が家子金刺五郎押留めて申しけるは、「御所へ參り給ふ上は、この所をば通し申すまじ。北條殿へ御參の事にて候らばば兎角に及ばず候」と云ふ。少貳聞きて、「子細こそあるらめ。將軍家へ參るべき者を、爰にて押留め申されんには、打破りても通り候はん」とて色めき立ちて見えしかば、愈物騒にて、諸軍時ちて甲冑を著し旗を差上げ、北條家に馳せ參する者雲霞の如くなりければ、少貳是を見て、叶ふまじくや思ひけん、引返し道を替へて、將軍家にぞ參りける。後に聞えけるは、前武藏守泰時の舍弟、名越遠江守朝時入道生西は、去年四月



六日に卒せらる。行年五十三。この人は若年の時より、文武の才ありて、有道を行はれ國政の柱とも頼まれけるに、未だ半白にして、逝去せられ侍りければ、公私の諸人、上下惜まぬはなかりけり。その嫡子、越後守光時は、父の遺跡を継ぎながら、前將軍頼經に近習し、時頼を討つて執權を奪ひ、威勢を天下に振はんと企てたり。この事忽に露顯しけり。左近將監時頼は、用心彌嚴しく、甲冑の軍士數千騎集り、館の四面を警固しけり。翌日卯刻計に、但馬前司定員は、御所の御使とて、參られしを、諏訪兵衛入道尾藤太平三郎左衛門尉等に仰せて、館の内には入れられず。定員是非なく歸り參る。かゝる所に、越後守光時は、將軍家の御前にありけるを、この曉方家人參りて喚び出し、白地に退出し、逆心を起しけれども、一族兄弟一人も同意するものなければ、力及ばず鬢を切りて、髪を時頼の方に送る。但馬前司定員も、光時に一味しければ、身の科を遁れん爲、俄に出家致しけり。秋田城介義景に預けられ、前司定員が子息兵衛大夫定範共に一向囚人の如くなり。同六月十三日、入道越後守光時、法名蓮智とぞ號しける。越後の國務所帶を没収し、その身をば伊豆國に流し遣し、そのほか餘黨の輩皆流罪にぞ行はれける。光時が舍弟、時章は、初より野心なき事と諸人も存知する上は、名越の家を

相續す。時頼是よりして、威勢高く耀きて、天下の權を執り治めて、頼嗣を扶翼致されけり。

○前將軍頼經入道御歸洛

同七月十一日、前將軍頼經入道、鎌倉を立ちて、歸洛の旅に赴き給ふ。御送の大名十五人、路次の行粧きらびやかなり。年月住馴れたまひける鎌倉山の雲霞、晴れぬ思を駿河なる、富士の高峯の白雪も、今日御覽する御名殘、又何時かはと詠め遣り、由井の渡や、島田の宿、月も寫るか池田の宿、矢作の河原もの凄く、萱津、墨俣打過ぐれば、涙はいとど垂井の宿、浮世の夢は醒井に、續く鏡の曇なき、世は末廣き野路の里、勢多の長橋打渡り、打出の濱より見渡せば、昔長等の山の端も、只こよもとに寄すると云ふ、波は湖水にたよみつよ、夕日を洗ふも面白し。四宮河原を今越えて、身は頼なき水の上、粟田口に著き給ひ、是より直に夜を籠めて、同七月二十七日、祇園の大路を経て、六波羅の御館若松殿に入らせ給ふ。八月一日、供奉の人々御暇賜りて、關東に下向あり。その中に、三浦能登前司只一人、御簾の前に留りて、何事にかありけん數刻を移して對談



し、立出る時には、數行の落涙押難く、この二十餘年の御昵に、御名残を惜み奉るも理に覺えける所に、その後光村は人々を語り、「面々相構へて、今一度頼經公を、鎌倉へ返入れ奉るべき御計を致し給へ」と私語きけるも覺束なし。

○三浦式部大夫流鏑馬を射る

同八月十五日、鶴岡の放生會は、例年の舊式として、缺減なく行はる。總じて神の御事は、祭禮の儀式定りて、凶年にも耗さず、豊年にもまさらずといへり。將軍家は、御車にて、供奉の輩花を飾り、先陣後陣の隨兵等、行列を調べ、馬場の棧敷に入御まします。流鏑馬十六騎、揚馬終りて、十人の射手の中に、工藤六郎、俄に心地を痛りけり。神事違例に及ぶ條、御棧敷に於いて御沙汰あり。雅樂左衛門尉時景を御使として、駿河式部大夫家村に、この射手を勤むべき由仰せらる。家村辭退申しけるやうは「亡父義村存生の時、一兩度この役を勤仕せしめ候へども、既に廢亡多年に隔り、假令禮式を習ふことありしも、年闋け候へば叶ふべしとも覺えず候。況て當日の所作に於いては、指當て身に堪へず」とぞ申しける。將軍頼嗣は、家村が兄、若狹前司泰村を召して、

「如何にも家村に、今日の役確に勤めさせまうさるべし」との上意なり。泰村座を立ちて、家村が座の前に行向ひ、「只兎に角に仰に隨ひ奉れ」と再三諷詞を加へたり。家村申しけるは、「豫て誘ふることだにも、時に取りては過あるものにて候。思ひ掛けざる今日の事、いかで御請申すべき。その上射馬も候はず。然るべき人に仰付けらるべし」といふ。泰村聞きて、「射馬に於いては用意あり」とて、深山路といふ名馬に、鞍置て、流鏑馬舎に引立てたり。家村は辭するに道なくして、自敷皮を取りて、下手の埒に副へ流鏑馬舎に向ひければ、貴賤上下この儀式を見て、故實ありと稱歎す。家村既に布衣を脱ぎて、射手の装束引繕ひ、件の馬に取乗て、第四番に打出でたり。その躰誠に古き堪能にも恥しからず、由々敷ぞ見えにける。既に射訖りて、布衣を著替へて本座にかへる。人の美談、時の壯觀、將軍を初め奉り、御感の御使を下されければ、當家他門是を賀せずと云ふことなし。將軍家御歸座あり。夜に入りて家村を御所に召され、御引出物を下されけり。弓矢の冥加是に過ず。「あはれ今日仕損ずるには、腹を切りても飽くまじきに、頗る奇特の振舞なり」と、舎兄泰村も悦の眉をぞ開かれける。



○御所迫込の狼藉

同十二月二十八日の暮方に、男一人、御所の臺所に走逃けて、徳へたる有様なり。跡より追續いて、太刀拔持て蒐入りければ、有合せける下部共、「是はそも何者ぞ。御所の内に人を追込みて、狼藉を致す曲者かな」とて、上下騒動しける所に、晝番伺候の侍の中に、松田彌三郎常基をりあひて「悪き奴原が振舞かな。喧嘩にもあれ科人にもあれ、御所の御内へ蒐入るこそ狼藉なれ。理非は後にたどさるべし」とて兩人ながら打伏せて、搦取りて引出す。左近將監時頼、この由を聞き給ひ、平左衛門尉、諏訪兵衛入道二人を差進じて、事の子細を尋問はしめらる。追込みたりし者申しけるは、「是は紀伊七郎左衛門尉重經が所従等にて候。某が名をば藤太と申す者にて候。重經が丹後國宮津の所領より、運送の役を勤むる人夫彦五郎と申す者、去ぬるころ、荷物財産を負ひながら、道より脱落仕り候。その行方を尋ね候所に、只今米町の邊にて、見合せければ、この者逸足を出して、逃延び候を、遁さじと思ふ所存計にて、時に臨んで度を失ひ、跡に付けて推参仕りて候」とぞ申ける。彦五郎は陳するに道なし。兩使子細を聞届け立歸りて、か

くと申す。時頼仰せけるは、「主人重經が自身の所爲にはあらずといへども、郎等に心を入れて遣はす上は、狼藉の科は重經にあり」とて、丹後の所領を没收せられ、郎等は追放ち、彦五郎は斬られけり。さても松田彌三郎は、神妙の振舞なりと感ぜられ、太刀一振をぞ下されける。

○由比濱血に變ず 付 大魚死す 並 黄蝶の怪異

寛元五年二月二十八日に改元ありて、寶治元年とぞ號しける。同三月十一日、由比濱表血に變じて、潮の色朱を湛へたり。夕日に映じて赤きこと喩へて云はん方なし。諸人集りて是を見る。後に聞えしは三浦五郎左衛門尉、奥州より鎌倉に参りて、時頼に語りけるは、「去ぬる三月十一日、陸奥國津輕の浦に、大魚流寄る。その形死人の如く、手足ありて、鱗重り、頭は魚に相替らず海水皆血になりて、紅の波岸を洗へば千入に染むる苔の色、藻屑に交りて赤き事錦を晒すが如くなり。前代にも例なしと、諸人驚き怪み候」とぞ申されける。古老の衆に尋ねらるゝ所に、「先蹤快からず。文治五年の夏此魚あり。泰衡滅亡の事起れり。建仁三年の夏、秋田の浦に怪魚死して、波に揺られて磯に上

元 ○寶治と改



る。源頼家御事まします。建保元年四月に大魚現じて波上に死す。和田義盛滅門に  
 ぶ。このたびの魚の怪異も、世の御大事たるべし。その魚の名を知る人なし。御慎ある  
 べし」とぞ申しける。同三月十二日戊刻計に、大流星ありて、良のかたより、坤に向  
 ひて行く。その音雷のごとく、長五丈餘なり。空中に耀きて、白晝に異ならず。夥  
 しともいふばかりなし。同十七日には、黄蝶いくらともなく飛集り、空の間に翻る。  
 廣さ一丈計長三段餘にして、黄絹を引はへたる如くなり。其後はらくと散別れ、鎌倉  
 中に飛渡る。昔朱雀院の御宇、承平の初に、常陸下野兩國に黄蝶飛集り、山野の間に盈  
 塞り、後には人家に亂入て、蝸蚊の如くに侍りしが、相馬將門叛逆して、東國暫く亂れ  
 たり。後冷泉院の御時、天喜三年の春の比、奥羽常野の四ヶ國の間に、黄蝶の怪異あり。  
 阿倍貞任逆心して、關東大に騒動す。今又この怪異あり。東國兵亂の兆なるべしと、と  
 りどりに沙汰をぞ致しける。

○三浦泰村權威 付 景盛入道覺地諷諫

三浦若狹前司泰村は、駿河守義村が嫡子にて、累世の大名なり。北條泰時には婿なり。

一家の門葉なるに依て、國家の政務を相談せらる。秋田城介義景は、藤九郎盛長には孫  
 なり。城介景盛入道覺地が嫡子なりければ、家門に於いて人に恥ず。當時の執權時頼に  
 親ければ、たがひに威を争ひ、泰村義景兩人が中、快らず。このころ北條相摸守重時  
 は、久しく在京し、六波羅の成敗、西國の仕置を勤め、政事に鍛錬ある故に、鎌倉に喚  
 下し、政務の事を談すべき由、時頼申されけれども、泰村一向に許容せず。しかるに泰  
 村は、時頼に親むやうに見えながら、舍弟光村家村、以下の一族は、前將軍頼經を慕ひ  
 參せ、時頼に野心を挾むこと、色に顯れて見えにけり。秋田城介景盛入道覺地は、年比  
 紀州高野山に居住し、この間、鎌倉に歸りて甘繩の家にあり。左近將監時頼の第に參り  
 て、内々仰合さるゝ旨あり。子息義景、孫の九郎泰盛を、覺地入道呼寄せて、種々諷詞  
 を加へける中に、「三浦の一族は、當時の威勢、肩を並ぶる人なし。頗る傍若無人なり。某  
 が家に於ては、對揚にも及ぶまじ。内々思慮あるべき所に、子も孫も、同じ心に武道に  
 怠りて遊興に陥り、うかくとして月日を送る事、言語道斷の振舞なり。今若大事出來  
 すとも、何の用に立つべしとも覺えず。世の笑種となるより外の事あるまじ。返すく  
 も奇怪なり」と申されしは、心ありける諷詞なり。義景も泰盛も、頭を俛れて敬屈す。



潜ひそかに武具を用意せさせ、内々秘計ひけいを廻めぐらしける。

○將軍家御臺逝去 付左近大夫時頼泰村が館を退き歸る

並時頼泰村和平

さる程に、左近さき大夫時頼は、如何いかにもして、泰村が野心やしんを宥なだめ、世を静しづめばよと思はれければ、先まづ泰村が次男、駒石丸こまいしまるを時頼の養子やうしたるべき旨約諾やくだくあり。されども、泰村いよく愈い獨歩どくほの威いを施ほし、將軍家の嚴命げんめいを用ひず、無禮むれいにして、奢おごりに長ちやうじ、兄弟あに一族等が振舞諸人しよじん彈指だんしをぞ致いたしける。かゝる所に、去ぬる五月十三日、將軍頼嗣よりつぐの御臺所みだいどころ卒そつしたまふ。日比御惱なみおも重おもかりければ、大法祕法ひほふ、醫針灸治いしんきうぢ、様々さまざま術じゆつを盡つくすといへども、更にその驗しるしなく、終にはなくなり給ふ。今年未だ十八歳、花の僅わづかに綻ほころびて、盛さかりを待つだに遙はるかなるを一朝てうの嵐あらしに散落さんらくちて、憂うき世よの歎なげきを残のこし給ふ。故武藏守經時むさしの墓はかの傍かたはらに埋うづみ奉りけるこそ悲かなしけれ。御一族の愁傷しうしやうは申すも中々愚おろかなり。時頼御輕服けいふくにて、若狹わかつ前司泰村が亭ていに寄宿きしゆくし給ふ。同二十七日に至いたつ、三浦の一族のり残のこりなく、泰村が家に群集ぐんしゆる。時頼の御前みまへに、伺候しこうするにもあらず、拜禮らいれいを遂とぐるにもあらず、奥深おくふかく居寄ゐりせて、額ひたひを合あせて、私語さしご

けるこそ覺束おぼつかなけれ。夜に入りて、鎧腹卷よろひはらまきの音耳ねみみもとに聞えけり。日比逆心ひやくしんの企くは有ある由よし、告知つひしらする人多おほしといへども、差さして信用なきの所に、今既に符合あはせりと思合おもひあせ、侍一人しやくじんに太刀を持もたせ、潛ひそかに本所に歸り給ふ。泰村大に驚おどき、寢食しんじよくを忘れて案居あんじたり。翌日夜に入りて、時頼の方より、近江おん四郎左衛門尉しやうざゑもんゑを使つかして、三浦が許ゆるに遣つかはされ、氏信うぢのぶ行向ゆきむかうて伺見うかひみるに、若狹わかつ前司親類まへしやくしんるい一族、面々おもむに兵具へいぐを用意よういし、弓矢旗棹ゆみやひさし鎧櫃よろひびつ數を盡つくして並ならべたり。氏信かくと案内あんないしければ、泰村出合であひて、仰おほせの旨しめを承うけたまはり、さて御返事みたまがしと思しなくて、申しけるは「この間世上物騒ぶつさうの事泰村が身の上と覺え候。泰村が兄弟皆他門みなたもんの宿老しゆくらうに越こえ、正五位下せいごゐいげに叙おせられ、その外そくごもの一族共いっしゆくとも、大概たいがいは官位くわんゐを帶たいし、守護職しゆごしやく數々かずかず國くに莊園しやうゑん數千町、三浦一家の榮運えいゑんこよに極きまり、上天かみの加護かご測はかり難がたし。讒訴ざんその憤つゝしみなきに非あらず。口惜くちをくこそ候へ」といひければ、氏信聞きて「如何いかに、左様には思召おもし候やらん。御科おんがなき趣おもじきは、靜しづかに申させ給ふべし。御一族の御中に、何か隔へだたの候べき」とて座を立ちて出でければ、泰村送りて出られ、「宜よろしきやうに申させ給へ」とて内に入りけり。氏信歸りて、用意よういの次第しだい悉ことごとく申入まれたり。時頼は舊老きゆうらうの輩ともがらに密談みつだんして、愈い用心しんしん嚴きびくぞせられける。翌日未明あしたひめいより、近國の御家人等みかじんら馳參はせさんじて、時頼の館たちの四方、雲霞うんがの如ごとく打



園み、非常を誡め、門々を堅めて守護しけり。若狭前司泰村、この由を聞きて、時頼の方へ使を立てて申しけるは、閭巷の謳歌、他人の讒濫に付けて、泰村が一家親屬、無實の科を蒙る事恐なきにあらず。毛頭の野心を存せずといへども、催し給ふ所、頗る物騒なり。只深く本を正され候べし。御不審晴れられ候はば、國々の御家人等を、追返し給ふべきなり。若又他の上を誡めらるべき事あらば、御大事如何にも貴命に隨ひ奉るべき旨をぞ申し送りける。泰村内々相催す事あるに依て、三浦の一族諸國の領所より追々に馳参る。時頼の御方には當時伺候の輩は云ふに及ばず。諸方の御家人等日を追ひて参重りて、鎌倉中に充滿す。同五日時頼は、萬年馬入道平左衛門入道盛阿を以て御書を泰村に遣さる。「世上の物騒只事にあらず。偏に天魔の所爲なるべし。貴殿を誅伐せしむべき構あるの由、更に非據の雜説なり。この上は日來別心あるべからず。今何ぞ怨を起すべきや」とて誓言を加へて送られけり。盛阿入道和平の子細を述しかば、泰村は御書を讀みて喜悅の餘、三度頂戴して、返事の趣具に申渡しければ、和平既に調ひ、盛阿座を立ちて歸参しけり。三浦の郎從等は安堵の思を致して喜ぶ事限なし。然れども泰村が舍弟光村家村、彌心奢りて野心を捨る事なし。運命の招く所、力及ばぬ次第なりと眉を顰むる計なり。

○三浦泰村家門滅亡

○三浦氏の亂  
 さる程に、時頼の御方に馳集りし諸軍勢等、和平の由承り、人數を引きて在所々に立歸らんとする所に、高野入道覺地、この由を聞きて、子息秋田城介義景、孫の九郎泰盛を招きて、申しけるは、「和平の御書を、泰村に遣さるゝ上は、向後三浦の氏族等、愈權勢に誇りて、當家は終に掌握に落ちて、殃の來らんこと目前に有りて遠からず。只運命を天道にまかせ、今朝三浦が館に押掛け、雌雄を一時に決すべし。この時に乘るにあらずは、後日を期すとも叶ふべからず。早打立て」とぞ諫めける。城義景、泰盛、父子「畏り候」とて打立ちければ、大會禰左衛門尉長泰、武藤左衛門尉景頼、橘薩摩十郎公義以下一族同意の輩、三百餘騎、甘繩の館の門前より、小路を東に、若宮大路中下馬の橋に至り、鶴岡の赤橋より、神護寺の門外にして、関の聲を作り、五石疊の紋の旗差擧げ、筋替橋の北に陣取りて矢をはなつ。その近邊に陣取りたる諸方の軍士等、「すはや軍の初るぞ」として、我もくと馳せ加はる。泰村大に仰天して、「こはそも只今、和平の



事成りて、心を緩す所に、出拔かれける口惜さよ」とて、物具ひしくと差堅め、家子郎從等を進めて、防ぎ戦ふ。橘薩摩余一公員は、俄のことにて、物具すべき違なく、狩装束にて一陣に進み、門の庇の本まで攻寄ける所に、三浦が郎等小河次郎が、櫓の上より落射ける大矢に、頸の骨を射られて、馬より眞倒に落ちたりけり。中村馬五郎是を引取らんと馳寄する所に、片切助五郎が放つ矢に眞甲を射られてたち瘡む。防ぎ兵手強くして、人數多く討たれければ、叶難く見えし所に、時頼この由聞き給ひ、「和平歸服の上に、又合戦を起す條、宥むべきにあらず」とて、北條陸奥掃部助實時を以て、將軍の御所を守護せしめ、北條六郎時定を大手の大將軍として、五百餘騎にて遣さる。塔辻より馳隨ふ輩雲霞の如く、家々の旗差し擧げ、我劣らじと進みけり。さる程に、泰村が郎等精兵の剛者限々に待設け、矢を射ること雨の如く、これに中て討る者數知らず、されども大軍新手を入替へ散々に攻戦ふ。諏訪兵衛入道、信濃四郎左衛門尉行忠軍兵を進めて、北の方を攻破る。佐原十郎左衛門尉泰連、同十郎頼連、能登左衛門尉仲氏以下、郎從五十餘人下合ひて防ぎけるが、諏訪入道、信濃行忠、直前に蒐出でて、追靡け、切倒し、一人も残らず討取りたり。甲斐前司泰秀、御所に参りて、「毛利藏人大夫

入道西阿こそ、只今泰村が方へ参りて候。きはめて大剛の者にて、奇計を廻し候はば難義たるべし」と申しければ、時頼聞たまひ、「何條天道に背きし者は假令鐵城に籠るとも、運命更に頼難し。今見給へ、亡びなんものを」とて、騒たる色はおはしませず。軍は頻に劇くなり、敵味方の鬨の聲、天に響き地に盈ちて、打合ひ攻戦ふ有様は、修羅の巷に異ならず。大手の大將六郎時定、軍兵共に仰せけるは、「斯ては人多く損じて利少し。只火を差して、焼打せよ」とぞ下知せられける。伊豆國の住人、輕又八義成と云ふ者、泰村が南の小屋に攻上り、向ふ敵三人を薙伏せ、小屋に火をさしければ、折節風荒く吹廻り、焰四方に飛散りたり。作並べし屋形どもに燃渡りて、一同に焼上る黒煙、火焰を卷きて、雲路を指して燃昇る。火子は雨の足よりも滋し。三浦の者ども烟に覆はれ、防ぐべき力なし。平判官義有申しけるは、「逆も遁れぬ事ながら、爰にて焼死んより、いざや法華堂に引退き、故右大將頼朝の御影の前にて自害致し、前代の御恩を報じ奉らん」とて泰村以下北の方を打破り、法華堂にぞ引籠りける。泰村が舍弟能登守光村は、永福寺の惣門の内に在て、郎從八十餘騎陣を張て戦ひしが、向ふ敵を打靡け、泰村と一つになり、法華堂に集りしかば、數萬の軍兵跡に付きて押かよる。毛利入道西阿、泰村兄弟



その外大隅前司重隆、美作前司時綱、甲斐前司實章、關左衛門尉政泰以下の一族各頼朝卿の御影の前に竝居て、迭に最後の暇乞して、念佛高に唱へける。その間に寄手早く寺門に攻入りけるを、三浦が郎從白川七郎兄弟、岡本次郎、埴生小太郎、佐野三郎以下、出向うて防ぎければ、寄手多く討たれつゝ、三浦方も手負ひ疵を蒙り、矢種盡きて力撓み、或は討たれ或は落失せたり。今は是までなりとて、泰村以下の一族二百七十六人、郎從家子二百二十餘人、同時に腹をぞ切りにける。その日の申刻に軍既に散じたり。寶治元年六月五日、今日如何なりける時節にや、さしも累代舊功の三浦の家、忽に運命傾き滅亡しけるこそ悲しけれ。翌日實檢を遂けて、首共残らず由比の渚に懸けられ、その後事書を出され、三浦の一族或は脱落、或は逐電せし者共、子細に及ばず召捕りて、參らすべしとぞ觸れられける。

○上總權介秀胤自害

上總權介秀胤は、泰村が妹婿にて、總州一の宮大柳の館にあり。三浦に同意して家人郎從二百餘騎を率して、鎌倉に向ひける所に、三浦は早没落したりと聞えしかば、道より

取て返し、我が館に要害を構へ、在々を掠め兵糧を奪ひ、合戦の用意して、向ふ敵を待ち居たり。時頼聞き給ひ、大須賀左衛門尉胤氏、東中務入道素還を兩大將として、二千餘騎を相副へて遣さる。秀胤は豫て期したることなれば、館の四面に炭薪を積渡して火を懸けしに、焔熾に炎々として、人馬を寄すべき路もなし。寄手の軍兵等轡を並べ、関の聲を作りて、矢を射るより外の事はなし。館の内より郎等三十餘人、馬場の邊より木戸を開きて打て出る。寄手の先陣築木兵庫が郎從五十餘人馳向ひ、火を散して戦ひしが、十七人は討たれて、二十三人手を負ひければ、捲立てられて、本陣に傾掛る。寄手の軍兵是を見て、二百餘騎どつと驅寄せ、秀胤が郎從を中に押包み、一人も餘さず討取らんとする所に、東小才次、御厨五郎、葛西中次以下究竟の剛者四角に割付け、八面に蒐通り、或は馬の諸膝痺いで刎落させ、落るを押へて首を取る。或は引組で勝負を遂げ、力を限に切立てしかば、二百餘人の寄手、立足もなくうち立てられ、手負死人を引除くる隙もなく、はらくと引退きたり。城兵も流石に力疲れ、薄手痛手負ひければ、木戸を指して引入たり。小野寺小次郎左衛門尉通業が家子に、金鞠藤次行景とて、大力の剛者、黒草威の鎧に、同じ毛の甲の緒をしめ、八尺計の檜の棒に、筋鐵入れて、只一



騎引入る者共に追絶うて、木戸の内に列入らんとす。胤秀が郎等臼井平六義成と云ふ者大長刀を氷車に廻して走來り、行景が木戸を越えんとする所を、石突にて丁と衝ければ、行景仰様に倒れたり。平六木戸を越えて長刀の鋭を内甲に入れて乗掛る。行景倒れながら櫓の棒にて打拂ふに、平六中天に打上られ、岩角に落掛て首を突いて死ににけり。行景も痛手負うて立も上らず兩人ながら死にければ、敵も味方も力を落して、惜まぬ者はなかりけり。權介秀胤は、「頼み切つたる郎等を討せて、何時迄か此館にながらへん。四方の火は消方になり、寄手は関を作りて押入りたり。郎従家子、或は討たれ或は落残る者共痛手薄手負はぬはなし。敵の手に掛り、生捕にせられて恥見るな」とて、嫡子式部大夫時秀、次男修理亮政秀、三男左衛門尉泰秀、四男六郎景秀心靜に念佛し、數十ヶ所作並べし館に火を懸け、烟の中に自害して臥しければ、内外の猛火同時に燃えて、半天に立昇る。寄手も近付得ざりければ、皆悉く焼失せて、一人も首は残らざりし、志こそ猛かりけれ。寄手勝時取行ひ鎌倉にぞ返りける。

○筑後左衛門次郎知定勸賞に漏るゝ訴

今度謀叛の與黨等、落失せたる輩、所々に隠るたるを皆生捕りて參せ、各首をぞ切られける。宗徒の人々の妻子共残りなく探出し、子供は刺殺し、後家は尼にぞなされたる。御味方の軍士は、程に随ひて勸賞あり。中にも筑後左衛門次郎知定は、去りぬる五日、筋替橋にして、前司泰村が郎従岩崎兵衛尉友宗とて、大力の剛者を打取りて、その賞を望む所に、何者か云ひ出しけん、「知定は、泰村が家人ながら縁者なり。五日の未明には、館の回を経て、合戦敗北の期に及びて、自害したる岩崎が首を拾うて、御味方に參りし者なり。却て罪科に處せらるべし。何ぞ勸賞あるべき」とぞ沙汰しける。平左衛門尉入道盛阿奉行として、知定を決せらる。知定申すやう「岩崎と戦ふ時、大會瀾左衛門尉長泰武藤左衛門尉景頼等能く見たる事にて候、彼兩人に尋ねらるべし」とは申しけれども、御疑決せられず。知定一人勸賞に漏れて、讒者を憤り、運命を恨みて月日を送り、同九月十一日一紙の狀を整へて時頼に奉る。先考累家勳功のこと、知定自身忠勤の旨、細細と書きて、讒する人を恨みたる詞の奥に、「昔朱雀院の御宇承平二年に、平將軍將門東國に叛逆す。同三年正月十八日、參議右衛門督藤原忠文は、征夷大將軍の宣を蒙り、關東に下向せしが、未だ下著せざる以前に、二月二十四日、藤原秀郷已に將門を討ちしかば、忠



文は路次より歸洛す。三月九日秀卿貞盛等に賞を行はるゝ所に、小野宮殿仰に、賞の疑しきは行ふべからずとあり。九條殿は忠文下著以前に、逆徒滅亡すと云ふとも、勅定の功に隨ひて、何ぞ棄置かれん。罪の疑しきは刑せず、功の疑しきは賞せよと候とあり。然れども、小野宮殿の御義に依て、忠文が賞の沙汰なし。忠文は九條殿の恩言を深く感じて、富家の願契状を九條殿に進じ、小野宮殿を怨み奉りて卒去せしかば、其靈の致す所九條殿は家榮え、小野宮殿は跡絶え給ひき」とこの趣を書進じけるを、時頼御覽じて、勳功の奉行に子細を聞召し、同十一月十一日に、筑後左衛門次郎知定を召出し、武藤左衛門尉景頼證人として、恩賞行はれ、一處懸命の地を賜り、喜悅の眉をぞ開きける。

○西園寺家繁榮 付 時頼相摸守に任す

泰村叛逆して、三浦の家門滅亡の事、時頼飛脚を以て京都に注進せらる。六波羅より、西園寺太政大臣實氏公を以て奏聞あり。一條道家公は、前將軍頼經上洛の事に依て、密に三浦光村に仰せ合さるゝ趣ありけるに付て、關東と昵じからず。實氏公は愈々北條家と交を通ぜらるゝ故に、西園寺の威勢既に清華の中に秀でて、攝家を輕じけり。同七

○時頼重時 執權となる

月に、北條相摸守重時は、六波羅を出でて、鎌倉に歸り參らる。時頼の招き給ふを以てなり。諸事の政務を相談し、連署等萬端の沙汰諸共に勤められ、兩執權にぞなりにける。重時は、相摸守を改めて、陸奥守になり。時頼を相摸守にぞなされける。重時の一男長時を武藏守に任じて、六波羅に居らしめ、畿内西國の沙汰を執行はしむ。この時國家の諸事、禁中の政、叙位除目の事までも皆武家よりして沙汰せしかば、至上は幼くおはしまし、上皇は只所々の御幸御慰に月日を送らせ給ひけり。建長三年七月に、將軍家從三位に叙せられ、左近衛中將に任じ、相摸守時頼を正五位下に叙せらる。同十二月二十六日、近江大夫判官氏信武藤左衛門尉景頼兩人潛に聞出して、謀叛人了行法師矢作左衛門尉、長次郎左衛門尉久連等を生捕りて、時頼に參らす。推問せられしに、此者共白狀しけるは、「前將軍頼經京都に上り給ひて後、潛に諸方の武士を語り、世を亂さんと企て給ふ。我等その仰に同意し、三浦一族の輩に、内々契約の事ありけれども、事更に合期し難く、世の變を相待つ所に、運命此所に極り、生捕られ參らせたり」と申しければ、囚人は、信濃四郎左衛門尉行忠に預けらる。是に依て、鎌倉中物騒しく、近國の御家人雲霞の如く馳せ集りしを、時頼出合ひて對面し、禮義を致され、皆國々に返



されけり。

○光明峯寺道家公薨す 付 五攝家相分る

建長四年二月に、相摸守時頼、陸奥守重時、京都に使者を遣し、後嵯峨上皇へ申し入れらるる趣は、「將軍頼嗣文武の才に昧く、遊興のこと鄙俗に同じ。國家の政務一向愚に渡らせ給ふ、是に依て、武威甚輕くして、諸人重じ奉らず。是亂世の基たり。然れば、第一の宮宗尊親王を迎へ奉りて、鎌倉の主君に仰ぎ奉らば、宜く太平の時を得奉るべし」とぞ申されける。この事露計も存知たる人はなし。仙洞潛に御沙汰有りて、第一の宮御下向あるべき旨、勅許ましくけり。同三月廿一日、三位中將頼嗣、鎌倉の御所を出でて、越後守時盛入道が家に入り給ひ、同四月三日、若君以下を引俱して、京都に上洛し給ひけり。去ぬる二月に、光明峯寺前攝政道家公薨じたまふ。年六十一歳なり。是は頼經の父なるをもつて、北條義時泰時の代には、武家の輩も重じて、威勢も帝王のごとくなりしが、頼經上洛し給ひて後は、北條家を怨み給ふ心有りて、三浦光村にも仰合せらるる事ありけり。然れども、將軍頼嗣の祖なる故、關東より其儘差置れける所に、了行法

師が白狀の折節薨じ給ひける事、疑心なきにあらす。武家より計ひ奉りけるにやと心ある人は怪みけり。道家公の公達竝に御孫忠家卿は、配流解官せられ給ふ。その中に、二條良實公計替る事なくおはします。これは道家公と御中不和なり、良實公常は、道家公の北條家を恨み給ひて、世を亂らんと企て給ふを歎き入りて、時々諫言せらるるに依て、道家公大に怒て、父子の間御快らず。時頼是を知る故に、何の御沙汰にも及ばざりき。道家公の御息長男教實公は、九條殿を相續し、次男良實公は二條殿と號し奉り、三男實經公は一條殿と稱し、近衛鷹司相分れ、五攝家と稱する事執柄の勢を分たんが爲に、武家より計ひ定めける。王道愈々衰敗に及ぶ。末世の有様こそ心憂けれ。

○宗尊親王關東御下向 付 相撲

宗尊親王は、後嵯峨院第一の皇子、御母は准后平朝臣棟子と申す。藏人勘解由次官棟基の娘なり。仁治三年に、京都にして御誕生あり。建長四年正月八日、仙洞に於いて御元服あり。御加冠の後に、三品に叙せらる。加冠は左大臣藤原兼平公なり。攝政殿下兼經公即ち親王の御袍御笏等を奉り給ふ。御年十一歳なり。鎌倉の執權相摸守時頼、陸奥



○宗尊親王  
將軍と成る

守重時申受くるに依て、關東御下向の事、催沙汰あり。同三月十九日、仙洞を出でて、六波羅に入り給ふ。八葉の御車なり。これより御輿を奉り、東路に赴き給ふ。月卿雲客竝に武士の輩供奉し奉る。上皇潛に粟田口に御幸有りて御覽せらる。四月一日鎌倉に著きて、時頼の館に入りたまふ。同五日に征夷大將軍に任せらる。同十四日はじめて鶴岡八幡宮に社參あり。供奉の行粧又近代の壯觀なり。御下向の後、政所始あり。兩國司著座、相摸守時頼陸奥守重時參らる。三獻の儀式、吉書御覽じて、後に御弓始あり。閏五月一日、將軍家の御前にして、酒宴あり、近習の人を召出され、醉に和し興に乗ず。相摸守時頼申されけるは「近年關東の有様武藝廢れ、自門、他家ともに、其職にもあらず、才藝を好み、武家の禮法を取忘るゝ事、頗る比興といふべし。然れば弓馬の藝に於いては、漸々以て試みらるべし。先當座に付いて、相撲の勝負を召決せらるべきか」とありしかば、將軍家御入興有りて、然るべき輩を召奇せて、相撲六番をぞ御覽じける。勝には御劍を下され、御衣を賜る。負には大盃にて酒をたまふ。この比の御遊興なりと上下喜び奉る。奉公の諸人面々に弓馬の藝を嗜むべき由仰出され、御所中に觸れられたり。鎌倉の風儀改りたる心地して、何となく賑ひ、貴賤共に人柄治りてぞ覺えける。

○陸奥守重時相摸守時頼出家 付 時頼省悟

○政村長時  
執權

同じく八年三月十一日、陸奥守重時、政務を辭して出家せらる。法名觀覺とぞ號しける。同四月十四日、陸奥守政村執權の事を承り、政所始あり。この人は、重時入道の舍弟として、共に泰時の連枝なり。廉直の政道、諸人の心に叶ひけるにや、又將軍の武威耀く故にや、久しく關東靜にして、最寬にぞ覺えける。康元元年十一月二十三日、相摸守時頼、最明寺にして飾を落し、法名覺了房道崇とぞ號しける。生年三十歳。日比の素懐と聞えたり。時頼の嫡子は、未だ幼稚におはしければ、執權をば重時入道の次男、武藏守長時に預け譲られけり。しかるに、時頼は往初寶治の初、蜀の隆蘭溪、日本に來りて佛心宗を弘通せらる。寛元四年鎌倉の壽福寺に下向あり。相州時頼政事の暇、相看して、佛法の大道を問ひ給ふ。去ぬる建長二年に、建長寺を建立し、同五年十一月二十五日に、落慶供養を遂げられ、道隆禪師を以て開山とせらる。後に蜀の僧、普寧兀菴の本朝に來りしを、鎌倉に招請し、巨福山建長寺に留めて、參禮し見性せん事を望まれしに、政務を止めて工夫を凝し、懇に指示せられしかば、森羅萬像、山河大地自己と無二無別の理を



明めらる。普寧即ち「青々たる翠竹盡く是真如、鬱々たる黄花般若にあらすと云ふ事なし」と示されしに、時頼入道言下に契悟し、「二十年來旦暮の望満足す」とて、九拜歡喜せられけり。猶この後も國家靜謐の政事を聞きて、人民安穩の仁德を專に心に籠められ、世間出世諸共に、身の上にご治行はれける。

○伊具入道射殺さる 付 諏訪刑部入道斬罪

正嘉元年二月二十六日、相州時頼入道の嫡子正壽丸七歳にして、將軍家の御所に於て元服あり。武藏守長時以下一門御家人參集ふ。親王將軍家即ち宗の字を下されて、時宗と號せらる。同八月十六日、將軍家鶴岡八幡宮に御社參あり。馬場の流鏑馬以下例の如く行はれ、既に還御ありければ、日暮れて黄昏に及び、燈を取る比になりて、伊具四郎入道、今日供奉の役を勤めて、山内の家に歸る所に、建長寺の門前にして、射殺されたり。誰とは知らず、蓑笠を著て、馬に乗たる人、下部一人召俱して、伊具入道が左の方より行違ひて通りしが、田舎より鎌倉に參る人と覺えし。かくて伊具は馬より落て、一言をも云はずその儘死にけるを、郎從驚きて引起さんとするに、大の矢に當りけりと

○手垂の熱 練

は知られけり。鏃に毒を塗りて射込みたりと見えて、五躰の支節離々になりて、石瓦を袋に入たる如くなり。相州時頼入道に訴へければ、諏訪刑部左衛門入道を召捕りて、對馬前司氏信に預けらる。平判官康頼入道が孫、平内左衛門尉俊職、牧左衛門入道等が一味同意の所爲なりと風聞す。諏訪入道陳じ申しけるは「昨日平内左衛門、牧左衛門入道兩人、某の家に會合して、終日酒宴し物語致して門より外へは出で申さず。争この事を存すべき」と兩人を證據に立てたり。平内俊職、牧入道を召して問るに、確に證人に立ちたりければ、是非の理明難し。然るに、日比御評定の義あるに依て、諏訪刑部入道が古の所領の地を召上て、伊具に付けられしかば、諏訪と伊具と不會して、互に物をも云はざりけり。この上又「射殺したる矢束の延びたると、射やうの品と頗る世の常の所爲にあらず、手垂の射手の業と覺ゆ諏訪が所爲疑なし」と評定あり。諏訪が下部を捕へて、水火の責に及び、強く拷問して汝が主の刑部入道、既に白狀しけり。この上は何か隠すべき、落ちよ」と責しかば、下部なれども忠義ありて申すやう、「諏訪殿は斯様の拷問に恥をかくよりは、科を負うて死せんと思ひて白狀せられ候ひぬらん。我等は下臈なれば、拷問の恥をも痛まず。知ぬ事をば争か申すべき。諏訪殿既に白狀し給ひなば



重て我等を拷問せられても詮なき事か」と申ける程に、慥には知難し。相州時頼入道竊に、諏訪刑部入道一人を御前に召され、直に仰ありけるは、「伊具入道が殺されし事、御邊の所爲なる申下部の高太郎白狀せし上は疑なき事なり。去りながら、その子細を有の儘に申さるべし。品に依りて、御命の事は申宥めて助け参せん」とありければ、その時諏訪入道涙を流して申しけるは「是日比宿意あるに依て、今は堪忍も成難く、隙を狙ひて、かく仕りて候」とぞ申しける。時頼聞給ひ「神妙に候。如何にも御前を申調へて見候はん」とて、奥に入り給ひ、不敏ながらも天下の法令なれば力なし、同九月二日、諏訪刑部入道は首を切られ、平内左衛門尉は、薩摩方硫黄島へ流され、牧入道は伊豆國にぞ流し遣されける。祖父康頼は、俊寛等と同じく硫黄島に流され、孫の平内俊職、又此所に流されたりしは、定て囚縁あるらめと思合せて覺束なし。

○相摸守時頼入道政務 付 青砥左衛門廉直

相州時頼入道は、國政邪なく、人望誠にめでたく内外に付けて私なしと雖も、奉行頭人、評定衆の中に、動もすれば私欲に陥りて、廉直を謬る事あり。如何にもして正道

に歸らしめ、世を太平の靜治に置いて萬民を撫育せばやとぞ思はれける。此所に青砥左衛門尉藤綱とて、廉恥正直の人あり。その先祖を尋ねれば、本は伊豆の住人大場十郎近郷は、承久の兵亂に宇治の手に向ひて、目を驚す高名しければ、その勸賞に上總國青砥莊を賜りけり。是より相傳して、青砥左衛門尉藤滿に至り、この藤綱は妾の腹に生れて、殊更末子なりければ、父藤滿もさのみと思はず、然るべき所領もなし。出家に成れとて、十一歳にて眞言師に付けて弟子となす。幼き時より、利根才智ありて、學文を勤めけるが、如何なる所存にや、二十一歳の時還俗して、青砥孫三郎藤綱とぞ名乗ける。近き傍に行印法師とて儒學に名を得たる沙門あり。數年隨逐して、形の如くに勤めたり。相州時頼の三島詣ありけるに、藤綱生年二十八歳忍びて供奉致し、下向道に赴き給ふ所に、人々の雜具共を牛に取付て、鎌倉に歸るとて、片瀬川の川中にてこの牛尿しけるを、藤綱申しけるは、「哀れ己は守殿の御佛事の風情しける牛かな」と打笑ひて通りける。侍共聞付けて、咎問しかば、藤綱申すやう「さればこそ此比數日雨降ず、田畠葉を枯し、諸民飢を悲む所に、この牛尿をせば、田畠の近き所にてもあらで、川中にて捨流しつる事よ。夫鎌倉中に名德智行の高僧達、貧にして飢に臨む輩いくらもあり、無



智破戒の愚僧の金銀に飽満ちたるも多くあり。然るに去ぬる春の御佛事には、破戒無智の富僧計を召して御供養ありて、實に佛法を修學し、持戒高德の名僧をば供養なし。この御佛事は慈悲の作善にはあらで、只名聞の有様なり」とぞ語りける。二階堂信濃入道是を聞傳へ、實もと思ひければ、事の次にこの由を時頼にぞ語られける。時頼入道聞き給ひて、「實も彼の者が申す所、道理至極せり、凡そ作善佛事と云ふも慈悲を專として、萬民を悦ばしめ、貧きを救ひ、乏きを助けてこそ衆生を利する道とはなるべけれ。去ぬる春の佛事供養は、當家、頭人、評定衆の末子などの僧に成りたる者共なれば、財寶に不足あるべからず、修を極め學に怠り、道德もなき者共ぞかし、學徳道行ある貧僧は、賤むとはなしに召さざりき。この事を豫て分別せざりけるは、我が大なる誤なり。かく申したるは誰人にてやあるらん、その者の心中奥床し」と尋ねらるゝに、青砥前左衛門尉が末にて三郎藤綱と云ふ者なりと申さるゝに、臆て召出して、「今より後は當家に奉公せよ」とて、召抱へられしより、政道の器量ありと見知り給ひ、後には評定衆の頭になされ、天下の事大小となく口入して、富で修らす、威ありて猛からず。遊樂を好まず。身の爲には財寶妄に散さず。數十ヶ所の所領を知行せしかば、財寶は豊なりけれども、

手 婆沙羅一派

望 呂望一太公

衣裳には細布の直垂、布の大口、朝夕の饌部には、乾したる魚、燒鹽より外はなし。出仕の時は、木鞘巻の刀を差し、叙爵の後には、木太刀に弦袋をぞ付けたりける。我が身には少の過差もせずして、公儀の事には千萬の金銀をも惜まず。飢えたる乞食、凍えたる貧者には、分に隨ひて物を與へ、慈悲深き事佛菩薩の悲願にも等しき程の志なり。親しきに依て非を隠さず、私を忘れて正直を本とす。邪欲奸曲の輩、自恥恐れて、行跡を直し、志を改め、上に婆沙羅の費を省き、下に恨むる庶民なし。かゝる人を見しりて召出し、天下の奉行とせられたりける時頼入道の才智こそ、猶末代には有難き人ならずや。夜光垂棘の珠ありとも、見知る者なき時は、珠は石に同じかるべし。藤綱が廉直仁慈の徳を治めしも、時頼知り給はずは、匹夫の中に世を終るべし。文王は呂望を知りて、高祖は張良を師とせらる。時頼入道は青砥左衛門尉藤綱を得て、太平の政道を助けられ給ふこそ有難けれ。同十月十二日、將軍家の仰として、嘉祿元年より仁治三年に至る迄、御成敗の式法は「三代將軍竝に二位禪尼の定め置かれし所を改め行ふべからず。慥に旨を守るべし。無禮不忠は人外の所行なり。邪欲奸詐は非法の行跡なれば、奉行、頭人殊に慎み申さるべし。摠じて大酒遊宴に長じ、分に過ぎたる婆沙羅を好み、傾城、白拍子に



親み、強縁内奏專誠むべし。雙六、四一半の勝負は、博奕の根元として、奉公を怠るの初、盜賊を企つるの起なれば、諸侍堅く停止すべし。萬一背く輩は法に依て行ふべし」とぞ觸れられける。是より上を恐れ、威に服して、暫く非道の訴なく、淳朴の風に歸しけるは、政徳の正しき所なり。

鎌倉北條九代記 卷第九

○御息所御興入付 殺生禁遏

龜山院文應元年二月五日、故岡屋禪定殿下兼經公の御娘を、最明寺時頼入道の猶子として、御年二十に成せ給ふを、關東に申し下し、山内に入れ參らせ、聽て將軍家の御息所に備へ奉らる。忍びて御興入ありけれども、穩敏なるべき御事にもあらざりける間、同じき三月に、御家人等祝義の進物取りづくに棒け奉り、鎌倉の有様賑々敷ぞ覺えける。この比世の人殺生を緯とし、大名高家より下々までも、獵漁を好み、鷹を臂にし、犬を挽き、山には蹄を懸け、水には網を布きて、飛走鱗甲更に其所を得ず。夫元々の雜類は、汲々として生を貪り、蠢々の群彙は、致々として死を畏る。暫く形は異なれども、舍識悉く命根を惜む事は是同じ。或は生擒の山獸は檻牢に囚れて友を慕ひ、或は鍛翎の野禽は架桁に繋かれて雲を戀ひ、身命を他の飼に投じて、死生を自運に任す。是は未だ殺さざるの者にして、愁ふる思に沈む計なり。彼の漁獵を好む輩巢を傾け、胎を割



頰尾一魚の  
こと詩經に  
「魴魚頰尾」

き、鼓を撃揚げ、煙矢を飛ばし、網を布きて逃るを追ひ、漏るよを捕へて、慙なくして俎上に昇せ、過なくして鼎中に煮る。是に依て、綵羽翠毛は、飲啄するに怖れを致し、金鱗頰尾は游泳するに危を懐き、昊天高く大地廣けれど、遁れ藏るに處なし。且暮に寒心し、晝夜に消魂す。是十悪の中には殺生最大なり。十善の中には、命を救ふを專とす。人天有頂是を受生の縁とし、佛法修道是を入理の門とする事なれば、大聖はこの悲愁を憐み、君子はその庖厨を遠ざくと云ふ。現生後世に涉りて、不殺放生に過ぎたる功德なし。太平長壽の基、道德仁政の首なりとて、時頼入道を初て評定一決し給ひ、在俗白衣の輩、常には左もこそあらめ、齋日の時節には忌憚りても然るべしとて、文書を出して施行せらる。

六齋日 並 二季彼岸 殺生 事

右魚鼈之類、禽獸之彙、重命逾山嶽、護身同人倫、因茲罪業之甚、無過殺生。是以佛教之禁戒惟重、聖代格式炳焉也。然則件日々早禁、魚網於江海、宜停狩獵於山野也。自今以後固守此制、一切可隨停止。若猶背禁、過有違犯輩者、至

御家人者、令注進交名、於凡下輩、可加罪科之由、可被仰諸國之守護並地頭等、但至有限神社之祭者、非制禁之限矣。

是に依て、關東の諸國暫く、修法齋日の間、非道の殺生を停止すといへども、死生不知の輩は、この施行を甘心せず。「枝葉の禁制かな。田島を荒す者は猪鹿に過ぎたるはな、堤に穴ほり、陵を崩すものは狐兔に超たるはなし。熊狼の人を傷ひ、雁鴨の稻を食ふ、世の爲に害あり。いはんや魚鳥の味は、人の口腹を養ふ。是を停止して、慈悲とせらるよは梁の武帝の修道を學び、唐の僖宗の政道を慕ひ給ふらん、無智の尼法師の世を蹈ふて、申す事を信じ給ふも、嗚呼がまし」と傾き嘲けるも多かりけり。

○日蓮上人宗門を開く

去ぬる正嘉元年八月より、天變地妖様々にて風雨、洪水、飢饉、疾疫、打續きければ諸寺諸社に仰せて、國家安鎮の大法を修し、祈禱の懇誠を致さるれども、變災愈重りて、餓羣野に盈ちて、烏犬戸を争ひ、臭氣風に乘つて、行人鼻を蔽ふ。是只事にあらず、如何様政道の邪なる歟、理世に私ある歟。天怒り地怨むる所あらば、罪を一人に示



○文應元年

台嶺寺門—  
延曆寺園城  
寺

し給へ。民何の科に依て、かよる災禍に逢ふ事ぞ」と、時頼入道深く歎き給ひけれども、時  
 運の環る所、力及ばざる折節なり。去ぬる四月十三日に改元ありて、正嘉二年を引替て  
 文應元年とぞ號せられける。同十八日に改元の詔書、鎌倉に到來す。同二十二日政所に  
 おいて改元の吉書行はれ、松殿法印に仰せて、御祈禱の爲千手陀羅尼の法を修せらる  
 爰に、法華經の持者沙門釋の日蓮法師とて、學智の上人あり。本姓は三國氏、安房國長  
 狹郡東條郷市川村小湊の浦の人なり。父は貫名左衛門尉重忠、母は清原氏、日天耀き  
 て胸を照すと夢みて孕めり。後堀河院貞應元年二月十六日に誕生あり。十二歳にして清  
 澄山の道善房の上人の弟子となり、十八歳にして出家受戒し、日蓮房とぞ號しける。虚  
 空藏求聞持の法を修し、其より台嶺寺門の間に、學行修道し、三十二歳にして大道利  
 生の志を起し、建長五年三月二十八日、七字の題目を唱へて、宗門を開かれし所に、  
 清澄の道善房是を妬みて、地頭東條左衛門尉景信と心を合せて、寺中を追放す。力なく  
 寺を出でて、相州鎌倉に來り、名越の松葉谷に草菴を構へ、日毎に出でて菴に立ちつよ、  
 七字の題目を稱揚す。是を聞く人或は信をおこし、或は毀を致し、其名漸く鎌倉中  
 に隠なし。去ぬる正嘉元年より、今文應の初に及びて、天變妖災暇なく行はれて、人

民飢疫の愁に罹る。日蓮即ち立正安國論一卷を作り、文應元年七月十六日に、鎌倉の奉  
 行宿谷左衛門入道最信を以て、時頼入道に參せたり。時頼入道是を開き見給ふ所に、「日  
 蓮の志、我執輕慢の中より、宗門建立の爲書記せられ、天下この宗門を用ひざる事を  
 憤り、世を咒咀する思あり。文章の趣穩からず」と讒申す人ありければ、打捨て  
 られて侍りけり。又傍には「日蓮法師珍しき宗門を立てよ、諸宗を誹謗し、鎌倉の執  
 權、奉行、頭人を惡口し、我慢自大なる事世の爲人の爲災害の根なり」と申し沙汰しけ  
 れば、「かよる惡僧ならば、鎌倉中に許し置く事然るべからず」とて、弘長元年五月十二  
 日行年四十歳にして、日蓮法師を伊豆國伊東の浦へ流され、伊東八郎左衛門尉朝高にぞ  
 預けられける。同三年五月に召返さる。文永年中に、日蓮法師名越の草菴にありながら、  
 諸宗を誹謗し、行徳の碩學を惡口し、將軍家を呪咀せらるよ由伊和瀬大輔申し行ふ旨有  
 りて、弟子檀那六人と共に宿谷の土牢に入れたりけり。然れども、猶諸人の怒を宥めん  
 爲、龍口の海邊に引出し、斬罪に行はんとす。相州深く憐みて、俄に赦免せられけり。  
 この法師鎌倉近く叶ふべからず、遠島に移すべしとて、武藏前司に仰せて、佐渡島にこ  
 そ流されけれ。同十年二月に、相州時宗大赦行はれ、鎌倉に歸り入り、其より甲州に赴